

B 関連規則

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例

第1編 総則

(目的)

第1条 この特例は、特定取引所金融商品市場への有価証券の上場について、有価証券上場規程の特例を規定する。

2 この特例の変更は、当取引所の取締役会の決議をもって行う。ただし、変更の内容が軽微である場合は、この限りでない。

(定義)

第2条 この特例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 運用会社 特定有価証券に係る金銭その他の財産の運用(その指図を含む。)を行う者(これらの者から運用又は運用指図に係る権限の全部又は一部の委託又は再委託を受けた者を含む。)及びこれに相当する者をいう。

(2) MSCB等 上場会社が第三者割当により発行する次のaからcまでに掲げる有価証券であって、これらに付与又は表章される新株予約権又は取得請求権の行使に際して払い込みをなすべき1株あたりの額が、6か月間に1回を超える頻度で、当該新株予約権等の行使により交付される上場株券等の価格を基準として修正が行われ得る旨の発行条件が付されたもの及びこれと同等の効果を有するものをいう。

a 新株予約権付社債券(同時に募集され、かつ、同時に割り当てられた社債券及び新株予約権証券であって、一体で売買するものとして発行されたものを含む。)

b 新株予約権証券

c 取得請求権付株券(取得請求権の行使により交付される対価が当該取得請求権付株券の発行者が発行する上場株券等であるものをいう。)

(3) 株券等 次のaからmまでに掲げる有価証

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この施行規則は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例(以下「特例」という。)に基づき、当取引所が定める事項並びに特例の解釈及び運用に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この施行規則において「運用会社」、「MSCB等」、「株券等」、「株式事務代行機関」、「監査報告書等」、「国際会計基準」、「コーポレート・ファイナンス助言業務」、「債券」、「J—A d v i s e r」、「J—Q S」、「指定振替機関」、「四半期報告書」、「受託者」、「上場外国会社」、「上場会社」、「上場株券等」、「上場債券」、「上場内国会社」、「上場有価証券」、「新規上場申請者」、「第三者割当」、「担当会社」、「担当J—A d v i s e r」、「担当上場会社」、「特定証券情報」、「特定証券情報(補完)」、「特定上場有価証券」、「特定投資家」、「特定投資家向け売付け勧誘等」、「特定投資家向け取得勧誘」、「特定取引所金融商品市場」、「特定有価証券」、「特別利害関係者等」、「取引所府令」、「日本会計基準」、「発行者情報」、「半期報告書」、「非上場逆さ合併」、「プログラム上場」、「プログラム情報」、「米国会計基準」、「法」、「募集株式」、「有価証券」、「有価証券届出書」、「有価証券報告書」及び「流動性プロバイダー」とは、それぞれ特例第2条に規定する運用会社、MSCB等、株券等、株式事務代行機関、監査報告書等、国際会計基準、コーポレート・ファイナンス助言業務、債券、J—A d v i s e r、J—Q S、指定振替機関、四半期報告書、受託者、上場外国会社、上場会社、上場株

券をいう。

- a 内国法人の発行する株券（法第2条第1項第9号に掲げる株券をいう。）
- b 外国法人の発行する株券（法第2条第1項第17号に掲げる有価証券のうち、前aに掲げる有価証券の性質を有するものをいう。）
- c 優先出資証券（法第2条第1項第7号に掲げる優先出資証券をいう。）
- d 内国法人の発行する新株予約権証券（法第2条第1項第9号に掲げる新株予約権証券をいう。）
- e 外国法人の発行する新株予約権証券（法第2条第1項第17号に掲げる有価証券のうち、前dに掲げる有価証券の性質を有するものをいう。）
- f ETN（外国で発行された法第2条第1項第17号に掲げる有価証券のうち同項第5号に掲げる社債券の性質を有するものであって、当該有価証券の償還価額が特定の指標（金融商品市場における相場その他の指標をいう。）に連動することを目的とするものをいう。）
- g 投資信託受益証券（法第2条第1項第10号に掲げる投資信託の受益証券をいう。）
- h 外国投資信託受益証券（法第2条第1項第10号に掲げる外国投資信託の受益証券をいう。）
- i 投資証券（法第2条第1項第11号に掲げる投資証券をいう。）
- iの2 新投資口予約権証券（法第2条第1項第11号に掲げる新投資口予約権証券をいう。）
- j 外国投資証券（法第2条第1項第11号に掲げる外国投資証券をいう。）のうちi及び前iの2に掲げる有価証券に類する証券
- k 外国株預託証券（法第2条第1項第20号に掲げる証券又は証書で、外国法人の発行する株券に係る権利を表示するものをいう。）
- l 受益証券発行信託の受益証券（法第2条第1項第14号に掲げる受益証券発行信託の受益権をいう。以下同じ。）のうち、次の(a)及び(b)に掲げるもの
 - (a) 内国商品信託受益証券(特定の商品(商

券等、上場債券、上場内国会社、上場有価証券、新規上場申請者、第三者割当、担当会社、担当J—A d v i s e r、担当上場会社、特定証券情報、特定証券情報（補完）、特定上場有価証券、特定投資家、特定投資家向け売付け勧誘等、特定投資家向け取得勧誘、特定取引所金融商品市場、特定有価証券、特別利害関係者等、取引所府令、日本会計基準、発行者情報、半期報告書、非上場逆さ合併、プログラム上場、プログラム情報、米国会計基準、法、募集株式、有価証券、有価証券届出書、有価証券報告書及び流動性プロバイダーをいう。

一部改正〔平成30年5月31日〕

品先物取引法（昭和25年法律第239号）第2条第1項に規定する商品をいう。）の価格に連動することを目的として、主として当該特定の商品とその信託財産とする受益証券発行信託の受益証券をいう。）

(b) 外国証券信託受益証券（受益証券発行信託の受益証券のうち、外国法人の発行する株券、ETN、外国投資信託受益証券、外国投資証券又は次のmに掲げる外国受益証券発行信託の受益証券を信託財産とするものをいう。）

m 外国受益証券発行信託の受益証券（法第2条第1項第17号に掲げる有価証券のうち、前1の(a)に掲げる有価証券の性質を有するものをいう。）

(4) 株式事務代行機関 会社法（平成17年法律第86号）第123条に規定する株主名簿管理人又は協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成5年法律第44号。以下「優先出資法」という。）に規定する優先出資者名簿管理人であって、名義書換事務のほか、株主に対する通知など株式事務（優先出資に係る事務を含む。以下同じ。）全般を代行する、発行者とは別法人の機関をいう。

(5) 監査報告書等 連結会計年度又は事業年度に係る財務書類については監査報告書又はこれに準じたものを、中間連結会計期間若しくは中間会計期間又は第2四半期連結累計期間若しくは第2四半期累計期間に係る財務書類については中間監査報告書若しくは四半期レビュー報告書又はこれらに準じたものをいう。

(6) 削除

(7) 国際会計基準 国際財務報告基準（IFRS）をいう。

(8) コーポレート・ファイナンス助言業務 資本市場における資金調達（新規上場、追加上場及びM&Aを含む。）の助言及び審査業務並びに公開支援業務をいう。

(9) 債券 次のaからmまでに掲げる有価証券をいう。

a 内国法人の発行する社債券（法第2条第1

- 項第5号に掲げる有価証券をいう。)
- b 外国法人の発行する社債券（法第2条第1項第17号に掲げる有価証券のうち、前aに掲げる有価証券の性質を有するものをいう。)
- c 特別の法律により内国法人の発行する債券（法第2条第1項第3号に掲げる有価証券をいう。)
- d 特別の法律により外国法人の発行する債券（法第2条第1項第17号に掲げる有価証券のうち、前cに掲げる有価証券の性質を有するものをいう。)
- e 投資法人債券（法第2条第1項第11号に掲げる投資法人債券をいう。)
- f 外国投資証券（法第2条第1項第11号に掲げる外国投資証券をいう。）のうち前eに掲げる有価証券に類する証券
- g 内国の者の発行する地方債証券（法第2条第1項第2号に掲げる有価証券をいう。)
- h 外国の者の発行する地方債証券（法第2条第1項第17号に掲げる有価証券のうち、前gに掲げる有価証券の性質を有するものをいう。)
- i 内国法人の発行する特定社債券（法第2条第1項第4号に掲げる有価証券をいう。)
- j 外国法人の発行する特定社債券（法第2条第1項第17号に掲げる有価証券のうち、前iに掲げる有価証券の性質を有するものをいう。)
- k 特定目的信託の受益証券（法第2条第1項第13号に掲げる有価証券をいう。）のうち、信託期間中の金銭の分配について、あらかじめ定められた金額の分配を受ける種類のもの
- l 外国の者の発行する特定目的信託の受益証券（法第2条第1項第17号に掲げる有価証券のうち、前kに掲げる有価証券の性質を有するものをいう。)
- m 外国の発行する国債（法第2条第1項第17号に掲げる有価証券のうち、同項第1号に掲げる有価証券の性質を有するものをいう。)
- (10) J—A d v i s e r J—A d v i s e r
資格（当取引所が開設する特定取引所金融商品

市場において、上場会社及び新規上場申請者(株券等の新規上場を申請する者に限る。第22号及び第23号において同じ。)に対し、取引所府令第7条の2第1号及び第2号に掲げる行為に関する業務を行うための資格をいう。以下同じ。)を取得した者をいう。

(11) J-Q S J-A d v i s e rとしての業務を行うために十分な経験と高い知見を有する者として当取引所が認定する者をいう。

(12) 指定振替機関 社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)第2条第2項に規定する振替機関であって施行規則で定める者をいう。

(13) 四半期報告書 法第24条の4の7第1項(法において準用する場合を含む。)に規定する四半期報告書(同条第6項(法において準用する場合を含む。))の規定に基づいて当該四半期報告書に代わる書類を提出する外国の者(以下「当該書類」)をいう。

(14) 受託者 特定有価証券が信託契約に基づき設定される場合の当該信託契約における受託者及びこれに相当する者をいう。

(15) 上場外国会社 上場会社のうち、外国の法律に準拠して設立された者をいう。

(16) 上場会社 上場株券等の発行者をいう。

(17) 上場株券等 当取引所が開設する特定取引所金融商品市場に上場している株券等をいう。

(18) 上場債券 当取引所が開設する特定取引所金融商品市場に上場している債券をいう。

(19) 上場内国会社 上場会社のうち、日本の法律に準拠して設立されたものをいう。

(20) 上場有価証券 当取引所が開設する特定取引所金融商品市場に上場している有価証券をいう。

(21) 新規上場申請者 有価証券の新規上場を申請する当該有価証券の発行者をいう。

(22) 第三者割当 企業内容等の開示に関する内閣府令(昭和48年大蔵省令第5号。以下「開示府令」という。)第19条第2項第1号ヲに規定する第三者割当をいう。

(23) 担当会社 担当上場会社及びJ-A d v i

(指定振替機関の定義)

第3条 特例第2条第12号に規定する施行規則で定める者は、株式会社証券保管振替機構とする。

- serとの間で第313条に規定する契約を締結している新規上場申請者をいう。
- (24) 担当J—A d v i s e r 上場会社又は新規上場申請者との間で第313条に規定する契約を締結しているJ—A d v i s e rをいう。
- (25) 担当上場会社 J—A d v i s e rとの間で第313条に規定する契約を締結している上場会社をいう。
- (26) 特定証券情報 法第27条の31第1項に規定する特定証券情報をいい、証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令（平成20年内閣府令第78号。以下「証券情報等内閣府令」という。）第2条第1項第1号に基づきこの特例でその内容を定めるものをいう。
- (27) 特定証券情報（補完） 法第3条各号に規定する有価証券以外の債券に関し、プログラム情報の提出後に、法第27条の31第4項に基づき公表される同項に規定する訂正特定証券情報であつて、当該プログラム情報に記載された内容を補完する情報として第209条第2項でその内容を定めるものをいう。
- (28) 特定上場有価証券 法第2条第33項に規定する特定上場有価証券をいう。
- (29) 特定投資家 法第2条第31項に規定する特定投資家をいう。
- (30) 特定投資家向け売付け勧誘等 法第2条第6項に規定する特定投資家向け売付け勧誘等をいう。
- (31) 特定投資家向け取得勧誘 法第4条第3項第1号に規定する特定投資家向け取得勧誘をいう。
- (32) 特定取引所金融商品市場 法第2条第32項に規定する特定取引所金融商品市場をいう。
- (33) 特定有価証券 法第5条第1項に規定する特定有価証券をいう。
- (34) 特別利害関係者等 開示府令第1条第31号に規定する特別利害関係者等をいう。
- (35) 取引所府令 金融商品取引所等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第54号）をいう。
- (36) 日本会計基準 連結財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則、財務諸表等の用

語、様式及び作成方法に関する規則（以下「財務諸表等規則」という。）、四半期連結財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則、四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則、中間連結財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則並びに中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する企業会計の基準をいう。

(37) 発行者情報 法第27条の32第1項に規定する発行者情報をいい、証券情報等内閣府令第7条第2項第1号に基づきこの特例でその内容を定めるものをいう。

(38) 半期報告書 法第24条の5第1項（法において準用する場合を含む。）に規定する半期報告書（同条第7項（法において準用する場合を含む。）の規定に基づいて当該半期報告書に代わる書類を提出する外国の者にあつては当該書類）をいう。

(39) 非上場逆さ合併 上場会社が行う次のaからfまでに掲げる行為であつて、当該行為の対象となる会社若しくは事業等が、直前連結会計年度若しくは直前事業年度における総資産額、純資産額、経常利益若しくは売上高のいずれかにおいて、当該上場会社を上回っている場合に該当するもの（当該行為により当該上場会社の実質的な存続会社でなくなると当取引所が認めるときに限る。）又は当該行為により当該上場会社の事業、取締役の構成若しくは株主構成が根本的に変化することになるものをいう。

a 非上場会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併

b 非上場会社を完全子会社とする株式交換

bの2 非上場会社を子会社とする株式交付

c 会社分割による非上場会社からの事業の承継

d 非上場会社からの事業の譲受け

e 非上場会社の株式の取得による子会社化

f aから前eまでに掲げる行為と同等の効果をもたらすと当取引所が認める行為

(40) プログラム上場 債券の新規上場申請を行うおうとする者がプログラム情報を当取引所に対

して提出し、かつ公表することをいう。

- (41) プログラム情報 債券の発行残高の上限その他の情報を記載したものであって、法第3条各号に規定する有価証券以外の債券にあっては、当該債券の新規上場申請を行おうとする者が、法第27条の31第1項の規定に基づき公表する特定証券情報であって、証券情報等内閣府令第2条第1項第1号に規定する特定取引所規則において定める情報として第206条第2項でその内容を定めるものをいい、法第3条各号に規定する有価証券である債券にあっては、当該債券の新規上場申請を行おうとする者が公表する書類であって、第206条第2項でその内容を定めるものをいう。
- (42) 米国会計基準 米国において一般に公正妥当と認められた会計基準をいう。
- (43) 法 金融商品取引法(昭和23年法律第25号)をいう。
- (44) 募集株式 会社法第199条第1項に規定する募集株式及び優先出資法に規定する募集優先出資並びにこれらに相当する外国の法令の規定により割り当てる株式をいう。
- (45) 有価証券 法第2条第1項に規定する有価証券をいう。
- (46) 有価証券届出書 法第5条第1項(法において準用する場合を含む。)に規定する届出書(同条第6項(法において準用する場合を含む。)の規定に基づいて当該届出書に代わる書類を提出する外国の者にあつては、当該書類及びその補足書類)及びその添付書類並びにこれらの書類の訂正届出書をいう。
- (47) 有価証券報告書 法第24条第1項(法において準用する場合を含む。)に規定する有価証券報告書(同条第8項(法において準用する場合を含む。)の規定に基づいて当該有価証券報告書に代わる書類を提出する外国の者にあつては当該書類)をいう。
- (48) 流動性プロバイダー 上場会社の発行する株券等の売買を円滑にするために売付け及び買付けの気配の表示等を行う取引参加者をいう。

一部改正〔平成25年7月16日、平成30年

5月31日]

(プリンシプルベースの考え方に基づく運用)

第3条 当取引所は、プリンシプルベースの考え方に基づき、この特例を運用する。

2 当取引所は、この特例の運用にあたっては、原則的な取扱いを定めた各条項の趣旨に従い、当取引所の市場の透明性、公正性を確保する観点を踏まえ、適切な判断を行うものとする。

(自主規制業務の委託)

第4条 当取引所は、法第84条第2項に規定する自主規制業務のうち、次の各号に掲げる業務について、日本取引所自主規制法人（以下「自主規制法人」という。）に委託することができる。

(1) 有価証券の上場及び上場廃止に関する業務

(2) 上場有価証券の発行者が行う当該発行者に係る情報の開示に関する審査及び上場有価証券の発行者に対する処分その他の措置に関する業務

2 新規上場申請に係る有価証券の発行者及び上場有価証券の発行者は、前項の規定により当取引所が自主規制法人に委託した業務については、自主規制法人が行う審査、調査及び報告又は資料の提出の請求等に応じなければならない。

3 当取引所は、第1項の規定により自主規制法人に委託した業務については、自主規制法人が行う審査又は調査等の結果に基づき承認又は処分その他の措置等を行うものとする。

(売買停止及び停止解除の通知)

第5条 当取引所が上場有価証券の売買の停止又は停止解除をしたときは、これを当該上場有価証券の発行者に通知する。

(電磁的記録による書類等の提出)

第6条 新規上場申請に係る有価証券の発行者、上場有価証券の発行者その他の当取引所の規則に基づき書類等の提出及び開示等を行う者が当取引所の規則に基づき行うべき書類等の提出については、当該書類等の内容を記録した電磁的記録の提出によりこれを行うことができるものとする。ただし、当取引所が書面による提出が必要と認める書類等については、この限りではない。

2 前項の規定に基づき電磁的記録を提出した場合

における当取引所の規則の適用については、文書をもって同項の書類等の提出を行ったものとみなすほか、当取引所の規則の適用においては、電磁的記録は当該電磁的記録に相当する文書と、当該電磁的記録に記録された事項は当該文書に記載された事項と、それぞれみなすものとする。

一部改正〔平成30年5月31日〕

(施行規則への委任)

第7条 当取引所は、この特例に定める事項のほか、有価証券の上場、上場有価証券の発行者の適時開示、上場廃止、J—A d v i s e r資格の取得、J—A d v i s e rの義務その他上場有価証券及びJ—A d v i s e rに関して必要がある場合には、所要の取扱いを施行規則で定めることができる。

第2編 株券等

第1章 総則

(T O K Y O P R O M a r k e t)

第101条 当取引所が開設する特定取引所金融商品市場のうち株券等に係る市場は、T O K Y O P R O M a r k e tと称する。

(J—A d v i s e rとの契約)

第102条 上場会社及び新規上場申請者(株券等の新規上場を申請する者に限る。以下この編及び第4編において同じ。)は、J—A d v i s e rとの間で、第313条に規定する契約を締結し、施行規則で定めるところにより、担当J—A d v i s e rを確保しなければならない。

2 上場会社及び新規上場申請者は、必要に応じて、担当J—A d v i s e rから指導及び助言を受け、それらに従って行動しなければならない。

3 上場会社及び新規上場申請者は、新規上場申請時及び上場後において、担当J—A d v i s e rがJ—A d v i s e rとしての業務を遂行するに際し、必要な協力を行わなければならない。

(規則解釈に関する助言)

第103条 上場会社及び新規上場申請者は、この特例を解釈するに際しては、担当J—A d v i s e rから助言を受けなければならない。

(書類の提出等)

第104条 上場会社及び新規上場申請者が行う当取

第2章 株券等

(担当J—A d v i s e rの数)

第101条 特例第102条第1項の規定に基づき、上場会社及び新規上場申請者が確保しなければならない担当J—A d v i s e rの数は、1社とする。

引所への報告、必要な書類の提出等は、担当 J—A d v i s e r を通じて行うものとする。

2 当取引所が行う上場会社及び新規上場申請者への通知、連絡等は、担当 J—A d v i s e r を通じて行うものとする。

3 上場会社は、当取引所が正当な理由に基づき請求する書類を第 1 項に定める方法により遅滞なく提出するものとし、当該書類のうち当取引所が必要と認める書類について当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(資料に使用する言語)

第105条 上場会社及び新規上場申請者が開示する資料を作成する場合は、英語若しくは日本語のいずれか又は両方の言語で作成しなければならない。

(本国等の法制度等の勘案)

第106条 当取引所は、上場外国会社及び外国の法律に準拠して設立された新規上場申請者に対する当取引所の規則の適用にあたっては、これらの者の本国等における法制度、実務慣行等を勘案するものとする。

(相互連絡及び協力)

第107条 上場会社、新規上場申請者、運用会社及び受託者は、この特例その他の規則に定める義務を履行するに際し、相互に必要な連絡及び協力を行わなければならない。

第 2 章 新規上場

(新規上場申請等)

第108条 株券等の新規上場申請は、当該株券等の発行者からの申請により行うものとする。ただし、上場会社が当事者となって行う合併、会社分割、株式交換又は株式移転によって新しく設立される会社又は存続会社となる会社の株券等について、その成立日又は効力発生日における上場を希望する場合は、当該成立日又は効力発生日前において、当該上場会社が申請を行うものとする。

(上場契約等)

第109条 当取引所が新規上場申請に係る株券等を上場する場合には、当該新規上場申請に係る株券等の発行者は、施行規則で定める当取引所所定の「上場契約書」を提出するものとする。

(上場契約書)

第102条 特例第109条第 1 項に規定する「上場契約書」は、別記第 1 号様式によるものとする。

- 2 前項による上場契約は、新規上場申請に係る株券等の上場日にその効力を生ずるものとする。
- 3 新規上場申請に係る株券等が特定有価証券である場合には、当該新規上場申請に係る株券等の発行者は、運用会社及び受託者（当取引所が当該株券等の性質にかんがみて必要と認める者に限る。以下同じ。）と連名で「上場契約書」を提出するものとする。
- 4 前項の規定により「上場契約書」を連名で提出した運用会社及び受託者に対してのこの特例の適用については、上場会社及び新規上場申請者と同様に取り扱うものとする。ただし、当取引所が適当と認める場合は、この限りでない。
- 5 当取引所は、新規上場申請に係る株券等の上場日にその銘柄その他の施行規則で定める事項を上場有価証券原簿に記載する。

（新規上場申請時の提出書類等）

第110条 新規上場申請者は、上場の承認を希望する日の少なくとも10営業日前までに、当取引所所定の「有価証券新規上場申請書」を提出しなければならない。

2 前項に規定する「有価証券新規上場申請書」には、次の各号に掲げる書類等を添付するものとする。この場合における当該各号に掲げる書類等の取扱いは、施行規則で定める。

- (1) 特定証券情報
- (2) 「新規上場申請に係る宣誓書」
- (3) 「コーポレート・ガバナンスに関する報告

2 特例第109条第5項に規定する施行規則で定める事項とは、次の各号に掲げる株券等の区分に従い、当該各号に定める事項をいう。

(1) 株券等（外国株預託証券及び外国証券信託受益証券（以下「外国株預託証券等」という。）を除く。以下この号において同じ。）

株券等の銘柄、数量、種類、単元株式数を定める場合には当該単元株式数及び上場年月日

(2) 外国株預託証券等

a 外国株預託証券等の銘柄、数量、種類、1外国株預託証券等に権利が表示される外国株券の数、預託機関等の名称及び上場年月日

b 外国株預託証券等に表示される権利に係る外国株券の銘柄、数量及び種類

（新規上場申請に係る提出書類等）

第103条 特例第110条第2項第2号に規定する「新規上場申請に係る宣誓書」は、別記第2号様式によるものとする。

2 特例第110条第2項第3号に規定する「コーポレ

<p>書」</p> <p>(4) 新規上場申請者の定款</p> <p>(5) その他当取引所が必要と認める書類等</p> <p>3 新規上場申請者は、新規上場申請時に特定投資家向け取得勧誘又は特定投資家向け売付け勧誘等を実施しない場合その他の施行規則で定める場合には、当取引所に対して、特定証券情報に代えて、発行者情報に相当する情報その他の施行規則で定める書類等を提出しなければならない。</p> <p>4 第2項第1号に規定する特定証券情報の内容及び様式は、施行規則で定めるところによる。</p>	<p>ート・ガバナンスに関する報告書」は、次の各号に掲げる事項を含むものとする。</p> <p>(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の新規上場申請者に関する基本情報</p> <p>(2) 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況</p> <p>(3) 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況</p> <p>(4) 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況（反社会的勢力排除に向けた体制整備に関する内容を含む。）</p> <p>(5) その他当取引所が必要と認める事項</p> <p>3 特例第110条第3項に規定する施行規則で定める場合とは、次の各号に掲げる場合をいい、同項に規定する施行規則で定める書類等とは、当該各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類等とする。この場合において、新規上場申請者は、当取引所に対して、特定証券情報に記載すべき情報であって、当取引所が必要と認める情報を併せて提出しなければならない。</p> <p>(1) 新規上場申請時に募集又は売出しを実施する場合 有価証券届出書の写し</p> <p>(2) 有価証券報告書の提出義務者である者が、新規上場申請時に特定投資家向け取得勧誘又は特定投資家向け売付け勧誘等を実施しない場合 有価証券報告書及び半期報告書の写し、又は有価証券報告書及び四半期報告書の写し</p> <p>(3) 有価証券報告書の提出義務者でない者が、新規上場申請時に特定投資家向け取得勧誘又は特定投資家向け売付け勧誘等を実施しない場合 発行者情報に相当する情報</p> <p>4 特例第110条第4項に規定する特定証券情報の内容は、証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令（平成20年12月5日内閣府令第78号。以下「証券情報等内閣府令」という。）第2条第2項第1号イからニまでに掲げる事項（新規上場申請者が</p>
---	--

5 特定証券情報（第3項に規定する発行者情報に相当する情報を含む。以下この章において同じ。）において求められる財務書類には、施行規則で定める監査報告書等を添付しなければならない。ただし、新規上場申請者（特定有価証券の発行者に限る。）が、その設立後最初の事業年度又は連結会計年度内に特定証券情報を提出する場合であって、当取引所が適当と認めるときは、当該監査報告書等の添付を要しない。

6 特定証券情報において求められる財務書類は、日本会計基準、米国会計基準、国際会計基準その他施行規則で定める会計基準のいずれかに基づいて作成しなければならない。

既に1年間継続して開示府令第9条の3第2項に規定する有価証券報告書（新規上場申請者が外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令

（昭和47年大蔵省令第26号。以下「外債府令」という。）第1条第1号に規定する外国債等の発行者である場合には、同令第6条の2第2項に規定する有価証券報告書）を提出している場合は、その旨並びに証券情報等内閣府令第2条第2項第1号イ及びロに掲げる事項）に関する情報（株券等が特定有価証券に該当する場合には、同項第2号イからニまでに掲げる事項に関する情報）とする。

5 新規上場申請者は、特例第110条第4項に規定する特定証券情報を作成するにあたっては、別記第3号様式その他当取引所が適当と認める様式を用いなければならない。

6 特例第110条第5項に規定する施行規則で定める監査報告書等は、「無限定適正意見」若しくは「無限定の結論」又はこれらに準ずる意見若しくは結論が記載されたものであり、かつ、次の各号に掲げる基準を満たすものとする。

(1) 日本において一般に公正妥当と認められる監査の基準、中間監査の基準若しくは四半期レビューの基準、又はこれらと同等の基準に準拠して実施された監査又はレビューの結果が記載されたものであること。

(2) 法第193条の2に規定する監査証明に相当する証明、又はこれと同等のものが記載されたものであること。

(3) 監査法人によって作成されたものであること。

(4) 最近の事業年度又は連結会計年度に係るものであること。

7 特例第110条第6項に規定する施行規則で定める会計基準とは、担当 J—A d v i s e r と監査法人が、日本会計基準、米国会計基準又は国際会計基準の3基準のいずれかと同等であると判断し、当取引所が適当であると認める基準をいい、上場会社及び新規上場申請者は、当該基準に基づいて特定証券情報において求められる財務書類を作成する場合には、当該基準における会計処理の原則及び手続きと当該3基準のいずれかにおける

(新規上場申請時の公表)

第111条 新規上場申請者は、前条第1項の規定により「有価証券新規上場申請書」を提出したときは、証券情報等内閣府令第3条第1号及び第11条第1号の規定に従い、施行規則で定める方法により、直ちに、前条第2項各号に掲げる書類を公表しなければならない。

2 前項の規定に従い公表された特定証券情報に記載される内容について、変更又は訂正すべき事項が生じた場合には、新規上場申請者は直ちに当該変更又は訂正の内容を、証券情報等内閣府令第5条第2項第1号及び第11条第1号の規定に従い、施行規則で定める方法により公表しなければならない。

(その他の提出書類等)

第112条 当取引所は、新規上場申請者に対し、当取引所が適当と認める報告又は資料の提出を求めることができるものとする。

(上場適格性要件)

第113条 新規上場申請者は、次の各号に掲げる事項(以下この編において「上場適格性要件」という。)を満たしていなければならない。

- (1) 新規上場申請者が、当取引所の市場の評価を害さず、当取引所に上場するに相応しい会社であること
- (2) 新規上場申請者が、事業を公正かつ忠実に遂行していること
- (3) 新規上場申請者のコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制が、企業の規模や成熟度等に応じて整備され、適切に機能していること
- (4) 新規上場申請者が、企業内容、リスク情報等の開示を適切に行い、この特例に基づく開示義務を履行できる態勢を整備していること
- (5) 反社会的勢力との関係を有しないことその他公益又は投資者保護の観点から当取引所が必

会計処理の原則及び手続きとの差異の内容につき開示しなければならない。

(新規上場申請時の公表の方法)

第104条 特例第111条第1項及び第2項に規定する施行規則で定める方法は、次の各号に掲げる掲載のいずれかを継続して行う方法とする。

- (1) 当取引所のウェブサイトへの掲載
- (2) 新規上場申請者のウェブサイトへの掲載

2 当取引所は、新規上場申請者が特例第111条第1項又は第2項の規定により前項第2号の方法による公表をしたときは、速やかに、当該公表された書類を当取引所のウェブサイトに掲載するものとする。

要と認める事項

(上場承認)

第114条 当取引所は、新規上場申請者について前条各号に掲げる上場適格性要件を満たすことが確認された場合には、申請に係る株券等の上場を承認するものとする。ただし、第108条ただし書による新規上場申請の対象会社については、第133条から第138条までを満たす見込みがある場合には、申請に係る株券等の上場を承認するものとする。

(上場前の取得勧誘等)

第115条 新規上場申請者(当取引所その他の金融商品取引所に上場されている内国株券等の発行者及びこれに準ずる者並びに第110条第1項ただし書に基づく申請を行う申請者及び外国会社を除く。)の発行する内国株券等の上場に係る株式公開の公正を確保するため、上場前に行われる募集又は売出し、特定投資家向け取得勧誘又は特定投資家向け売付け勧誘等、株式等の譲受け又は譲渡及び第三者割当(開示府令第19条第2項第1号ヲ(1)及び(2)に掲げる方法を含み、日本証券業協会がグリーンシート銘柄として指定する内国株券等に係る公募であって、日本証券業協会が定める規則により金融商品取引業者が不特定多数の者を対象に配分する方法により行う場合の当該公募を除く。)による募集株式の割当て等に関する必要な事項については、施行規則で定める。

(第三者割当により割り当てられた株式の譲渡の報告等の取扱い)

第105条 特例第115条に規定する第三者割当による募集株式の割当て等に関する必要な事項については、次条及び第107条に定めるところによる。

(上場前の株式等の移動に関する記録の保存等)

第106条 新規上場申請者は、新規上場申請日の直前事業年度(上場日が属する事業年度の前事業年度をいい、当該上場日が事業年度の初日から定時株主総会の日までの間にあたる場合には、上場日が属する事業年度の前々事業年度をいう。次条において同じ。)の末日から起算して2年前から上場日の前日までの期間において、新規上場申請者が第三者割当により行う募集株式若しくは新株予約権の割当て(以下「第三者割当による募集株式等の割当て」という。)を行っている場合、又は新規上場申請者の特別利害関係者等が、新規上場申請者の発行する株式若しくは新株予約権の譲受け若しくは譲渡(上場前の募集、売出し、特定投資家向け取得勧誘及び特定投資家向け売付け勧誘等(以下「上場前の募集等」という。))を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。)を行っている場合には、上場日から5年間、株式等の移動の状況に係る記録を保存するものとする。

(第三者割当による募集株式等の割当て等及び所有に関する規制)

第107条 新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前から上場日の前日までの期間において、次の各号に掲げる行為のいずれかを行っている場合には、当該新規上場

申請者は、当該各号に掲げる割当て又は交付を受けた者をして、担当 J—A d v i s e r に対して、次項に定める事項について確約させるものとする。

(1) 第三者割当による募集株式の割当て（上場前の募集等による場合を除く。）

(2) 第三者割当による新株予約権の割当て（それと同様の効果を有すると認められる自己新株予約権の割当てを含む。）

(3) 新株予約権の行使による株式の交付（前号に規定する新株予約権に係るものに限る。）

2 新規上場申請者が前項各号に掲げる割当て又は交付を受けた者をして、担当 J—A d v i s e r に対して確約させる事項は、次の各号に掲げる事項とする。

(1) 前項各号に掲げる割当て又は交付を受けた者は、当該割当て又は交付を受けた株式及び新株予約権（以下「割当株式等」という。）を、割当て又は交付を受けた日から上場日以後 6 か月間を経過する日（割当株式等の割当て又は交付を受けた日以後 1 年間を経過していない場合には、当該割当て又は交付を受けた日から 1 年間を経過する日）まで所有すること。ただし、割当て又は交付を受けた者がその経営の著しい不振により割当株式等の譲渡を行う場合その他社会通念上やむを得ないと担当 J—A d v i s e r が認める場合を除く。

(2) 割当て又は交付を受けた者は、割当株式等又は割当株式等に係る取得株式等の譲渡を行う場合には、あらかじめ新規上場申請者に通知するとともに、事後において新規上場申請者にその内容を報告すること。

(3) その他当取引所が必要と認める事項

第 3 章 上場後の義務

第 1 節 上場適格性要件の維持義務

（上場適格性要件の維持義務）

第116条 上場会社は、上場適格性要件を上場後も継続的に満たさなければならない。

第 2 節 会社情報の開示義務

（ディスクロージャー）

第117条 上場会社は、投資者への適時、適切な会社

情報の開示が健全な金融商品市場の根幹をなすものであることを十分に認識し、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を徹底するなど、誠実な業務遂行に努めなければならない。

2 上場会社は、会社情報の開示を行う場合は、T D n e t（当取引所の適時開示情報伝達システムをいう。以下同じ。）を利用して行うものとする。T D n e tの稼働に支障が生じた場合その他当取引所が必要があると認める場合には、当取引所がその都度定める方法により行うものとする。

3 上場会社は、金融商品取引法施行令（昭和40年法律第321号。以下「施行令」という。）第30条第1項第2号又は第3号の規定に基づく重要事実等又は公開買付け等事実の当取引所への通知及び同項第4号又は第5号の規定に基づく公開買付け等事実の当取引所への通知を行う場合には、次条から第123条までの規定に基づく会社情報の開示に係る方法により行うものとする。

4 上場会社は、次条から第123条まで、第125条から第127条まで及び第129条の規定に基づき開示が求められる会社情報についてインターネットを利用して公衆による閲覧ができる状態に置こうとするときは、第2項の定めるところにより当該会社情報が開示された時以後にこれを行うものとする。ただし、アクセス制御機能（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）第2条第3項に規定するアクセス制御機能をいう。以下同じ。）を付加するなど公衆による当該会社情報の開示前の閲覧を制限するための措置を講じる場合は、この限りでない。

5 前項、第124条、第125条第1項及び第129条第1項の規定は、第3項の施行令第30条第1項第4号又は第5号の規定に基づく公開買付け等事実の当取引所への通知を行う場合について準用する。

一部改正〔平成25年6月29日、平成25年8月9日、平成25年9月6日〕

（会社情報の開示）

第118条 上場会社は、次の各号のいずれかに該当する場合（施行規則で定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なも

（決定事実に係る軽微基準）

第108条 特例第118条に規定する施行規則で定める基準のうち同条第1号に掲げる事項に係るものは、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定

のと当取引所が認めるものを除く。)は、施行規則で定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。

(1) 上場会社の業務執行を決定する機関が、次の a から a t までに掲げる事項のいずれかを行うことについての決定をした場合(当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。)

a 会社法第199条第1項に規定する株式会社の発行する株式若しくはその処分する自己株式を引き受ける者(協同組織金融機関が発行する優先出資を引き受ける者を含む。)の募集(処分する自己株式を引き受ける者の募集を含む。)若しくは同法第238条第1項に規定する募集新株予約権を引き受ける者の募集

(処分する自己新株予約権を引き受ける者の募集を含む。)又は株式若しくは新株予約権の売出し(特定投資家向け取得勧誘又は特定投資家向け売付け勧誘等であって、この a に掲げる募集又は売出しに相当するものを含む。)

b 前 a に規定する募集若しくは売出しに係る発行登録(その取下げを含む。)又は当該発行登録に係る募集若しくは売出しのための需要状況の調査の開始

c 資本金の額の減少

d 資本準備金又は利益準備金の額の減少

e 会社法第156条第1項(同法第163条及び同法第165条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定若しくはこれらに相当する外国の法令の規定又は優先出資法第15条の規定による自己株式の取得

f 株式無償割当て又は新株予約権無償割当て

g 前 f に規定する新株予約権無償割当てに係る発行登録(その取下げを含む。)又は当該

めることとする。

(1) 特例第118条第1号 a に掲げる事項

会社法第199条第1項に規定する株式会社の発行する株式若しくはその処分する自己株式を引き受ける者(協同組織金融機関が発行する優先出資を引き受ける者を含む。)の募集の払込金額又は売出価額の総額(当該有価証券が新株予約権証券である場合には、同法第238条第1項に規定する募集新株予約権を引き受ける者の募集(処分する自己新株予約権を引き受ける者の募集を含む。)の払込金額又は売出価額の総額に当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額)が1億円未満であると見込まれること(特定投資家向け取得勧誘又は特定投資家向け売付け勧誘等であって、この号に定める軽微基準に該当するものを含む。)。ただし、株主割当(優先出資者割当を含む。)による場合及び買収防衛策の導入又は発動に伴う場合を除く。

発行登録に係る新株予約権無償割当てのための
 需要状況若しくは権利行使の見込みの調査
 の開始

h 株式の分割又は併合

i 剰余金の配当

j 株式交換

k 株式移転

kの2 株式交付

l 合併

m 会社分割

n 事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け

(2) 特例第118条第1号nに掲げる事項

a 事業の一部を譲渡する場合

次の(a)から(e)までに掲げるもののい
 ずれにも該当すること。

(a) 直前連結会計年度の末日における当該
 事業の譲渡に係る資産の帳簿価額が同日に
 おける連結純資産額（連結財務諸表におけ
 る純資産額をいう。以下同じ。）の100分の
 30に相当する額未満であること。

(b) 当該事業の譲渡の予定日の属する連結
 会計年度及び翌連結会計年度の各連結会計
 年度においていずれも当該事業の譲渡によ
 る連結会社（上場会社を連結財務諸表提出
 会社とする連結会社をいう。以下同じ。）
 の売上高の減少額が直前連結会計年度の売
 上高の100分の10に相当する額未満である
 と見込まれること。

(c) 当該事業の譲渡の予定日の属する連結
 会計年度及び翌連結会計年度の各連結会計
 年度においていずれも当該事業の譲渡によ
 る連結経常利益の増加額又は減少額が直前
 連結会計年度の連結経常利益金額の100分
 の30に相当する額未満であると見込まれる
 こと。

(d) 当該事業の譲渡の予定日の属する連結
 会計年度及び翌連結会計年度の各連結会計
 年度においていずれも当該事業の譲渡によ
 る親会社株主に帰属する当期純利益の増加
 額又は減少額が直前連結会計年度の親会社
 株主に帰属する当期純利益金額の100分の
 30に相当する額未満であると見込まれるこ

- o 解散（合併による解散を除く。）
- p 新製品又は新技術の企業化

と。

(e) 取引規制府令第49条第8号イに掲げる事項

b 事業の全部又は一部を譲り受ける場合
次の(a)から(e)までに掲げるもののいずれにも該当すること。

(a) 当該事業の譲受けによる資産の増加額が直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(b) 当該事業の譲受けの予定日の属する連結会計年度及び翌連結会計年度の各連結会計年度においていずれも当該事業の譲受けによる連結会社の売上高の増加額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

(c) 当該事業の譲受けの予定日の属する連結会計年度及び翌連結会計年度の各連結会計年度においていずれも当該事業の譲受けによる連結経常利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(d) 当該事業の譲受けの予定日の属する連結会計年度及び翌連結会計年度の各連結会計年度においていずれも当該事業の譲受けによる親会社株主に帰属する当期純利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(e) 取引規制府令第49条第8号ロ又はハに掲げる事項

(3) 特例第118条第1号pに掲げる事項

次のa及びbに掲げるもののいずれにも該当すること。

a 新製品の販売又は新技術を利用する事業の開始予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該新製品又は新技術の企業化に

q 業務上の提携又は業務上の提携の解消

よる連結会社の売上高の増加額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該新製品の販売又は新技術を利用する事業の開始のために特別に支出する額の合計額が直前連結会計年度の末日における連結会社の固定資産の帳簿価額の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

b 取引規制府令第49条第9号に定める事項

(4) 特例第118条第1号qに掲げる事項

a 業務上の提携を行う場合

次の(a)及び(b)に掲げるもののいずれにも該当すること。

(a) 当該業務上の提携の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該業務上の提携による連結会社の売上高の増加額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれ、かつ、次のイ又はロに掲げる場合においては、当該イ又はロのそれぞれに定める基準に該当すること。

イ 資本提携を伴う業務上の提携を行う場合

当該資本提携につき、相手方の会社の株式又は持分を新たに取得する場合にあつては、新たに取得する株式又は持分の取得価額が上場会社の直前連結会計年度の末日における連結純資産額と連結資本金額（連結財務諸表における資本金の額をいう。以下同じ。）とのいずれか少くない金額の100分の10に相当する額未満であると見込まれ、相手方に株式を新たに取得される場合にあつては、新たに取得される株式の数が上場会社の直前連結会計年度の末日における発行済株式の総数の100分の5以下であると見込まれること。

ロ 業務上の提携により他の会社と共同して新会社を設立する場合（当該新会社の設立が子会社等の設立に該当する場合を

除く。)

新会社の設立の予定日から3年以内に開始する当該新会社の各事業年度の末日における総資産の帳簿価額に新会社設立時の出資比率（所有する株式の数又は持分の価額を発行済株式の総数又は出資の総額で除して得た数値をいう。以下同じ。）を乗じて得たものがいずれも上場会社の直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該新会社の当該各事業年度における売上高に出資比率を乗じて得たものがいずれも直前連結会計年度の連結会社の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

(b) 取引規制府令第49条第10号イに掲げる事項

b 業務上の提携の解消を行う場合

次の(a)及び(b)に掲げるもののいずれにも該当すること。

(a) 当該業務上の提携の解消の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該業務上の提携の解消による連結会社の売上高の減少額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれ、かつ、次のイ又はロに掲げる場合においては、当該イ又はロのそれぞれに定める基準に該当すること。

イ 資本提携を伴う業務上の提携を解消する場合

当該資本提携の解消につき、相手方の会社の株式又は持分を取得している場合にあっては、取得している株式又は持分の帳簿価額が上場会社の直前連結会計年度の末日における連結純資産額と連結資本金額とのいずれか少なくない金額の100分の10に相当する額未満であり、相手方に株式を取得されている場合にあっては、取得されている株式の数が上場会社

r 子会社等(法第166条第5項に規定する子会社をいい、上場外国会社(当取引所が必要と認める者に限る。)にあっては、その子会社、関連会社その他の当取引所が必要と認める者をいう。以下同じ。)の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得その他の子会社等の異動を伴う事項

の直前事業年度の末日における発行済株式の総数の100分の5以下であること。

ロ 他の会社と共同して新会社を設立して行っている業務上の提携を解消する場合
新会社の直前事業年度の末日における当該新会社の総資産の帳簿価額に出資比率を乗じて得たものが上場会社の直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であり、かつ、当該新会社の直前事業年度の売上高に出資比率を乗じて得たものが直前連結会計年度の連結会社の売上高の100分の10に相当する額未満であること。

(b) 取引規制府令第49条第10号ロに掲げる事項

(5) 特例第118条第1号rに掲げる事項

次のaからjまでに掲げるもののいずれにも該当する子会社等(連動子会社を除く。)の異動を伴うものであること。

a 子会社等又は新たに子会社等となる会社の直前事業年度の末日における総資産の帳簿価額(新たに子会社等を設立する場合には、子会社等の設立の予定日から3年以内に開始する当該子会社等の各事業年度の末日における総資産の帳簿価額の見込額)が上場会社の直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であること。

b 子会社等又は新たに子会社等となる会社の直前事業年度の売上高(新たに子会社等を設立する場合には、子会社等の設立の予定日から3年以内に開始する当該子会社等の各事業年度の売上高の見込額)が直前連結会計年度の連結会社の売上高の100分の10に相当する額未満であること。

c 子会社等又は新たに子会社等となる会社の直前事業年度の経常利益金額(新たに子会社等を設立する場合には、子会社等の設立の予定日から3年以内に開始する当該子会社等の各事業年度の経常利益金額の見込額)が上場会社の直前連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であること。

- d 子会社等又は新たに子会社等となる会社の直前事業年度の当期純利益金額（新たに子会社等を設立する場合には、子会社等の設立の予定日から3年以内に開始する当該子会社等の各事業年度の当期純利益金額の見込額）が上場会社の直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であること。
- e 上場会社の直前事業年度における子会社等又は新たに子会社等となる会社からの仕入高（新たに子会社等を設立する場合には、子会社等の設立の予定日から3年以内に開始する上場会社の各事業年度における当該子会社等からの仕入高の見込額）が上場会社の直前事業年度の仕入高の総額の100分の10に相当する額未満であること。
- f 上場会社の直前事業年度における子会社等又は新たに子会社等となる会社に対する売上高（新たに子会社等を設立する場合には、子会社等の設立の予定日から3年以内に開始する上場会社の各事業年度における当該子会社等に対する売上高の見込額）が上場会社の直前事業年度の売上高の総額の100分の10に相当する額未満であること。
- g 子会社等又は新たに子会社等となる会社の資本金の額又は出資の額が上場会社の資本金の額の100分の10に相当する額未満であること。
- h 上場会社が子会社取得（子会社等でなかった会社の発行する株式又は持分を取得する方法その他の方法により、当該会社を子会社等とすることをいう。以下同じ。）を行う場合にあっては、子会社取得に係る対価の額（子会社取得の対価として支払った、又は支払うべき額の合計額をいう。以下この号において同じ。）に当該子会社取得の一連の行為として行った、又は行うことが上場会社の業務執行を決定する機関により決定された当該上場会社による他の子会社取得に係る対価の額の合計額を合算した額が当該上場会社の直前連結会計年度の末日における連結純資産額の

s 固定資産（法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第22号に掲げる固定資産をいう。以下同じ。）の譲渡又は取得

100分の15に相当する額未満であること。

i 上場会社の子会社取得を行う場合にあつては、子会社取得に係る対価の額に当該子会社取得の一連の行為として行った、又は行うことが上場会社の業務執行を決定する機関により決定された当該上場会社による他の子会社取得に係る対価の額の合計額を合算した額が当該上場会社の直前事業年度の末日における純資産額の100分の15に相当する額未満であること。

j 取引規制府令第49条第11号に定める事項

(6) 特例第118条第1号sに掲げる事項

a 固定資産を譲渡する場合

次の(a)から(d)までに掲げるもののいずれにも該当すること。

(a) 上場会社の直前連結会計年度の末日における当該固定資産の帳簿価額が同日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であること。

(b) 当該固定資産の譲渡の予定日の属する連結会計年度において当該固定資産の譲渡による連結経常利益の増加額又は減少額が上場会社の直前連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(c) 当該固定資産の譲渡の予定日の属する連結会計年度において当該固定資産の譲渡による親会社株主に帰属する当期純利益の増加額又は減少額が上場会社の直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(d) 取引規制府令第49条第12号イに掲げる事項

b 固定資産を取得する場合

次の(a)及び(b)に掲げるもののいずれにも該当すること。

(a) 当該固定資産の取得価額が上場会社の直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

t リースによる固定資産の賃貸借

u 事業の全部又は一部の休止又は廃止

v 国内の金融商品取引所又は外国金融商品取引所等に対する株券等の上場の廃止又は登録

(b) 取引規制府令第49条第12号ロに掲げる事項

(7) 特例第118条第1号tに掲げる事項

a リースによる固定資産の賃貸を行う場合
上場会社の直前連結会計年度の末日における当該固定資産の帳簿価額が、同日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であること。

b リースによる固定資産の賃借を行う場合
当該固定資産のリース金額の総額が上場会社の直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(8) 特例第118条第1号uに掲げる事項

次のaからdまでに掲げるもののいずれにも該当すること。

a 事業の全部又は一部の休止又は廃止の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該休止又は廃止による連結会社の売上高の減少額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

b 事業の全部又は一部の休止又は廃止の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該休止又は廃止による連結経常利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

c 事業の全部又は一部の休止又は廃止の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該休止又は廃止による親会社株主に帰属する当期純利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

d 取引規制府令第49条第13号に定める事項

の取消しに係る申請

w 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立て

x 新たな事業の開始（新商品の販売又は新たな役務の提供の企業化を含む。以下同じ。）

y 法第27条の2第1項に規定する株券等の同項に規定する公開買付け（同項本文の規定の適用を受ける場合に限る。）又は法第24条の6第1項に規定する上場株券等の法第27条の22の2第1項に規定する公開買付け

z 当該上場会社が発行者である法第27条の2第1項に規定する株券等に係る前x前段に規定する公開買付け若しくは当該株券等に係る施行令第31条に規定する買集め行為（以下このzにおいて「公開買付け等」という。）に対抗するための買付けその他の有償の譲受けの要請又は公開買付け等に関する意見の公表若しくは株主に対する表示

a a 代表取締役又は代表執行役（協同組織金融機関を代表すべき役員を含む。）の異動

a b 人員削減等の合理化

(9) 特例第118条第1号xに掲げる事項

次のa及びbに掲げるもののいずれにも該当すること。

a 新たな事業の開始（新商品の販売又は新たな役務の提供の企業化を含む。以下同じ。）の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該新たな事業の開始による連結会社の売上高の増加額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該新たな事業の開始のために特別に支出する額の合計額が直前連結会計年度の末日における連結会社の固定資産の帳簿価額の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

b 取引規制府令第49条第14号に定める事項

(10) 特例第118条第1号a bに掲げる事項

次のaからcまでに掲げるもののいずれにも該当すること。

a 合理化の実施の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該合理化の実施による連結会社の売上高の減少額が直前連結会

- a c 商号又は名称の変更
- a d 単元株式数の変更又は単元株式数の定め
の廃止若しくは新設
- a e 事業年度の末日の変更
- a f 預金保険法（昭和46年法律第34号）第74
条第5項の規定による申出
- a g 特定債務等の調整の促進のための特定調
停に関する法律（平成11年法律第158号）に基
づく特定調停手続による調停の申立て
- a h 国内の金融商品取引所に上場する債券、
転換社債型新株予約権付社債券若しくは交換
社債券に係る全部若しくは一部の繰上償還又
は社債権者集会の招集その他当該債券、転換
社債型新株予約権付社債券若しくは交換社債
券に関する権利に係る重要な事項
- a i 普通出資の総口数の増加を伴う事項
- a j 有価証券報告書若しくは発行者情報又は
四半期報告書に記載される財務諸表等又は四
半期財務諸表等の監査証明等を行う監査法人
の異動
- a k 財務諸表等又は四半期財務諸表等に継続
企業の前提に関する事項を注記すること。
- a l 開示府令第15条の2第1項、第15条の2

計年度の売上高の100分の10に相当する額未
満であると見込まれること。

- b 合理化の実施の予定日の属する連結会計年
度開始の日から3年以内に開始する各連結会
計年度においていずれも当該合理化の実施に
よる連結経常利益の増加額又は減少額が直前
連結会計年度の連結経常利益金額の100分の
30に相当する額未満であると見込まれるこ
と。
- c 合理化の実施の予定日の属する連結会計年
度開始の日から3年以内に開始する各連結会
計年度においていずれも当該合理化の実施に
よる親会社株主に帰属する当期純利益の増加
額又は減少額が直前連結会計年度の親会社株
主に帰属する当期純利益金額の100分の30に
相当する額未満であると見込まれること。

(11) 特例第118条第1号 a gに掲げる事項

上場会社の希望する調停条項において調停の
対象となる金銭債務の総額が、直前連結会計年
度の末日における連結会社の債務の総額の100
分の10に相当する額未満であること。

の2第1項、第17条の4第1項又は第17条の15の2第1項の規定に基づく当該各項に規定する承認申請書の提出（上場外国会社（その発行する上場外国株券等が重複上場の場合に限る。）による本国の法令又は慣行を理由とするものを除く。）

a m 株式事務を株式事務代行機関に委託しないこと。

a n 内部統制に開示すべき重要な不備がある旨又は内部統制の評価結果を表明できない旨を記載する内部統制報告書の提出

a o 定款の変更

a p 上場無議決権株式、上場議決権付株式（複数の種類の議決権付株式を発行している会社が発行するものに限る。）又は上場優先株等（子会社連動配当株を除く。）に係る株式の内容その他のスキームの変更

a q 担当J—A d v i s e rの異動

a r 全部取得条項付種類株式（会社法第171条第1項に規定する全部取得条項付種類株式をいう。）の全部の取得

a s 株式等売渡請求（会社法第179条の3第1項に規定する株式等売渡請求をいう。以下同じ。）に係る承認又は不承認

a t aから前a sまでに掲げる事項のほか、当該上場会社の運営、業務若しくは財産又は当該上場株券等に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

(12) 特例第118条第1号a oに掲げる事項

定款の変更理由が次のaからcまでのいずれかに該当すること。

a 法令の改正等に伴う記載表現のみの変更

b 本店所在地の変更

c その他投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして当取引所が認める理由

2 連結財務諸表を作成すべき会社でない会社に対する前項の規定の適用については、「連結経常利益」とあるのは「経常利益」と、「連結会計年度」とあるのは「事業年度」と、「連結純資産額（連結財務諸表における純資産額をいう。以下同じ。）」とあるのは「純資産額（資産の総額から負債の総額を控除して得た額（控除してなお控除しきれな

(2) 次の a から y までに掲げる事実のいずれかが発生した場合

a 災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害

b 主要株主(法第163条第1項に規定する主要株主をいう。以下同じ。)又は筆頭株主(主要株主のうち所有株式数(他人(仮設人を含む。)名義のものを含み、同項に規定する株式の所有の態様その他の事情を勘案して有価

い金額がある場合には、当該控除しきれない金額はないものとする。)をいう。以下この項において同じ。)と、「連結会社(上場会社を連結財務諸表提出会社とする連結会社をいう。以下同じ。)の売上高」とあるのは「売上高」と、「親会社株主に帰属する当期純利益」とあるのは「当期純利益」と、「連結純資産額」とあるのは「純資産額」と、「連結会社の売上高」とあるのは「売上高」と、「連結会社の固定資産」とあるのは「固定資産」と、「連結資本金額(連結財務諸表における資本金の額をいう。以下同じ。)」とあるのは「資本金の額」と、「連結資本金額」とあるのは「資本金の額」と、「連結会社の債務」とあるのは「債務」とする。

一部改正〔平成24年10月1日〕

(発生事実に係る軽微基準)

第109条 特例第118条に規定する施行規則で定める基準のうち同条第2号に掲げる事実に係るものは、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めることとする。

(1) 特例第118条第2号aに掲げる事実

次のaからdまでに掲げるもののいずれにも該当すること。

- a 災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害の額が直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の3に相当する額未満であると見込まれること。
- b 災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害の額が直前連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。
- c 災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害の額が直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。
- d 取引規制府令第50条第1号に定める事項

証券の取引等の規制に関する内閣府令（平成19年内閣府令第59号。以下この条及び次条において「取引規制府令」という。）で定めるものを除く。）の最も多い株主（優先出資法に規定する優先出資者を含む。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の異動

c 特定有価証券（法第163条第1項に規定する特定有価証券をいう。以下このcにおいて同じ。）又は特定有価証券に係るオプションの上場の廃止の原因となる事実

d 財産権上の請求に係る訴えが提起されたこと又は当該訴えについて判決があったこと若しくは当該訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと。

(2) 特例第118条第2号dに掲げる事実

a 訴えが提起された場合

次の(a)及び(b)に掲げるもののいずれにも該当すること。

(a) 訴訟の目的の価額が直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の15に相当する額未満であり、かつ、当該請求が当該訴えの提起後直ちに訴えのとおり認められて敗訴したとした場合、当該訴えの提起された日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該敗訴による連結会社の売上高の減少額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

(b) 取引規制府令第50条第3号イに掲げる事項

b 訴えについて判決があった場合又は訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結した場合

前aの(a)に掲げる基準に該当する訴えの提起に係る判決等（訴えについて判決があったこと又は訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したことをいう。以下同じ。）の場合又は同(a)に掲げる基準に該当しない訴えの提起に係る訴訟の一部が裁判によらずに完結した場合であって、次の(a)から(e)までに掲げるもののいずれにも該当すること。

(a) 判決等により上場会社の給付する財産の額が直前連結会計年度の末日における連

e 事業の差止めその他これに準ずる処分を求める仮処分命令の申立てがなされたこと又は当該申立てについて裁判があったこと若しくは当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したことを。

結純資産額の100分の3に相当する額未満であると見込まれること。

(b) 判決等の日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該判決等による連結会社の売上高の減少額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

(c) 判決等の日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該判決等による連結経常利益の減少額が直前連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(d) 判決等の日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該判決等による親会社株主に帰属する当期純利益の減少額が直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(e) 取引規制府令第50条第3号ロに掲げる事項

(3) 特例第118条第2号eに掲げる事実

a 仮処分命令の申立てがなされた場合

次の(a)及び(b)に掲げるもののいずれにも該当すること。

(a) 当該仮処分命令が当該申立て後直ちに申立てのとおり発せられたとした場合、当該申立ての日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該仮処分命令による連結会社の売上高の減少額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

(b) 取引規制府令第50条第4号イに掲げる事項

b 仮処分命令の申立てについての裁判があった場合又は当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結した場合
前aの(a)に掲げる基準に該当する申立て

f 免許の取消し、事業の停止その他これらに準ずる行政庁による法令に基づく処分又は行政庁による法令違反に係る告発

についての裁判等（申立てについて裁判があったこと又は当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したことをいう。以下同じ。）の場合又は同(a)に掲げる基準に該当しない申立てに係る手続の一部が裁判によらずに完結した場合であって、次の(a)から(d)までのいずれにも該当すること。

(a) 裁判等の日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該裁判等による連結会社の売上高の減少額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

(b) 裁判等の日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該裁判等による連結経常利益の減少額が直前連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(c) 裁判等の日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該裁判等による親会社株主に帰属する当期純利益の減少額が直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(d) 取引規制府令第50条第4号ロに掲げる事項

(4) 特例第118条第2号fに掲げる事実

a 法令に基づく処分を受けた場合

次の(a)及び(b)に掲げるもののいずれにも該当すること。

(a) 法令に基づく処分を受けた日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該処分による連結会社の売上高の減少額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

(b) 取引規制府令第50条第5号に定める事項

g 支配株主又は財務諸表等規則第8条第17項第4号に規定するその他の関係会社の異動

h 債権者その他の当該上場会社以外の者による破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は企業担保権の実行の申立て（以下「破産手続開始の申立て等」という。）

i 手形若しくは小切手の不渡り（支払資金の不足を事由とするものに限る。）又は手形交換所による取引停止処分（以下「不渡り等」という。）

j 親会社等に係る破産手続開始の申立て等

k 債務者又は保証債務に係る主たる債務者について不渡り等、破産手続開始の申立て等その他これらに準ずる事実が生じたことにより、当該債務者に対する売掛金、貸付金その他の債権又は当該保証債務を履行した場合における当該主たる債務者に対する求償権について債務の不履行のおそれが生じたこと。

1 主要取引先（前事業年度における売上高又は仕入高が売上高の総額又は仕入高の総額の100分の10以上である取引先をいう。以下同じ。）との取引の停止又は同一事由による若しくは同一時期における複数の取引先との取

b 法令違反に係る告発がなされた場合

行政庁により法令違反に係る告発がなされた事業部門等の直前連結会計年度の売上高が当該連結会計年度の連結会社の売上高の100分の10に相当する額未満であること。

(5) 特例第118条第2号kに掲げる事実

次のaからdまでに掲げるもののいずれにも該当すること。

a 売掛金、貸付金その他の債権又は求償権について当該債務の不履行のおそれのある額が直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の3に相当する額未満であると見込まれること。

b 売掛金、貸付金その他の債権又は求償権について当該債務の不履行のおそれのある額が直前連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

c 売掛金、貸付金その他の債権又は求償権について当該債務の不履行のおそれのある額が直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

d 取引規制府令第50条第6号に定める事項

(6) 特例第118条第2号1に掲げる事実

次のa及びbに掲げるもののいずれにも該当すること。

a 取引先との取引の停止の日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連

<p>引の停止</p> <p>m 債権者による債務の免除若しくは返済期限の延長（債務の免除に準ずると当該取引所が認めるものに限る。）又は第三者による債務の引受け若しくは弁済</p> <p>n 資源の発見</p> <p>n の 2 特別支配株主（会社法第179条第1項に規定する特別支配株主をいい、当該特別支配株主が法人であるときは、その業務執行を決定する機関をいう。）が当該上場会社に係る株式等売渡請求を行うことについての決定をしたこと又は当該特別支配株主が当該決定（公表がされた（法第166条第4項に規定する公表がされたをいう。）ものに限る。）に係る株式等売渡請求を行わないことを決定したこと。</p> <p>o 株主（優先出資法に規定する普通出資者を含む。次のpにおいて同じ。）による株式若しくは新株予約権の発行又は自己株式の処分の差止めの請求</p> <p>p 株主による株主総会（普通出資者総会又は</p>	<p>結会計年度においていずれも当該取引の停止による連結会社の売上高の減少額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>b 取引規制府令第50条第7号に定める事項</p> <p>(7) 特例第118条第2号mに掲げる事実</p> <p>次のaからdまでに掲げるもののいずれにも該当すること。</p> <p>a 債務の免除の額又は債務の引受け若しくは弁済の額（債務の返済期限の延長の場合には、当該債務の額）が直前連結会計年度の末日における連結会社の債務の総額の100分の10に相当する額未満であること。</p> <p>b 債務の免除若しくは債務の返済期限の延長又は債務の引受け若しくは弁済による連結経常利益の増加額が直前連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>c 債務の免除若しくは債務の返済期限の延長又は債務の引受け若しくは弁済による親会社株主に帰属する当期純利益の増加額が直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>d 取引規制府令第50条第8号に定める事項</p> <p>(8) 特例第118条第2号nに掲げる事実</p> <p>次のa及びbに掲げるもののいずれにも該当すること。</p> <p>a 発見された資源の採掘又は採取を開始する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該資源を利用する事業による連結会社の売上高の増加額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>b 取引規制府令第50条第9号に定める事項</p>
---	---

- 優先出資者総会を含む。)の招集の請求
- q 保有有価証券(当該上場会社の子会社等の株式以外の国内の金融商品取引所に上場している有価証券に限る。)の全部又は一部について、事業年度又は四半期会計期間の末日における時価額(当該日の金融商品取引所における最終価格(当該最終価格がないときは、その日前における直近の金融商品取引所における最終価格)により算出した価額)が帳簿価額を下回ったこと(当該上場会社が有価証券の評価方法として原価法を採用している場合に限る。)
- r 社債に係る期限の利益の喪失
- s 有価証券報告書若しくは発行者情報又は四半期報告書に記載される財務諸表等又は四半期財務諸表等の監査証明等を行う監査法人の異動(業務執行を決定する機関が、当該監査法人の異動を行うことについての決定をした場合(当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。))において、前号の規定に基づきその内容を開示した場合を除く。)
- t 監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は四半期レビュー報告書(監査法人に相当する者による監査証明に相当する証明に係る監査報告書又は四半期レビュー報告書を含む。)を添付した有価証券報告書又は四半期報告書を、内閣総理大臣等に対して、法第24条第1項又は法第24条の4の7第1項に定める期間内に提出できる見込みのないこと(前号a1の2に掲げる事項について同号の規定に基づき開示を行う場合を除く。)及び当該期間内に提出しなかったこと(当該期間内に提出できる見込みのない旨の開示を行った場合を除く。)並びにこれらの開示を行った後提出したこと。
- tの2 開示府令第15条の2第3項、第15条の2の2第4項、第17条の4第4項又は第17条の15の2第4項に規定する承認を受けたこと又は受けられなかったこと。
- u 財務諸表等に添付される監査報告書又は四半期財務諸表等に添付される四半期レビュー

(9) 特例第118条第2号qに掲げる事実

次のa及びbに掲げるもののいずれにも該当すること。

- a 各有価証券について時価額が帳簿価額を下回っている金額を合計した額が、直前連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であること。
- b 各有価証券について時価額が帳簿価額を下回っている金額を合計した額が、直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であること。

報告書について、継続企業の前提に関する事項を除外事項として監査法人の「除外事項を付した限定付適正意見」若しくは「除外事項を付した限定付結論」又は監査法人の「不適正意見」若しくは「否定的結論」若しくは「意見の表明をしない」若しくは「結論の表明をしない」旨（特定事業会社にあつては、継続企業の前提に関する事項を除外事項として監査法人の「除外事項を付した限定付意見」、「中間財務諸表等が有用な情報を表示していない意見」及び「意見の表明をしない」旨を含む。）が記載されることとなったこと。

v 内部統制報告書に対する内部統制監査報告書について、「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨が記載されることとなったこと。

w 株式事務代行委託契約の解除の通知の受領その他株式事務を株式事務代行機関に委託しないこととなるおそれが生じたこと又は株式事務を株式事務代行機関に委託しないこととなったこと。

x 担当 J—A d v i s e r の異動

y a から前 x までに掲げる事実のほか、当該上場会社の運営、業務若しくは財産又は当該上場株券等に関する重要な事実であつて投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

一部改正〔平成25年8月9日〕

2 連結財務諸表を作成すべき会社でない会社に対する前項の規定の適用については、「連結経常利益」とあるのは「経常利益」と、「連結会計年度」とあるのは「事業年度」と、「連結純資産額」とあるのは「純資産額（資産の総額から負債の総額を控除して得た額（控除してなお控除しきれない金額がある場合には、当該控除しきれない金額はないものとする。）をいう。以下この項において同じ。）」と、「親会社株主に帰属する当期純利益」とあるのは「当期純利益」と、「連結会社の売上高」とあるのは「売上高」と、「連結会社の債務」とあるのは「債務」とする。

（会社情報の開示の取扱い）

第110条 特例第118条、特例第119条及び特例第121

条の規定に基づき開示すべき内容は、原則として、次の各号に掲げる内容とする。

- (1) 特例第118条第1号、特例第119条第1号及び特例第121条第2項に定める事項(以下この項において「決定事実」という。)を決定した理由又は特例第118条第2号、特例第119条第2号及び特例第121条に定める事実(以下この項において「発生事実」という。)が発生した経緯
- (2) 決定事実又は発生事実の概要
- (3) 決定事実又は発生事実に関する今後の見通し
- (4) その他当取引所が投資判断上重要と認める事項

2 特例第118条第1号aに該当する場合で、第三者割当による募集株式等の割当てを行うときの開示は、次の各号に掲げる内容を含めるものとする。

- (1) 割当てを受ける者の払込みに要する財産の存在について確認した内容
- (2) 次のa及びbに掲げる事項(bに掲げる事項については、当取引所が必要と認める場合に限る。)
 - a 払込金額の算定根拠及びその具体的な内容
 - b 払込金額が割当てを受ける者に特に有利でないことに係る適法性に関する監査役、監査等委員会又は監査委員会の意見等
- (3) 大規模な第三者割当に関する取締役会の判断の妥当性を担保する措置を講じる場合は、その内容
- (4) その他当取引所が投資判断上重要と認める事項

(子会社等の決定事実に係る軽微基準)

(子会社等の情報の開示)

第119条 上場会社は、その子会社等が次の各号のいずれかに該当する場合(第1号に掲げる事項及び第2号に掲げる事実にあつては取扱いで定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと当取引所が認めるものを、第3号aに規定する法第166条第2項第5号に掲げる事項及び第3号bに規定する法第166条第2項第6号に掲げる事実にあつては投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして取引規制府令で定める基準に該当するものを除く。)は、直

第111条 特例第119条に規定する施行規則で定める基準のうち同条第1号に掲げる事項に係るものは、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めることとする。ただし、特例第118条第1号rに規定する上場外国会社(当取引所が必要と認める者に限る。)については、当取引所が定めるところによるものとする。

ちにその内容を開示しなければならない。

(1) 上場会社の子会社等の業務執行を決定する機関が、当該子会社等について次の a から s までに掲げる事項のいずれかを行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）

a 株式交換

b 株式移転

(1) 特例第119条第1号 a に掲げる事項

次の a から d までに掲げるもののいずれにも該当すること。

a 当該株式交換による連結会社の資産の額の減少額又は増加額が直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

b 当該株式交換による連結会社の売上高の減少額又は増加額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

c 当該株式交換による連結会社の連結経常利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

d 当該株式交換による連結会社の親会社株主に帰属する当期純利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(2) 特例第119条第1号 b に掲げる事項

次の a から d までに掲げるもののいずれにも該当すること。

a 当該株式移転による連結会社の資産の額の減少額又は増加額が直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

b 当該株式移転による連結会社の売上高の減少額又は増加額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

c 当該株式移転による連結会社の連結経常利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

b の 2 株式交付

d 当該株式移転による連結会社の親会社株主に帰属する当期純利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(2) の 2 特例第 119 条第 1 号 b の 2 に掲げる事項

次の a から d までに掲げるもののいずれにも該当すること。

a 当該株式交付による連結会社の資産の額の減少額又は増加額が直前連結会計年度の末日における連結純資産額の 100 分の 30 に相当する額未満であると見込まれること。

b 当該株式交付による連結会社の売上高の減少額又は増加額が直前連結会計年度の売上高の 100 分の 10 に相当する額未満であると見込まれること。

c 当該株式交付による連結会社の連結経常利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の連結経常利益金額の 100 分の 30 に相当する額未満であると見込まれること。

d 当該株式交付による連結会社の親会社株主に帰属する当期純利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の 100 分の 30 に相当する額未満であると見込まれること。

c 合併

(3) 特例第119条第 1 号 c に掲げる事項

次の a から d までに掲げるもののいずれにも該当すること。

a 当該合併による連結会社の資産の額の減少額又は増加額が直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

b 当該合併による連結会社の売上高の減少額又は増加額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

c 当該合併による連結会社の連結経常利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満

f 解散（合併による解散を除く。）

g 新製品又は新技術の企業化

h 業務上の提携又は業務上の提携の解消

に相当する額未満であると見込まれること。

d 当該事業の譲渡又は譲受けによる連結会社の親会社株主に帰属する当期純利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(6) 特例第119条第1号fに掲げる事項

次のaからdまでに掲げるもののいずれにも該当すること。

a 当該解散による連結会社の資産の額の減少額が直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

b 当該解散による連結会社の売上高の減少額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

c 当該解散による連結会社の連結経常利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

d 当該解散による連結会社の親会社株主に帰属する当期純利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(7) 特例第119条第1号gに掲げる事項

新製品の販売又は新技術を利用する事業の開始予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該新製品又は新技術の企業化による連結会社の売上高の増加額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該新製品の販売又は新技術を利用する事業の開始のために特別に支出する額の合計額が連結会社の直前連結会計年度の末日における固定資産の帳簿価額の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

(8) 特例第119条第1号hに掲げる事項

a 業務上の提携を行う場合

当該業務上の提携の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連

結会計年度においていずれも当該業務上の提携による連結会社の売上高の増加額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれ、かつ、次の(a)又は(b)に掲げる場合においては、当該(a)又は(b)のそれぞれに定める基準に該当すること。

(a) 資本提携を伴う業務上の提携を行う場合

当該資本提携につき、相手方の会社の株式又は持分を新たに取得する場合にあっては、新たに取得する株式又は持分の取得価額が連結会社の直前連結会計年度の末日における連結純資産額と連結資本金額とのいずれか少くない金額の100分の10に相当する額未満であると見込まれ、相手方に株式を新たに取得される場合にあっては、新たに取得される株式の取得価額が連結会社の直前連結会計年度の末日における連結純資産額と連結資本金額とのいずれか少くない金額の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

(b) 業務上の提携により他の会社と共同して新会社を設立する場合（当該新会社の設立が孫会社（施行令第29条第2号に規定する孫会社をいい、上場外国会社（当取引所が必要と認める者に限る。）にあっては、その子会社等の子会社等をいう。以下同じ。）の設立に該当する場合を除く。）

新会社の設立の予定日から3年以内に開始する当該新会社の各事業年度の末日における総資産の帳簿価額に新会社設立時の出資比率を乗じて得たものがいずれも連結会社の直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該新会社の当該各事業年度における売上高に出資比率を乗じて得たものがいずれも連結会社の直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

b 業務上の提携の解消を行う場合

<p>i 孫会社（施行令第29条第2号に規定する孫会社をいい、上場外国会社（当取引所が必要と認める者に限る。）にあっては、その子会社等の子会社等をいう。以下同じ。）の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得その他の孫会社の異動を伴う事項</p>	<p>当該業務上の提携の解消の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該業務上の提携の解消による連結会社の売上高の減少額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれ、かつ、次の(a)又は(b)に掲げる場合においては、当該(a)又は(b)のそれぞれに定める基準に該当すること。</p> <p>(a) 資本提携を伴う業務上の提携を解消する場合</p> <p>当該資本提携の解消につき、相手方の会社の株式又は持分を取得している場合にあっては、取得している株式又は持分の帳簿価額が連結会社の直前連結会計年度の末日における連結純資産額と連結資本金額とのいずれか少くない金額の100分の10に相当する額未満であり、相手方に株式を取得されている場合にあっては、相手方の取得価額が連結会社の直前連結会計年度の末日における連結純資産額と連結資本金額とのいずれか少くない金額の100分の10に相当する額未満であること。</p> <p>(b) 他の会社と共同して新会社を設立して行っている業務上の提携を解消する場合</p> <p>新会社の直前事業年度の末日における当該新会社の総資産の帳簿価額に出資比率を乗じて得たものが連結会社の直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であり、かつ、当該新会社の直前事業年度の売上高に出資比率を乗じて得たものが連結会社の直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であること。</p> <p>(9) 特例第119条第1号iに掲げる事項</p> <p>次のaからhまでに掲げるもののいずれにも該当すること。</p> <p>a 孫会社又は新たに孫会社となる会社の直前事業年度の末日における総資産の帳簿価額（新たに孫会社を設立する場合には、孫会社の設立の予定日から3年以内に開始する当該</p>
--	--

孫会社の各事業年度の末日における総資産の帳簿価額の見込額)が連結会社の直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であること。

b 孫会社又は新たに孫会社となる会社の直前事業年度の売上高(新たに孫会社を設立する場合には、孫会社の設立の予定日から3年以内に開始する当該孫会社の各事業年度の売上高の見込額)が連結会社の直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であること。

c 孫会社又は新たに孫会社となる会社の直前事業年度の経常利益金額(新たに孫会社を設立する場合には、孫会社の設立の予定日から3年以内に開始する当該孫会社の各事業年度の経常利益金額の見込額)が連結会社の直前連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であること。

d 孫会社又は新たに孫会社となる会社の直前事業年度の当期純利益金額(新たに孫会社を設立する場合には、孫会社の設立の予定日から3年以内に開始する当該孫会社の各事業年度の当期純利益金額の見込額)が連結会社の直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であること。

e 上場会社の直前事業年度における孫会社又は新たに孫会社となる会社からの仕入高(新たに孫会社を設立する場合には、孫会社の設立の予定日から3年以内に開始する上場会社の各事業年度における当該孫会社からの仕入高の見込額)が上場会社の直前事業年度の仕入高の総額の100分の10に相当する額未満であること。

f 上場会社の直前事業年度における孫会社又は新たに孫会社となる会社に対する売上高(新たに孫会社を設立する場合には、孫会社の設立の予定日から3年以内に開始する上場会社の各事業年度における当該孫会社に対する売上高の見込額)が上場会社の直前事業年度の売上高の総額の100分の10に相当する額

<p>j 固定資産の譲渡又は取得</p>	<p>未満であること。</p> <p>g 孫会社又は新たに孫会社となる会社の資本金の額又は出資の額が上場会社の資本金の額の100分の10に相当する額未満であること。</p> <p>h 子会社等が孫会社取得（上場会社の孫会社でなかった会社の発行する株式又は持分を取得する方法その他の方法により、当該会社を上場会社の孫会社とすることをいう。以下この号において同じ。）を行う場合にあっては、孫会社取得に係る対価の額（孫会社取得の対価として支払った、又は支払うべき額の合計額をいう。以下この号において同じ。）に当該孫会社取得の一連の行為として行った、又は行うことが上場会社又は子会社等の業務執行を決定する機関により決定された上場会社による子会社取得又は子会社等による他の孫会社取得に係る対価の額の合計額を合算した額が連結会社の直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の15に相当する額未満であること。</p> <p>(10) 特例第119条第1号jに掲げる事項</p> <p>a 固定資産を譲渡する場合</p> <p>次の(a)から(c)までに掲げるもののいずれにも該当すること。</p> <p>(a) 当該固定資産の譲渡による連結会社の資産の額の減少額が直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>(b) 当該固定資産の譲渡の予定日の属する連結会計年度において当該固定資産の譲渡による連結経常利益の増加額又は減少額が連結会社の直前連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>(c) 当該固定資産の譲渡の予定日の属する連結会計年度において当該固定資産の譲渡による親会社株主に帰属する当期純利益の増加額又は減少額が連結会社の直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。</p>
----------------------	---

k リースによる固定資産の賃貸借

1 事業の全部又は一部の休止又は廃止

b 固定資産を取得する場合

当該固定資産の取得による連結会社の資産の額の増加額が直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(11) 特例第119条第1号kに掲げる事項

a リースによる固定資産の賃貸を行う場合

連結会社の直前連結会計年度の末日における当該固定資産の帳簿価額が、同日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であること。

b リースによる固定資産の賃借を行う場合

当該固定資産のリース金額の総額が連結会社の直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(12) 特例第119条第1号1に掲げる事項

次のaからcまでに掲げるもののいずれにも該当すること。

a 事業の全部又は一部の休止又は廃止の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該休止又は廃止による連結会社の売上高の減少額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

b 事業の全部又は一部の休止又は廃止の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該休止又は廃止による連結経常利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

c 事業の全部又は一部の休止又は廃止の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該休止又は廃止による親会社株主に帰属する当期純利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

m 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立て

n 新たな事業の開始

o 法第27条の2第1項に規定する株券等の同項に規定する公開買付け（同項本文の規定の適用を受ける場合に限る。）又は法第24条の6第1項に規定する上場株券等の法第27条の22の2第1項に規定する公開買付け

p 商号又は名称の変更

q 預金保険法第74条第5項の規定による申出

r 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律に基づく特定調停手続による調停の申立て

(13) 特例第119条第1号nに掲げる事項

新たな事業の開始の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該新たな事業の開始による連結会社の売上高の増加額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該新たな事業の開始のために特別に支出する額の合計額が直前連結会計年度の末日における連結会社の固定資産の帳簿価額の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

(14) 特例第119条第1号pに掲げる事項

次のaからdまでに掲げるもののいずれにも該当すること。

a 当該子会社等に係る直前事業年度の末日における総資産の帳簿価額が連結会社の直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であること。

b 当該子会社等の直前事業年度の売上高が連結会社の直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であること。

c 当該子会社等の直前事業年度の経常利益金額が連結会社の直前連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であること。

d 当該子会社等の直前事業年度の当期純利益金額が連結会社の直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であること。

(15) 特例第119条第1号rに掲げる事項

当該子会社等の希望する調停条項において調停の対象となる金銭債務の総額が、直前連結会計年度の末日における連結会社の債務の総額の

s a から前 r までに掲げる事項のほか、当該上場会社の子会社等の運営、業務又は財産に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

(2) 上場会社の子会社等に次の a から l までに掲げる事実のいずれかが発生した場合

a 災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害

b 財産権上の請求に係る訴えが提起されたこと又は当該訴えについて判決があったこと若しくは当該訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと。

100分の10に相当する額未満であること。

一部改正〔平成24年10月1日、平成25年9月6日〕

(子会社等の発生事実に係る軽微基準)

第112条 特例第119条に規定する施行規則で定める基準のうち同条第2号に掲げる事実に係るものは、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めることとする。ただし、特例第118条第1号rに規定する上場外国会社（当取引所が必要と認める者に限る。）については、当取引所が定めるところによるものとする。

(1) 特例第119条第2号aに掲げる事実

次のaからcまでに掲げるもののいずれにも該当すること。

a 当該災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害の額が連結会社に係る直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の3に相当する額未満であること。

b 当該災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害による連結会社の連結経常利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

c 当該災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害による連結会社の親会社株主に帰属する当期純利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(2) 特例第119条第2号bに掲げる事実

a 訴えが提起された場合

訴訟の目的の価額が連結会社に係る直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の15に相当する額未満であり、かつ、当該請求が当該訴えの提起後直ちに訴えのとおりに認められて敗訴したとした場合、当該訴えの提起された日の属する連結会計年度開始の

c 事業の差止めその他これに準ずる処分を求める仮処分命令の申立てがなされたこと又は当該申立てについて裁判があったこと若しくは当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと。

日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該敗訴による連結会社の売上高の減少額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

b 訴えについて判決があった場合又は訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結した場合

前aに掲げる基準に該当する訴えの提起に係る判決等の場合又は前aに掲げる基準に該当しない訴えの提起に係る訴訟の一部が裁判によらずに完結した場合であって、次の(a)から(d)までのいずれにも該当すること。

(a) 判決等により給付する財産の額が連結会社に係る直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の3に相当する額未満であると見込まれること。

(b) 判決等の日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該判決等による連結会社の売上高の減少額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

(c) 判決等の日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該判決等による連結経常利益の減少額が直前連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(d) 判決等の日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該判決等による親会社株主に帰属する当期純利益の減少額が直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(3) 特例第119条第2号cに掲げる事実

a 仮処分命令の申立てがなされた場合

当該仮処分命令が当該申立て後直ちに申立てのとおり発せられたとした場合、当該申立ての日の属する連結会計年度開始の日から3

d 免許の取消し、事業の停止その他これらに準ずる行政庁による法令に基づく処分又は行政庁による法令違反に係る告発

年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該仮処分命令による連結会社の売上高の減少額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

b 仮処分命令の申立てについての裁判があった場合又は当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結した場合

前 a に掲げる基準に該当する申立てについての裁判等の場合又は前 a に掲げる基準に該当しない申立てに係る手続の一部が裁判によらずに完結した場合であって、次の(a)から(c)までのいずれにも該当すること。

(a) 裁判等の日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該裁判等による連結会社の売上高の減少額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

(b) 裁判等の日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該裁判等による連結経常利益の減少額が直前連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(c) 裁判等の日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該裁判等による親会社株主に帰属する当期純利益の減少額が直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(4) 特例第119条第2号dに掲げる事実

a 法令に基づく処分を受けた場合

法令に基づく処分を受けた日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該処分による連結会社の売上高の減少額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

b 法令違反に係る告発がなされた場合

- e 債権者その他の当該子会社等以外の者による破産手続開始の申立て等
- f 不渡り等
- g 孫会社に係る破産手続開始の申立て等
- h 債務者又は保証債務に係る主たる債務者について不渡り等、破産手続開始の申立て等その他これらに準ずる事実が生じたことにより、当該債務者に対する売掛金、貸付金その他の債権又は当該保証債務を履行した場合における当該主たる債務者に対する求償権について債務の不履行のおそれが生じたこと。
- i 主要取引先との取引の停止又は同一事由による若しくは同一時期における複数の取引先との取引の停止
- j 債権者による債務の免除若しくは返済期限の延長（債務の免除に準ずると当該取引所が認めるものに限る。）又は第三者による債務の引受け若しくは弁済

行政庁により法令違反に係る告発がなされた事業部門等の直前連結会計年度の売上高が当該連結会計年度の連結会社の売上高の100分の10に相当する額未満であること。

(5) 特例第119条第2号hに掲げる事実

次のaからcまでに掲げるもののいずれにも該当すること。

- a 売掛金、貸付金その他の債権又は求償権について当該債務の不履行のおそれのある額が連結会社の直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の3に相当する額未満であると見込まれること。
- b 売掛金、貸付金その他の債権又は求償権について当該債務の不履行のおそれのある額が直前連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。
- c 売掛金、貸付金その他の債権又は求償権について当該債務の不履行のおそれのある額が直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(6) 特例第119条第2号iに掲げる事実

取引先との取引の停止の日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該取引の停止による連結会社の売上高の減少額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

(7) 特例第119条第2号jに掲げる事実

次のaからcまでに掲げるもののいずれにも該当すること。

- a 債務の免除の額又は債務の引受け若しくは弁済の額（債務の返済期限の延長の場合には、当該債務の額）が直前連結会計年度の末日における連結会社の債務の総額の100分の10に相当する額未満であること。

k 資源の発見

l a から前 k までに掲げる事実のほか、当該子会社等の運営、業務又は財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

(3) 上場会社が連動子会社（取引規制府令第49条第11号に規定する連動子会社をいう。以下この号において同じ。）を有している場合には、前2号のほか、当該連動子会社が次の a 又は b に該当する場合

a 連動子会社の業務執行を決定する機関が当該連動子会社について法第166条第2項第5号イからチまでに掲げる事項を行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）

b 連動子会社に法第166条第2項第6号イ又はロに掲げる事実が発生した場合

（予想値の修正等）

第120条 上場会社は、当該上場会社の属する企業集団の売上高、営業利益、経常利益又は純利益）について、公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前連結会計年度の実績値）に比較して当該上場会社が新たに算出した

b 債務の免除若しくは債務の返済期限の延長又は債務の引受け若しくは弁済による連結経常利益の増加額が直前連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

c 債務の免除若しくは債務の返済期限の延長又は債務の引受け若しくは弁済による親会社株主に帰属する当期純利益の増加額が直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(8) 特例第119条第2号kに掲げる事実

発見された資源の採掘又は採取を開始する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該資源を利用する事業による連結会社の売上高の増加額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

一部改正〔平成25年9月6日〕

（上場会社の予想値の修正）

第113条 特例第120条第1項に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして定める基準は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めることとする。

(1) 企業集団の売上高

予想値又は当連結会計年度の決算において差異（投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして施行規則で定める基準に該当するものに限る。）が生じた場合は、直ちにその内容を開示しなければならない。

- 2 上場会社は、当該上場会社の剰余金の配当について予想値を算出した場合は、直ちにその内容を開示しなければならない。
- 3 上場会社は、法第166条第2項第3号に掲げる事実が生じた場合（前2項に規定する場合を除く。）又は同条第2項第7号に掲げる事実が生じた場合は、直ちにその内容を開示しなければならない。
- 4 連結財務諸表を作成すべき会社でない会社に対する第1項の規定の適用については、同項中「当該上場会社の属する企業集団」とあるのは「当該上場会社」と、「連結会計年度」とあるのは「事業年度」とする。

（上場外国会社による情報の開示）

第121条 上場外国会社は、前3条のほか、次の各号に掲げる事実が発生した場合は、直ちにその内容を開示しなければならない。

- (1) 株主（上場外国株預託証券等の所有者を含

新たに算出した予想値又は当連結会計年度の決算における数値を公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前連結会計年度の実績値）で除して得た数値が1.1以上又は0.9以下であること。

(2) 企業集団の営業利益

新たに算出した予想値又は当連結会計年度の決算における数値を公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前連結会計年度の実績値）で除して得た数値が1.3以上又は0.7以下（公表がされた直近の予想値又は当該予想値がない場合における公表がされた前連結会計年度の実績値がゼロの場合はすべてこの基準に該当することとする。）であること。

(3) 企業集団の経常利益

新たに算出した予想値又は当連結会計年度の決算における数値を公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前連結会計年度の実績値）で除して得た数値が1.3以上又は0.7以下（公表がされた直近の予想値又は当該予想値がない場合における公表がされた前連結会計年度の実績値がゼロの場合はすべてこの基準に該当することとする。）であること。

(4) 企業集団の純利益

新たに算出した予想値又は当連結会計年度の決算における数値を公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前連結会計年度の実績値）で除して得た数値が1.3以上又は0.7以下（公表がされた直近の予想値又は当該予想値がない場合における公表がされた前連結会計年度の実績値がゼロの場合はすべてこの基準に該当することとする。）であること。

- 2 連結財務諸表を作成すべき会社でない会社に対する前項の規定の適用については、同項中「企業集団」とあるのは「上場会社」と、「連結会計年度」とあるのは「事業年度」とする。

む。)又は会社の業績に重大な影響を与える会社制度に関する本国の法令等の変更

(2) 外国において発生した上場外国株券等又は上場外国株券に係る権利を表示する外国株預託証券等の流通に重大な影響を与える事実

2 上場外国株預託証券等の発行者は、前3条及び前項のほか、上場外国株預託証券等に関する預託契約等その他の契約の変更又は終了その他の上場外国株預託証券等に関する権利等に重大な影響を与える事項を決定した場合又は当該権利等に重大な影響を与える事実が発生した場合は、直ちにその内容を開示しなければならない。

(MSCB等の転換又は行使の状況に関する開示)

第122条 上場会社は、MSCB等を発行している場合は、毎月初めに、前月におけるMSCB等の転換又は行使の状況を開示しなければならない。

2 上場会社は、MSCB等を発行している場合であって、月初からのMSCB等の転換累計若しくは行使累計又は同月中における開示後の転換累計若しくは行使累計が当該MSCB等の発行総額の10%以上となった場合には、直ちに当該転換又は行使の状況を開示しなければならない。

(支配株主等に関する事項の開示)

第123条 支配株主又は財務諸表等規則第8条第17項第4号に規定するその他の関係会社を有する上場会社は、事業年度経過後3か月以内に、施行規則で定める支配株主等に関する事項を開示しなければならない。

(支配株主等に関する事項の開示の取扱い)

第114条 特例第123条に規定する施行規則で定める支配株主等に関する事項とは、次の各号に定める事項をいう。

(1) 親会社等の商号又は名称、上場会社の議決権に対する当該親会社等の所有割合及び当該親会社等が発行する株券等が上場されている国内の金融商品取引所又は上場若しくは継続的に取引されている外国金融商品取引所等の商号又は名称

(2) 親会社等が複数ある場合は、親会社等のうち上場会社に与える影響が最も大きいと認められる会社等(影響が同等であると認められるときは、そのすべての会社等)の商号又は名称及び当該会社等が上場会社に与える影響が最も大きいと認められる理由(影響が同等であると認められるときは、その理由)

(3) 親会社等(親会社等が複数あるときは、親

会社等のうち上場会社に与える影響が最も大きいと認められる会社等をいうものとし、その影響が同等であると認められるときは、いずれか一つの会社等をいうものとする。)が特例第123条第3項の適用を受ける場合(当該親会社等が国内の金融商品取引所に上場されている株券等の発行者である場合又は外国金融商品取引所等において上場若しくは継続的に取引されている株券等の発行者である場合を除く。)には、同項の適用を当取引所に認められた理由

- (4) 親会社等の企業グループにおける位置付けその他の親会社等との関係
- (5) 支配株主等との取引に関する事項(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(以下「財務諸表等規則」という。)第8条の10若しくは連結財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(以下「連結財務諸表規則」という。)第15条の4の2の規定により財務諸表若しくは連結財務諸表に記載される関連当事者との取引に関する事項のうち、次のaからcまでに掲げる者との取引に関する事項(上場外国会社にあつてはこれに相当する事項)をいう。)
 - a 親会社等
 - b 支配株主(親会社を除く。)及びその近親者
 - c 前bに掲げる者が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等及び当該会社等の子会社

2 上場会社が親会社等(親会社等が会社である場合に限るものとし、親会社等が複数ある場合にあつては、上場会社に与える影響が最も大きいと認められる会社をいい、その影響が同等であると認められる場合にあつては、いずれか一つの会社をいうものとする。)を有している場合において、当該親会社等の事業年度若しくは中間会計期間(当該親会社等が四半期財務諸表提出会社である場合には、四半期累計期間。次項において同じ。)又は連結会計年度若しくは中間連結会計期間(当該親会社等が四半期連結財務諸表提出会社である場合には、四半期連結累計期間。次項において同じ。)に係る決算の内容が定まったときは、上場

会社は、直ちにその内容を開示しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、上場会社は同項に規定する開示を要しないものとする。ただし、第2号から第4号までのいずれかに該当する場合であって、かつ、上場会社が当該親会社等に関する事実等の会社情報のうち上場会社の経営に重大な影響を与えるものを投資者に対して適切に開示することを担当 J—A d v i s e r に書面により確約したときは、この限りでない。

(1) 当該親会社等が国内の金融商品取引所に上場されている株券等の発行者である場合

(2) 当該親会社等が外国金融商品取引所等において上場又は継続的に取引されている株券等の発行者である場合

(3) 当該親会社等が上場会社との事業上の関係が希薄であり上場会社が当該親会社等の事業年度若しくは中間会計期間又は連結会計年度若しくは中間連結会計期間に係る決算の内容を把握することが困難であると当該取引所が認める者である場合

(4) その他当該取引所が適当と認める者である場合

(会社情報の開示に係る遵守事項)

第124条 上場会社は、この節の規定に基づき会社情報の開示を行う場合は、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

(1) 開示する情報の内容が虚偽でないこと。

(2) 開示する情報に投資判断上重要と認められる情報が欠けていないこと。

(3) 開示する情報が投資判断上誤解を生じせしめるものでないこと。

(4) 前3号に掲げる事項のほか、開示の適正性に欠けていないこと。

(開示内容の変更又は訂正)

第125条 上場会社は、第118条から第123条まで、次条又は第127条の規定に基づき開示した内容について変更又は訂正すべき事情が生じた場合は、直ちに当該変更又は訂正の内容を開示しなければならない。

2 前項の規定は、上場会社が第118条から第123条まで、次条又は第127条の規定に基づき開示した内容と有価証券報告書、四半期報告書、有価証券届出書若しくは臨時報告書（これらの訂正報告書又は訂正届出書を含む。）、又は発行者情報若しくは特定証券情報（これらの訂正情報を含む。）における当該開示に係る内容に差異が生じた場合について準用する。

第126条 削除

一部改正〔平成30年5月31日〕

（決算情報の開示）

第127条 上場会社は、事業年度若しくは中間会計期間又は連結会計期間若しくは中間連結会計期間に係る決算の内容が定まった場合は、当該事業年度若しくは中間会計期間又は連結会計期間若しくは中間連結会計期間の終了後直ちにその内容を開示しなければならない。

一部改正〔平成25年5月20日〕

（発行者情報の開示）

第128条 上場会社（有価証券報告書の提出義務のある会社を除く。）は、直前の事業年度若しくは中間会計期間又は連結会計期間若しくは中間連結会計期間の末日を経過した日から3か月以内に、発行者情報を作成し、公表しなければならない。この場合における発行者情報の内容、様式及び公表の方法は、施行規則で定めるところによる。

2 前項の規定に従い公表された発行者情報に記載される内容について変更又は訂正すべき事情が生じた場合は、上場会社は、直ちに当該変更又は訂正の内容を、施行規則で定めるところにより公表しなければならない。

第115条 削除

一部改正〔平成30年5月31日〕

（発行者情報）

第116条 特例第128条第1項に規定する発行者情報の内容は、証券情報等内閣府令第7条第3項第1号イからハまでに掲げる事項に関する情報（上場会社が発行する上場株券等が特定有価証券に該当する場合には、同項第2号イからハまでに掲げる事項に関する情報）その他の別記第4号様式に掲げる事項に関する情報とする。

2 上場会社は、特例第128条第1項に規定する発行者情報を作成するにあたっては、別記第4号様式その他当取引所が適当と認める様式を用いなければならない。

3 発行者情報において求められる財務書類は、特例第110条第6項に規定する会計基準に基づいて作成しなければならない。

4 特例第128条第1項及び第2項に規定する公表の方法並びに証券情報等内閣府令第7条第1項第1号、第9条第1号及び第11条第1号に規定する特定取引所規則において定める公表の方法とは、第104条第1項に定める方法とする。この場合において、上場会社は、特例第128条第1項又は第2項の規定により第104条第1項第2号の方法による

- 3 第1項に規定する発行者情報において求められる財務書類には、施行規則で定める監査報告書等を添付するものとする。

(会社情報に係る照会事項の報告及び開示)

第129条 上場会社は、会社情報に関し当取引所が必要と認めて照会を行った場合は、直ちに照会事項について当取引所に報告するものとする。

- 2 前項の規定による照会に係る事実について開示することが、必要かつ適当と当取引所が認めるときは、上場会社は、直ちにその内容を開示するものとする。

- 3 第1項の規定は、次の各号に掲げる場合について準用する。

(1) 当取引所が上場株券等の売買管理上必要と認めて照会を行った場合(当取引所が、当取引所の市場における有価証券の売買等の公正の確保を図るための調査のため必要があると認めて、会社情報の発生から公表に至る経緯等について照会を行った場合を含む。)

(2) 国内の他の金融商品取引所から、その市場における有価証券の売買等の公正の確保を図るための調査のため、上場会社に係る会社情報の発生から公表に至る経緯等に関する情報提供の要請があった場合において、当取引所が当該要請に応じることが相当と認めて、当該経緯等について照会を行った場合

第3節 その他の義務

(上場後の特定証券情報の公表)

第130条 上場株券等に関し、特定投資家向け取得勧誘又は特定投資家向け売付け勧誘等を実施する場合は、上場会社は、特定証券情報を作成し、証券情報等内閣府令第3条第1号及び第11条第1号の規定に従い、施行規則で定める方法により、あらかじめ公表しなければならない。

公表をしたときは、速やかに、当該公表された書類を当取引所に提出しなければならない。

- 5 当取引所は、前項の規定により公表された書類の提出を受けた場合には、当該公表された書類を速やかに当取引所のウェブサイトに掲載するものとする。

- 6 特例第128条第3項に規定する施行規則で定める監査報告書等は、第103条第6項各号に掲げる基準を満たすものでなければならない。

一部改正〔平成25年5月20日〕

(上場後の特定証券情報の公表の方法)

第117条 特例第130条第1項及び第2項に規定する施行規則で定める方法は、第104条第1項に定める方法とする。この場合において、上場会社は、特例第130条第1項又は第2項の規定により第104条第1項第2号の方法による公表をしたときは、速やかに、当該公表された書類を当取引所に提出し

2 前項の規定に従い公表された特定証券情報に記載される内容について変更又は訂正すべき事情が生じた場合は、上場会社は、直ちに当該変更又は訂正の内容を、証券情報等内閣府令第5条第2項第1号及び第11条第1号の規定に従い、施行規則で定める方法により公表しなければならない。

(追加上場)

第131条 上場会社が、新たに発行する株券等であつて、上場株券等と同一の種類のものの上場を申請する場合には、当取引所所定の「有価証券上場申請書」を提出するものとする。なお、この場合において、上場内国会社が、有償株主割当て（有償優先出資者割当てを含む。）により新たに発行する内国株券等については、発行日決済取引を行うことができるものとする。ただし、当該有価証券上場申請書に記載すべき事項が、第104条第3項の規定により当取引所に提出した書類又は第2編第3章第2節の規定に基づく会社情報の開示に含まれている場合は、当該提出又は開示をもってその上場を申請したものとみなす。

2 前項の規定により上場の申請があつた株券等については、原則として上場を承認するものとし、その発行されたときに、上場株券等に追加して上場する。

(変更上場申請)

第131条の2 前条に規定する場合のほか、上場会社が、上場株券等の銘柄、数量、種類若しくは額面金額がある場合にはその金額を変更しようとするとき又は単元株式数を設定若しくは変更しようとするときは、その変更等に先立ち都度当取引所所定の「有価証券変更上場申請書」を提出するものとする。ただし、当該有価証券変更上場申請書に記載すべき事項が、第104条第3項の規定により当取引所に提出した書類又は第2編第3章第2節の規定に基づく会社情報の開示に含まれている場合は、当該提出又は開示をもって当該変更等を申請したものとみなす。

(非上場逆さ合併)

第132条 上場会社は、非上場逆さ合併を行う場合には、当取引所所定の「有価証券継続上場申請書」を提出するとともに、施行規則で定める手続きを

なければならない。

2 当取引所は、前項の規定により公表された書類の提出を受けた場合には、当該公表された書類を速やかに当取引所のウェブサイトに掲載するものとする。

一部改正〔平成25年5月20日〕

(非上場逆さ合併の要件)

第118条 特例第132条第1項に規定する施行規則で定める手続きは、次の各号に定めるところによる。
(1) 当該非上場逆さ合併に関して特例第118条

行わなければならない。

2 第110条から第113条までの規定は、前項の場合について準用する。

(流通市場の機能及び株主の権利の尊重)

第133条 上場会社は、第三者割当による募集株式の割当て、株式分割等、MSCB等の発行、買収防衛策の導入その他の施行規則で定める行為を行うにあたっては、施行規則で定めるところにより、流通市場の機能及び株主の権利を尊重しなければならない。

(上場株券等の譲渡制限)

に規定する開示を行った後速やかに、当取引所所定の「有価証券継続上場申請書」を提出すること。

(2) 「有価証券継続上場申請書」には、非上場逆さ合併の相手方となる会社に係る財務書類及びこれに対する監査報告書等(第110条第5項に規定する監査報告書等に限り。)を添付すること。

(3) 「有価証券継続上場申請書」に係る当取引所の承認を得るまでに、当該非上場逆さ合併について、株主総会の決議による承認を得ること。

(流通市場の機能及び株主の権利の尊重)

第119条 特例第133条に規定する施行規則で定める行為は、次の各号に掲げる行為とし、上場会社は、当該各号に掲げる行為の区分に応じ、当該各号に定める事項を遵守しなければならない。

(1) 第三者割当による募集株式等の割当て、株式分割、株式無償割当て、新株予約権無償割当て、株式併合又は単元株式数の変更

上場会社は、流通市場に混乱をもたらすおそれ又は株主の利益の侵害をもたらすおそれのある行為を行ってはならない。

(2) MSCB等の発行

上場会社は、流通市場への影響及び株主の権利に配慮し、MSCB等の転換又は行使を制限するための措置を講じなければならない。

(3) 議決権行使を容易にするための環境整備

上場会社は、株主総会における株主の議決権行使を容易にするための環境を整備しなければならない。

(4) 買収防衛策の導入

上場会社は、買収防衛策を導入する場合は、開示の充分性、買収防衛策の透明性、流通市場の機能及び株主の権利を尊重しなければならない。

(5) その他の行為

上場会社は、流通市場の機能及び株主の権利を毀損する行為を行ってはならず、これらに悪影響を与えないよう社内体制の整備等に努めなければならない。

第134条 上場会社は、法第2条第3項第2号ロ(2)の規定その他の特別の法律の規定に基づくものを除き、上場株券等の譲渡について制限を行ってはならない。

(流動性プロバイダーの確保)

第135条 上場会社は、当取引所の取引参加者から同意を得たうえで、当該取引参加者を流動性プロバイダーとして指定し、当取引所に届け出るとともに、公表するものとする。

(アナリストレポートの発行)

第136条 上場会社は、自社に係るアナリストレポート(企業の財務分析等を主な内容とする投資者向け配布書類をいう。以下同じ。)が定期的に発行されるよう努めるものとする。

(指定振替機関における取扱い)

第137条 上場株券等は、指定振替機関の振替業における取扱いの対象でなければならない。

(株式事務代行機関の設置)

第138条 上場内国会社は、株式事務を当取引所の承認する株式事務代行機関として施行規則で定める者に委託するものとする。

(上場外国会社の株式事務及び配当金の支払い事務)

第139条 上場外国会社は、外国株券等実質株主(指定振替機関が定める外国株券等の保管及び振替決済に関する規則に規定する外国株券等実質株主をいう。)に対する株式事務及び配当金等の支払事務が適切に行われることを確保するものとする。

(上場に関する料金及び支払期限)

第140条 上場会社及び新規上場申請者は、新規上場料、年間上場料その他の上場に関する料金を施行規則で定めるところにより支払うものとする。

第4章 市場秩序の維持

第1節 実効性確保手段

(実効性確保手段)

第141条 当取引所は、上場会社に対して、この特例その他の規則への遵守を確保するため、施行規則で定めるところにより、次の各号に掲げる措置を

(株式事務代行機関)

第120条 特例第138条に規定する当取引所の承認する株式事務代行機関として施行規則で定める者とは、次の各号に掲げる者をいう。

(1) 信託銀行

(2) 東京証券代行株式会社、日本証券代行株式会社及び株式会社アイ・アールジャパン

(上場に関する料金)

第121条 特例第140条に規定する新規上場料、年間上場料その他上場に関する料金の額及び支払期限は、別表1に定めるところによるものとする。

講じることができる。

(1) 公表措置

(公表措置)

第122条 当取引所は、次の各号に掲げる場合であつて、当取引所が必要と認めるときは、特例第141条第1項第1号に規定する公表措置を行うことができる。

- (1) 上場会社が特例第2編第3章第2節の規定に違反したと当取引所が認める場合
- (2) 上場会社が特例第133条の規定に違反したと当取引所が認める場合

(2) 改善報告書の提出

第123条 削除

(改善報告書)

第124条 当取引所は、次の各号に掲げる場合において、改善の必要性が高いと認めるときは、当該上場会社に対して、その経緯及び改善措置を記載した特例第141条第1項第2号に規定する改善報告書の提出を求めることができる。

- (1) 上場会社が特例第2編第3章第2節の規定に違反したと当取引所が認める場合
- (2) 上場会社が特例第133条の規定に違反したと当取引所が認める場合

2 当取引所は、前項の規定により提出された改善報告書の内容が明らかに不十分であると認める場合には、当該上場会社に対してその変更を要請し、当該改善報告書の再提出を求めることができる。

3 上場会社は、前2項の規定により改善報告書の提出を求められた場合は、速やかに当該改善報告書の提出を行わなければならない。

4 当取引所は、上場会社が前項の規定により改善報告書を当取引所に提出した場合は、当該改善報告書(第2項の規定によりその内容が明らかに不十分であると認められた改善報告書を除く。)を公衆の縦覧に供するものとする。

(特設注意市場銘柄)

(3) 特設注意市場銘柄の指定

第125条 当取引所は、特例第141条第1項の規定により改善報告書を提出した上場会社において、改善措置の実施状況及び運用状況に改善が認められないと当取引所が認めた場合であつて、かつ、当該上場会社の内部管理体制等について改善の必要性が高いと認めるときは、当該上場会社が発行者である上場株券等を特設注意市場銘柄に指定する

(4) 上場株券等の上場廃止

(5) 上場契約違約金

ことができる。

2 前項の規定により特設注意市場銘柄へ指定されている上場株券等の発行者である上場会社は、当該指定から1年を経過するごとに、内部管理体制の状況等について記載した当取引所所定の書面（以下「内部管理体制確認書」という。）の提出を速やかに行わなければならない。

3 当取引所は、前項の規定により提出された内部管理体制確認書の内容等に基づき内部管理体制等に問題があると認められない場合には、その指定の解除を行う。

4 第1項の規定により特設注意市場銘柄へ指定された上場株券等の発行者である上場会社は、当該上場会社の内部管理体制等に関し当取引所が必要と認めて照会を行った場合には、直ちに照会事項について正確に報告するものとする。

（実効性確保手段における監理銘柄の指定期間）

第126条 特例第141条第2項に規定する監理銘柄への指定期間は、同条第1項第4号に掲げる措置の検討を開始した日から当取引所が当該措置を講じかどうかを認定した日までとする。

（上場契約違約金）

第127条 当取引所は、次の各号に掲げる場合において、当該上場会社が当取引所の市場に対する株主及び投資者の信頼を毀損したと当取引所が認めるときは、当該上場会社に対して、特例第141条第1項第5号の規定により上場契約違約金の支払いを求めることができる。この場合には、当取引所はその旨を公表するものとする。

(1) 上場会社が特例第2編第3章第2節の規定に違反したと当取引所が認める場合

(2) 上場会社が特例第133条の規定に違反したと当取引所が認める場合

(3) 前2号に掲げる場合のほか、上場会社が特例その他の規則に違反したと当取引所が認める場合

2 上場会社は、前項の規定により上場契約違約金の支払いを求められた場合は、次項で定めるところにより、当該上場契約違約金を支払わなければならない。

3 前項に定める上場契約違約金の支払いについて

2 当取引所は、前項第4号に掲げる措置の検討を開始する場合には、施行規則で定めるところにより、その事実を投資者に周知させるため、当該上場株券等を監理銘柄に指定することができる。

3 当取引所は、第1項第4号に掲げる措置を講じる場合には、その事実を投資者に周知するため、当該措置を講じることを決定した日から上場廃止日の前日までの間、当該上場株券等を整理銘柄に指定することができる。

4 第1項第4号に掲げる措置を講じる場合の上場廃止日の取扱いは、施行規則で定める。

5 上場会社が第108条ただし書により上場した会社である場合における当該上場会社に対する第1項第1号から第3号までの適用については、当該上場会社の上場に伴い上場廃止となった会社と同一のものとみなして、これを取り扱うものとする。

第2節 上場廃止等

(担当J—A d v i s e rとの契約解約に伴う上場廃止)

第142条 第324条第4項の規定に基づき、当取引所に対して、第313条に規定する契約の解約に係る通知が行われた場合、又は担当J—A d v i s e rがJ—A d v i s e r資格の取消しを受けた場合若しくはJ—A d v i s e r資格を喪失した場合であって、当取引所が必要と認めるときは、当取

は、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 上場契約違約金の金額は、100万円とする。
- (2) 上場会社は、前号の金額を当取引所が上場契約違約金の支払いを求めた日の属する月の翌月末日までに支払うものとする。
- (3) 上場契約違約金の支払いは、本邦通貨によるものとする。
- (4) 当取引所は、上場会社が上場契約違約金を支払期日までに支払わない場合には、当該上場会社に対し、支払期日の翌日から完済の日までの遅延損害金を100円につき1日4銭の割合によって請求できるものとする。

(上場廃止日)

第128条 特例第141条第4項に規定する上場廃止日は、上場廃止を決定した日から起算して11営業日目の日とする。ただし、当取引所は、当取引所が必要と認める場合は、当該日より前の日を上場廃止日とすることができる。

引所は、その事実を投資者に周知するため、直ちに、当該上場会社が発行する上場株券等を監理銘柄に指定するものとする。

2 前項の場合において、上場会社が、当取引所が定める日までに担当 J—A d v i s e r を確保できない場合には、当該上場会社が発行する上場株券等の上場を廃止することができるものとする。

3 前項の規定により上場廃止を決定した場合には、当取引所は、その事実を投資者に周知するため、直ちに、当該上場株券等を整理銘柄に指定するものとする。

4 第2項の規定により上場株券等の上場を廃止する場合の上場廃止日の取扱いは、施行規則で定める。

(上場廃止申請)

第143条 上場会社はその発行する上場株券等の上場廃止を申請しようとするときは、施行規則で定めるところにより、当取引所に当取引所所定の「上場廃止申請書」を提出するものとする。

2 当取引所は、上場会社から「上場廃止申請書」を受領した場合、その旨及び上場廃止日について公表するとともに、上場廃止申請に係る上場株券等を整理銘柄に指定する（当取引所が不要と認めた場合を除く。）ものとする。

(原簿のまっ消)

第144条 当取引所が上場株券等の上場を廃止するときは、その上場廃止日に上場有価証券原簿の記載事項をまっ消する。

第3編 債券

(省略)

第4編 J—A d v i s e r

第1章 総則

(公正な業務の執行)

第301条 J—A d v i s e r は、常に当取引所の市場の評価と公正さを維持するために行動しなければならない。

(担当 J—A d v i s e r との契約解約に伴う上場廃止)

第129条 特例第142条第4項に規定する上場廃止日は、上場廃止を決定した日から起算して11営業日目の日とする。ただし、当取引所は、当取引所が必要と認める場合は、当該日より前の日を上場廃止日とすることができる。

(上場廃止申請書)

第130条 特例第143条の規定に基づき株券等の上場廃止を申請しようとする上場会社は、上場廃止を希望する日の20営業日前までに、当取引所に対して当取引所所定の「上場廃止申請書」を提出しなければならない。この場合において、当取引所が同意する場合を除き、上場廃止について株主総会の特別決議を経るものとする。

第3章 債券

(省略)

第4章 J—A d v i s e r

2 J—A d v i s e rは、担当会社の株主間の公平性が保たれるように配慮し、かつ、担当会社の業務執行決定機関及びその構成員が当該担当会社の企業価値を向上させるよう指導及び助言しなければならない。

3 J—A d v i s e rは、当取引所の市場としての機能の維持及び向上に努め、この特例その他の規則を遵守しなければならない。

第2章 J—A d v i s e r資格等

第1節 J—A d v i s e r資格の取得 手続等

(J—A d v i s e r資格の取得の申請)

第302条 J—A d v i s e r資格を取得しようとする者(以下「J—A d v i s e r資格取得申請者」という。)は、当取引所に当該J—A d v i s e r資格の取得の申請を行わなければならない。

2 前項に規定するJ—A d v i s e r資格の取得の申請を行う場合には、当取引所所定の「J—A d v i s e r資格取得申請書」その他施行規則で定める書類を当取引所に提出するものとする。

(J—A d v i s e r資格の取得の承認)

第303条 当取引所は、J—A d v i s e r資格取得申請者について、次条第1項各号に掲げる基準により審査を行い、当該基準に適合すると認められる場合には、取引所府令第7条の3の規定を踏まえ、J—A d v i s e r資格の取得の承認を行う。

(J—A d v i s e r資格の取得審査)

第304条 前条に規定する審査は、次の各号に掲げる基準により行うものとする。

- (1) J—A d v i s e r資格の取得の申請日から遡って2年間において、コーポレート・ファイナンス助言業務に関する十分な経験があること、又は施行規則で定める場合に該当すること

(J—A d v i s e r資格の取得申請書等)

第301条 特例第302条第2項に規定する施行規則で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

- (1) 定款
- (2) 事業報告書又はそれに準ずるもの及びそれらに添付される計算書類に係る会計監査人の監査報告書
- (3) その他当取引所が必要と認める書類

(コーポレート・ファイナンス助言業務に関する事業実績)

第302条 特例第304条第1項第1号に規定する施行規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合をいう。

- (1) 新設合併、株式移転又は新設分割によって設立された会社であって、当該会社と新設合併、株式移転又は新設分割を行う前の会社において

- (2) J－Q Sが3名以上いること
- (3) 経営の体制が適切であること
- (4) 財務の状況が健全であって、かつ、当該財務の状況がウェブサイト公表されていること
- (5) 当取引所とともにプリンシプルベースの考え方に基づき当取引所の市場を運営するパートナーとしての意欲と能力を有していること
- (6) 日本の資本市場での経験及び知見を有していること
- (7) 業務を公正かつ効率的に遂行できる体制を有する法人であること
- (8) 第313条に規定する契約を履行できる適切な体制を有していること
- (9) 自らが業務を行う法域において、監督当局が存在する場合は、当該監督当局による監督に適切に服していること
- (10) 当取引所の市場の評価等を毀損するおそれがないこと
- (11) 反社会的勢力との関係を有しないこと
- (12) その他当取引所が必要と認める要件を満たしていること

2 前項第3号に掲げる基準については、J－A d v i s e r 資格取得申請者の経営の体制が当取引所の市場の運営に鑑みて適当でないと認められる者の支配又は影響を受けていないことなど、当取引所の市場の評価と公正性が十分に確保されると見込まれる経営体制であるかどうかを勘案して判断するものとする。

一部改正〔平成30年5月31日〕

(承認後の手続)

第305条 J－A d v i s e r 資格取得申請者は、第303条の承認を受けた場合には、当取引所に対し

- 通算して2年間のコーポレート・ファイナンス助言業務に関する事業実績を有する場合
- (2) 吸収合併、吸収分割、事業譲受けその他の方法により、通算して2年間のコーポレート・ファイナンス助言業務に関する事業実績を有する事業部門等を承継する場合
 - (3) 人的構成に照らして前2号に規定する事業実績を有すると当取引所が認める場合
 - (4) その他当取引所が適当と認める場合

(J－A d v i s e r との契約)

第303条 特例第305条第1項に規定する施行規則で定める「J－A d v i s e r 契約書」は、別記第

て、施行規則で定める「J—A d v i s e r 契約書」を提出するものとする。

2 当取引所は、第303条の承認を行った場合には、J—A d v i s e r 資格取得申請者にJ—A d v i s e r 資格の取得を通知するとともに、その旨を公表する。

3 J—A d v i s e r 資格取得申請者は、第303条の承認を受けた場合には、当取引所が指定する期日までに施行規則で定める新規登録料を納入するものとする。

第2節 J—A d v i s e r の適格性の継続維持義務

(J—A d v i s e r の適格性の継続維持義務)

第306条 J—A d v i s e r はJ—A d v i s e r 資格の取得後も第304条第1項各号に掲げる基準を継続的に満たさなければならない。

2 当取引所は、J—A d v i s e r が第304条第1項各号に掲げる基準を満たしていないと認めた場合は、第327条の規定に従い、J—A d v i s e r 資格の取消しその他の措置を講じることができる。

3 J—A d v i s e r は、この特例に基づく義務を履行するために、常時十分なJ—Q Sその他の人員を確保しなければならない。

第3節 J—Q S の認定手続等

(J—Q S の認定の申請)

第307条 J—A d v i s e r 又はJ—A d v i s e r 資格取得申請者は、その役職員についてJ—Q S の認定を受けようとする場合には、当取引所に当該認定の申請を行わなければならない。

2 前項に規定する申請を行う場合には、当取引所所定の「J—Q S 認定申請書」を当取引所に提出するものとする。

3 当取引所は、当取引所が前項に規定する申請書の内容について確認する必要があると判断した場合には、J—Q S の認定を受けようとする者と面談することができるものとする。

(J—Q S の認定)

第308条 当取引所は、J—Q S の認定を受けようとする者が次条に掲げる事項に適合すると認められる場合には、J—Q S の認定を行う。

11号様式によるものとする。

(新規登録料)

第304条 特例第305条第3項に規定する施行規則で定める新規登録料の額は、100万円(消費税額及び地方消費税額を除く。以下同じ。)とする。

一部改正〔平成24年12月28日〕

(J-QSの適格性)

第309条 J-QSは、次の各号に掲げる事項を満たさなければならない。

- (1) J-Adviser又はJ-Adviser資格取得申請者の常勤の役職員であること
- (2) J-QSの認定の申請日から遡って5年間において、コーポレート・ファイナンス助言業務に関する経験を通算して3年以上有している者であること
- (3) 新規上場に係る業務及び上場会社の上場後の義務の履行に係る業務全体に十分な理解がある者であること
- (4) 日本の資本市場での経験及び知見を有している者であること
- (5) J-QSとして関与する業務を通じて当取引所の市場の発展に貢献できる者と認められる者であること
- (6) J-Adviserとして関与する業務について、これを統括する立場にある者であること
- (7) 自社が業務を行う法域において、監督当局が存在する場合は、当該監督当局による監督に適切に服していること
- (8) 当取引所の市場の評価等を毀損するおそれのない者であること
- (9) 反社会的勢力との関係を有しない者であること

(J-QSの適格性の継続)

第310条 J-Adviserは、自社に所属するJ-QSをして、前条各号に掲げる事項を継続的に満たせしめなければならない。

2 当取引所は、J-QSが前条各号に掲げる事項を満たしていないと認めた場合は、J-QSの認定を取り消すことができる。

第3章 J-Adviserの義務

第1節 一般的な義務

(一般的義務)

第311条 J-Adviserは、この特例に基づく義務を履行するために、常時必要な能力を維持し、善良なる管理者の注意をもって行動しなければならない。

(担当会社からの独立性維持義務)

第312条 J—A d v i s e rは、次の各号に掲げる事項の遵守その他必要な措置を講じることにより、担当会社からの独立性を維持しなければならない。この場合における取扱いは施行規則で定める。

- (1) J—A d v i s e rの役職員が担当会社の役職員を兼任していないこと
- (2) 担当会社との利益相反がなく、担当会社との利益相反を回避するための十分な社内及びグループ内の体制を維持していること

2 J—A d v i s e rは、担当会社及び当該担当会社が支配している又は関係を有する会社に対して、この章に定めるJ—A d v i s e rの義務の履行に関して利益相反とならない限りにおいて、J—A d v i s e rとしての業務以外の役務を提供することができる。

(担当会社との適切な契約の締結)

第313条 J—A d v i s e rは、担当会社との間で、J—A d v i s e r及び担当会社に関する権利義務その他の施行規則で定める事項を規定した契約を締結しなければならない。

第2節 新規上場申請時の義務

(上場適格性に関する調査及び確認)

第314条 J—A d v i s e rは、担当する新規上場

(担当会社からの独立性維持義務等)

第305条 J—A d v i s e rは、担当会社との間で、特例第312条に規定する独立性を維持し、かつ利益相反なしに行動するための十分な牽制・管理体制を備えていること(J—A d v i s e r内部において適切な情報隔壁を敷くことを含むが、これに限らない。)を、当取引所に対して確信させなければならない。

2 当取引所は、J—A d v i s e rが担当会社との間で、独立性を維持できない又は利益相反なしに行動できないおそれのある場合(特例第312条第1項各号に掲げる事項に違反するおそれがある場合を含むが、これに限らない。)は、個別の事情に応じて、J—A d v i s e rが適切に行動できるか否かについて調査及び検討を行う。

(担当会社との適切な契約の内容)

第306条 特例第313条に規定する施行規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 契約の相手方から受領した情報の非開示及び不適切な利用の禁止
- (2) 特例に基づく義務を履行するためにJ—A d v i s e rに生じる義務
- (3) 特例第2編の規定を遵守するために担当会社に生じる義務
- (4) J—A d v i s e rが特例に基づく義務を履行するために必要となる担当会社の義務並びに担当会社の業務及び組織の変更等をJ—A d v i s e rに通知するために必要となる担当会社の義務
- (5) 費用、通知、解約等に関する事項
- (6) J—A d v i s e rと担当会社との間の連絡手続
- (7) 契約の解約に係るJ—A d v i s e r及び担当会社の事前催告義務(催告は、原則として、解約の1か月以上前に行うことを要する。)
- (8) その他当取引所が必要と認める事項

(上場適格性に係る宣誓書)

第307条 J—A d v i s e rは、特例第314条に規

申請をしようとする者が、第113条に規定する上場適格性要件を満たしているか、及び第2編第2章に規定する義務を履行できるかについて調査及び確認を行い、施行規則で定めるところにより「上場適格性に係る宣誓書」及び「上場適格性に係る宣誓書の作成にあたって留意すべき項目」を作成のうえ、併せて当取引所に提出しなければならない。ただし、第108条ただし書に規定する申請による場合は、この限りでない。

(新規上場に関する事務)

第315条 J—A d v i s e rは、担当する新規上場申請者に対し、第2編第2章に規定する新規上場申請者の義務の履行について助言するとともに、同章の規定に従い新規上場に関する事務を行うものとする。

第3節 上場後の義務

(上場会社の履行すべき義務に関する調査等)

第316条 J—A d v i s e rは、担当上場会社が第2編第3章の規定に基づく義務を適切に履行しているかの調査及び確認を行わなければならない。

2 J—A d v i s e rは、担当上場会社が第2編第3章の規定に基づく義務を履行するよう適切な助言及び指導を行わなければならない。

3 J—A d v i s e rは、担当上場会社が前項の助言及び指導に従わない場合には、直ちに当取引所に報告するとともに、第313条に規定する契約の解約について検討しなければならない。

(上場会社の上場後の義務に関する事務作業)

第317条 J—A d v i s e rは、担当上場会社が第2編第3章に規定する上場後の義務を履行するために必要な事務を行うものとする。

(流動性プロバイダーの確保)

第318条 担当上場会社が発行する上場株券等の当取引所の市場における円滑な流通の確保のため、J—A d v i s e rは、自らが流動性プロバイダーとなる又は担当上場会社が流動性プロバイダーを確保できるよう努めるものとする。

2 前項において担当上場会社が流動性プロバイダーを確保した場合には、J—A d v i s e rは、当該流動性プロバイダーの業務が遂行されるよう支援するものとする。

定する「上場適格性に係る宣誓書」を別記第12号様式により、「上場適格性に係る宣誓書の作成にあたって留意すべき項目」を別記第13号様式により、それぞれ作成するものとする。

(アナリストレポート)

第319条 J—A d v i s e rは、担当上場会社に係るアナリストレポートが広く発行されるよう努めるものとする。

第4節 その他の義務

(照会事項への回答)

第320条 J—A d v i s e rは、当取引所との連絡を行う上で適切な事務所1か所を連絡事務所として当取引所に届け出るものとする。

2 J—A d v i s e rは、前項の連絡事務所に、当取引所が行う照会に対する報告その他当取引所との間の連絡に関する事項を担当する連絡担当者を1名選任し、当取引所に届け出るものとする。

3 J—A d v i s e rは、J—A d v i s e rの業務の実施状況及び実施体制に関し当取引所が必要と認めて照会を行った場合には、直ちに照会事項について正確に報告しなければならない。

4 J—A d v i s e rは、この特例の適用又は解釈に確信を持ってない場合は、早急に当取引所に助言を求めなければならない。

(業務に関する記録の保管)

第321条 J—A d v i s e rは、J—A d v i s e rとして実施した担当会社との主な討議の内容、担当会社に提供した助言及び指導の内容等を含むJ—A d v i s e rの業務に係る内容に関して適切な記録を作成し、当該討議、助言及び指導等を実施した日から5年間保管するものとする。

(担当J—A d v i s e rの変更等の際の手続)

第322条 上場会社が担当J—A d v i s e rを変更するために他のJ—A d v i s e rとの間で第313条に規定する契約を締結しようとする場合には、当該J—A d v i s e rは、あらかじめ、当取引所にその旨を届け出るとともに、当該上場会社が第113条に規定する上場適格性要件を満たしているか及び第2編第3章に規定する義務を満たしているかについて調査及び確認を行い、当該契約の締結後すみやかに、第314条に規定する「上場適格性に関する宣誓書」を作成のうえ、当取引所が必要と認める書類と併せて、当取引所に提出しなければならない。

(年間登録料の納入)

(年間登録料)

第323条 J—A d v i s e rは、施行規則で定めるところにより、年間登録料を当取引所に納入するものとする。

(事前通知義務)

第324条 J—A d v i s e rは、次の各号に掲げる事項の決定又は事実の発生が見込まれる場合には、あらかじめ当取引所に通知するものとする。

- (1) J—A d v i s e rの支配関係又は組織に重大な変更をもたらす合併、分割、事業譲渡、事業の譲受け、株式交換、株式移転等
- (2) 重要な役員の変更又は組織の大幅な変更
- (3) 事業の全部又は重要な一部の停止又は廃止
- (4) 債務超過又はそれに準ずる状態に至る危険のある財務状況の著しい悪化
- (5) その他当取引所があらかじめ事前の通知を要請した事項

2 J—A d v i s e rは、前項の通知を行う場合には、当取引所が必要と認める書類を提出するものとする。ただし、この項の規定による提出は、この特例その他の規則に基づき又はこれらに基づく処分に従い行う提出をもって代えることができる。

3 当取引所は、第1項各号に掲げる事項又は事実が当取引所の市場の適正な運営及び評価等にかんがみて適当でないと認めるときは、第327条の規定に従い、J—A d v i s e r資格の取消しその他の措置を講じることができる。

4 J—A d v i s e rは、担当会社との間で締結している第313条に規定する契約に基づき当該契約の解約に係る事前催告が行われた場合及び当該契約が解約された場合には、直ちに当取引所に通知しなければならない。

(報告義務)

第308条 特例第323条に規定する年間登録料の額は、4月から翌年3月までの期間に対応するものとして、担当上場会社の数に20万円を乗じた額(担当上場会社がない場合は、20万円)とする。

- 2 前項の計算において、上場会社が複数の銘柄を上場している場合には、それぞれ別の会社として取り扱う。
- 3 年間登録料は、前年12月末日の担当上場会社の数により計算し、4月末日までに納入するものとする。

一部改正〔平成24年12月28日〕

第325条 J—A d v i s e rは、事業年度終了後直ちに、当該事業年度におけるJ—A d v i s e rとしての業務内容を、当取引所に報告するものとする。

2 前項に定めるもののほか、J—A d v i s e rは、施行規則で定める場合に該当することとなったときは、直ちにその内容を当取引所に報告するものとする。

3 J—A d v i s e rは、前2項に定めるところにより当取引所に報告を行う場合には、当取引所が必要と認める書類を提出するものとする。ただし、この項の規定による提出は、この特例その他の規則に基づき又はこれらに基づく処分に従い行う提出をもって代えることができる。

第4章 適格性の確保

(J—A d v i s e rに対する調査)

第326条 当取引所は、取引所府令第7条の3の規定

(報告事項)

第309条 特例第325条第2項に規定する施行規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合をいう。

- (1) 特例第302条第2項に規定する「J—A d v i s e r資格取得申請書」の記載事項に変更があったとき。
- (2) 特例第302条第2項の規定に従い当取引所に提出された第301条第3号に掲げる書類に記載された、経営体制又はJ—A d v i s e rの業務における運用及び管理体制に関する内容について変更があったとき。
- (3) 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、清算開始若しくは特別清算開始の原因となる事実が生じ若しくはそのおそれがある状態となったとき、又はこれらの申立てを行ったとき若しくは申立てが行われた事実を知ったとき。
- (4) 定款の変更があったとき。
- (5) 大株主上位10名（自己又は他人の名義をもって所有する株式の数が多い順に10名の株主をいう。）に関し変更があったとき。
- (6) 特例第327条第1項に規定する法令等に違反し、又は行政官庁より改善指示等を受けたとき若しくは行政官庁に対し改善策等を報告したとき。
- (7) J—A d v i s e rの業務の遂行に重大な悪影響を及ぼすような訴訟、仲裁、調停その他苦情処理・紛争解決手続きが行われ、又はかかる悪影響を及ぼすような判決、決定、命令その他苦情処理・紛争解決があったとき。

を踏まえ、当取引所の市場の運営上必要があると認める場合には、J—A d v i s e r に対し、当該 J—A d v i s e r の業務若しくは財産に関して参考となるべき報告若しくは資料の提出を請求し、又は当該 J—A d v i s e r の業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を実地調査することができる。

2 J—A d v i s e r は、前項の規定による報告又は資料の提出の請求を受けたときは、直ちにこれに応じなければならない。

(J—A d v i s e r に対する措置等)

第327条 前条に規定する調査の結果又はその他の事由により、J—A d v i s e r が法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくはこの特例その他の規則若しくはこれらに基づく処分(以下「法令等」という。)に違反又は取引の信義則に背反する行為をし、J—A d v i s e r として適格でないと当取引所が認める場合は、当取引所は、施行規則で定めるところにより、当該 J—A d v i s e r の J—A d v i s e r 資格を取り消すことができる。

2 前項のほか、当取引所は、J—A d v i s e r が法令等に違反した又は取引の信義則に背反する行為をしたと当取引所が認める場合は、当該 J—A d v i s e r に対して、施行規則で定めるところにより、次の各号に掲げる措置を講じることができる。

- (1) 警告
- (2) 違約金の賦課
- (3) J—A d v i s e r 資格の一時停止

3 当取引所は、第1項に規定する J—A d v i s e r 資格の取消しを行う場合には、直ちに当該資格の取消しを公表するものとする。

4 当取引所は、第2項各号に掲げる措置を講じる場合であって、当取引所が必要と認めるときは、その事実を公表することができる。

(J—A d v i s e r に対する措置等の手続)

第310条 当取引所は、特例第327条第1項に規定する J—A d v i s e r 資格の取消しを行おうとする場合又は同条第2項各号に掲げる措置を講じようとする場合には、当該取消し又は措置の対象となる J—A d v i s e r に対して、あらかじめ意見を述べる機会及び証拠を提出する機会を付与するものとする。ただし、当取引所は、当取引所の市場の適切な運営に必要であると認めるときは、意見を述べる機会及び証拠を提出する機会を付与しないで、当該措置を講じることができる。

2 当取引所は、前項の規定による意見を述べる機会及び証拠を提出する機会を付与するときは、相当な期間において、措置の対象となるべき J—A d v i s e r に対して、次の各号に掲げる事項を書面により通知するものとする。

- (1) 予定される措置の内容
- (2) 当取引所の認定した事実及びこれに対する法令等の適用
- (3) 当取引所に対し、前2号に掲げる事項について、意見を述べること及び証拠を提出することができる旨並びにそれらの期限

3 前項の場合において、意見が述べられ又は証拠が提出されたときは、当取引所は、その検討を行うものとする。

4 当取引所は、特例第327条第1項に定めるところにより J—A d v i s e r 資格の取消しを決定したとき又は同条第2項各号に掲げる措置を講じることと決定したときは、当該資格の取消し又は措置の対象とする J—A d v i s e r にその内容及

(異議の申立て)

第328条 J—A d v i s e rは、前条第1項及び第2項の措置に不服があるときは、施行規則で定めるところにより、当取引所に対し異議の申立てを行うことができる。

2 当取引所は、前項に規定する異議の申立てがあった場合には、異議の内容について審査を行った上で、前条第1項及び第2項の措置を変更し、又は取り消すことができる。

3 当取引所は、前項に規定する審査を行った後、異議の申立てを行ったJ—A d v i s e rに対して、その結果を通知するものとする。

4 当取引所は、前条第3項及び第4項に基づき措置を公表した場合であって、第2項の規定に基づき当該措置を変更又は取り消したときは、その旨を公表するものとする。

第5章 J—A d v i s e r資格の喪失の申請等

(J—A d v i s e r資格の喪失の申請)

第329条 J—A d v i s e rは、J—A d v i s e r資格を喪失しようとするときは、施行規則で定めるところにより、当取引所にJ—A d v i s e r資格の喪失の申請を行わなければならない。

び理由を書面により通知するものとする。

(異議の申立手続)

第311条 J—A d v i s e rは、特例第328条第1項に規定する異議の申立てを行う場合には、前条第4項に規定する通知が行われた日から10営業日以内に、異議の対象となる措置の内容及び異議の理由を記載した書面をもって行うものとする。

(J—A d v i s e rの資格の喪失申請書の記載事項)

第312条 特例第329条に規定するJ—A d v i s e r資格の喪失の申請は、喪失の申請を行う者が、次の各号に掲げる事項を記載した当取引所所定の「J—A d v i s e r資格の喪失に係る申請書」を当取引所に提出して行うものとする。

- (1) 商号又は名称
- (2) 本店又は主たる事務所の所在地
- (3) 代表者名
- (4) 全J—Q Sの氏名
- (5) J—A d v i s e r資格の喪失の申請の理由

2 前項の「J—A d v i s e r資格の喪失に係る申請書」には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) J—A d v i s e r資格の喪失の申請に係る取締役会議事録の写し
- (2) J—A d v i s e r資格の喪失に係る日程表
- (3) 担当上場会社の取扱いについて記載した資料
- (4) その他当取引所が必要と認める書類

(J-Adviser資格の喪失の際の手続)

第330条 当取引所は、J-AdviserがJ-Adviser資格を喪失（取消しによる喪失を含む。）したときは、直ちに、当該資格の喪失について公表するものとする。

(J-QSの認定の取消しの申請)

第331条 J-Adviserは、自社に所属するJ-QSの認定の取消しを受けようとする場合には、当取引所に対して、当取引所所定の「J-QS認定取消申請書」を提出しなければならない。

(別記第3号様式)

特 定 証 券 情 報

【表紙】

【公表書類】 特定証券情報

【公表日】 年 月 日

【発行者の名称】 (2)

【代表者の役職氏名】 (3)

【本店の所在の場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【担当 J—A d v i s e r の名称】 (4)

【担当 J—A d v i s e r の代表者の役職氏名】

【担当 J—A d v i s e r の本店の所在の場所】

【担当 J—A d v i s e r の財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】

【電話番号】

【有価証券の種類】 (5)

【有価証券の発行価額又は売付け価額の総額】 (6)

【取引所金融商品市場等に関する事項】 (7)

【安定操作に関する事項】 (8)

【公表されるホームページのアドレス】 (9)

【投資者に対する注意事項】 (10)

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、特定証券情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第二部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 特定証券情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、特定証券情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の33において準用する法第21条第1項第1号及び法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J—A d v i s e rが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ—A d v i s e rを選任する必要があります。J—A d v i s e rの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲載されるTOKYO PRO Marketに係る諸

規則に留意する必要があります。

- 4 東京証券取引所は、特定証券情報の内容（特定証券情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部 【証券情報】

第1 【特定投資家向け取得勧誘の要項】

1 【新規発行株式】(11)

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行数	内容

2 【特定投資家向け取得勧誘の方法及び条件】

(1) 【特定投資家向け取得勧誘の方法】(12)

形態	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
計（総発行株式）			

(2) 【特定投資家向け取得勧誘の条件】(13)

額面・無額面の別	発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地

3 【株式の引受け】(14)

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数（株）	引受けの条件
計	—		—

4 【新規発行新株予約権証券】(15)

- (1) 【特定投資家向け取得勧誘の条件】
- (2) 【新株予約権の内容等】
- (3) 【新株予約権証券の引受け】

5 【新規発行預託証券及び新規発行有価証券信託受益証券】(16)

- (1) 【特定投資家向け取得勧誘の条件】
- (2) 【新規発行預託証券及び新規発行有価証券信託受益証券の内容等】
- (3) 【新規発行預託証券及び新規発行有価証券信託受益証券の引受け】

6 【新規発行等の理由及び新規発行による手取金の使途】

- (1) 【新規発行等による手取金の額】(17)

払込金額の総額 (円)	発行諸費用の概算額 (円)	差引手取概算額 (円)

- (2) 【新規発行等の理由及び手取金の使途】(18)

第2 【特定投資家向け売付け勧誘等の要項】

1 【売付け有価証券】(19)

- (1) 【売付け株式】

記名・無記名の別、 額面・無額面の別及 び種類	売付け数	売付け価額の総額 (円)	売付けに係る株式 の所有者の住所及 び氏名又は名称

- (2) 【売付け新株予約権証券】

売付け数	売付け価額の総額 (円)	売付けに係る新株予約権証券の 所有者の住所及び氏名又は名称

(新株予約権の内容等)

- (3) 【売付け預託証券及び売付け有価証券信託受益証券】

売付け数	売付け価額の総額 (円)	売付けに係る預託証券又は有 価証券信託受益証券の所有者 の住所及び氏名又は名称

(預託証券又は有価証券信託受益証券の内容等)

2 【売付けの条件】(20)

売付け価格 (円)	申込期間	申込単位	申込証拠 金 (円)	申込受付 場所	売付けの委 託を受けた 者の住所及 び氏名又は 名称	売付けの委 託契約の内 容

第3 【第三者割当の場合の特記事項】(20—2)

- 1 【割当予定先の状況】(20—3)
- 2 【株券又は新株予約権証券の継続所有】(20—4)
- 3 【発行条件に関する事項】(20—5)
- 4 【大規模な第三者割当に関する事項】(20—6)
- 5 【第三者割当後の株主の状況】(20—7)
- 6 【大規模な第三者割当の必要性】(20—8)
- 7 【株式併合等の予定の有無及び内容】(20—9)
- 8 【その他参考になる事項】(20—10)

第4 【その他の記載事項】(21)

第二部 【企業情報】

第1 【本国における法制等の概要】

- 1 【会社制度等の概要】(22)
 - (1) 【発行者の属する国・州等における会社制度】
 - (2) 【発行者の定款等に規定する制度】
- 2 【外国為替管理制度】(23)
- 3 【課税上の取扱い】(24)

第2 【企業の概況】

- 1 【主要な経営指標等の推移】(25)
- 2 【沿革】(26)
- 3 【事業の内容】(27)
- 4 【関係会社の状況】(28)
- 5 【従業員の状況】(29)

第3 【事業の状況】

- 1 【業績等の概要】(30)
- 2 【生産、受注及び販売の状況】(31)
- 3 【対処すべき課題】(32)
- 4 【事業等のリスク】(33)
- 5 【経営上の重要な契約等】(34)
- 6 【研究開発活動】(35)
- 7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】(36)

第4【設備の状況】

- 1 【設備投資等の概要】(37)
- 2 【主要な設備の状況】(38)
- 3 【設備の新設、除却等の計画】(39)

第5【発行者の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】(40)

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数	未発行株式数	発行数	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
計					—

(2) 【新株予約権等の状況】(41)

区分	最近事業年度末現在 (年 月 日)	公表日の前月末現在 (年 月 日)
新株予約権の数		
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類		
新株予約権の目的となる株式の数		
新株予約権の行使時の払込金額		
新株予約権の行使期間		
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額		
新株予約権の行使の条件		
新株予約権の譲渡に関する事項		
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(3) 【ライツプランの内容】(42)

決議年月日	
付与対象者	
新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
取得条項に関する事項	
信託の設定の状況	
代用払込みに関する事項	

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】(43)

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数 残高 (株)	資本金増減 額 (円)	資本金残 高 (円)	資本準備 金増減額 (円)	資本準備 金 残高 (円)

(5) 【所有者別状況】(44)

年 月 日現在

区分	株式の状況 (1単元の株式数 株)							単元未 満株式 の状況 (株)
	政府及 び地方 公共団 体	金融機 関	金融商 品取引 業者	その他 の法人	外国法人等		個人そ の他	
					個人 以外	個人		
株主数 (人)								—
所有株式 数 (単 元)								
所有株式 数の割合 (%)							100	—

(6) 【議決権の状況】(45)

① 【発行済株式】

年 月 日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式		—	
議決権制限株式(自己株式等)		—	
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)		—	
完全議決権株式(その他)			
単元未満株式		—	
発行済株式総数		—	—
総株主の議決権	—		—

② 【自己株式等】

年 月 日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
計	—				

(7) 【ストックオプション制度の内容】(46)

決議年月日	
付与対象者の区分及び人数	
新株予約権の目的となる株式の種類	
株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(8) 【従業員株式所有制度の内容】(46—2)

2 【自己株式の取得等の状況】(47)

【株式の種類等】(48)

(1) 【株主総会決議による取得の状況】(49)

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
株主総会(年月日)での決議状況 (取得期間 年月日～年月日)		
最近事業年度前における取得自己株式		
最近事業年度における取得自己株式 (年月日～年月日)		
残存授権株式の総数及び価額の総額		
最近事業年度の末日現在の未行使割合(%)		
最近期間における取得自己株式		
公表日現在の未行使割合(%)		

(2) 【取締役会決議による取得の状況】(50)

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(年月日)での決議状況 (取得期間 年月日～年月日)		
最近事業年度前における取得自己株式		
最近事業年度における取得自己株式 (年月日～年月日)		
残存決議株式の総数及び価額の総額		
最近事業年度の末日現在の未行使割合(%)		
最近期間における取得自己株式		
公表日現在の未行使割合(%)		

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】(51)

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】 (52)

区分	最近事業年度		最近期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
その他 ()				
保有自己株式数		—		—

3 【配当政策】 (53)

4 【株価の推移】 (54)

(1) 【最近3年間の事業年度別最高・最低株価】

回次			
決算年月			
最高 (円)			
最低 (円)			

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別						
最高 (円)						
最低 (円)						

5 【役員状況】 (55)

男性 名 女性 名 (役員のうち女性の比率 %)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	報酬	所有株式数 (株)
計							

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】 (56)

(2) 【監査報酬の内容等】(57)

① 【監査法人に対する報酬の内容】

区分	最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(円)	非監査業務に基づく報酬(円)
発行者		
連結子会社		
計		

② 【その他重要な報酬の内容】

③ 【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

④ 【監査報酬の決定方針】

7 削除(58)

第6 【経理の状況】(59)

【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】(60)

① 【連結貸借対照表】(61)

② 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】又は【連結損益及び包括利益計算書】(62)

③ 【連結株主資本等変動計算書】(63)

④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】(64)

⑤ 【連結附属明細表】(65)

(2) 【主な資産及び負債の内容】(66)

(3) 【その他】(67)

第7 【外国為替相場の推移】(68)

1 【最近3年間の事業年度別為替相場の推移】

回次				
決算年月				
最高(円)				
最低(円)				
平均(円)				
期末(円)				

2 【最近6月間の月別最高・最低為替相場】

月別						
最高(円)						
最低(円)						
平均(円)						

3 【最近日の為替相場】

円(年 月 日)

第8【発行者の株式事務の概要】(69)

事業年度	月 日から 月 日まで
定時株主総会	月中
基準日	月 日
株券の種類	
剰余金の配当の基準日	月 日
1単元の株式数	株
株式の名義書換え 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料	
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	
公告掲載方法	
株主に対する特典	

第三部【特別情報】

第1【有価証券の様式】(70)

第2【外部専門家の同意】(71)

第四部【株式公開情報】(72)

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】(73)

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の発行者との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の発行者との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由

第2【第三者割当等の概況】(74)

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	株式	新株予約権	新株予約権付社債
発行年月日			
種類			
発行数			
発行価格			
資本組入額			
発行価額の総額			
資本組入額の総額			
発行方法			

保有期間等に関する確約			
-------------	--	--	--

2 【取得者の概況】

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と発行者との関係

3 【取得者の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の発行者との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の発行者との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由

第3 【株主の状況】 (75)

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
計	—		

第五部 【当該有価証券以外の有価証券に関する事項】

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

- a 記載事項及び記載上の注意は、一般的標準を示したものであり、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、投資者に誤解を生じさせない範囲内において、必要に応じて本国等における法制度、会計基準（特例第110条第6項に規定するものに限る。）、実務慣行等を勘案した上で、これに準じて記載（「表示」を含む。以下同じ。）することができる。また、特定証券情報を英語で記載する場合には、記載事項及び記載上の注意に準じて記載すること。
- b 以下の規定により記載が必要とされている事項に加えて、特定証券情報の各記載項目に関連した事項を追加して記載することができる。
- c 記載事項のうち金額に関する事項について、本邦通貨以外の通貨建ての金額により表示している場合には、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を併記すること。
- d 本邦通貨以外の通貨建ての金額を本邦通貨に換算する場合には、一定の日における為替相場により換算することとし、換算に当たって採用した換算の基準として当該日、換算率、為替相場の種類その他必要な事項を注記すること。
- e 時価又は時価に近い一定の価格により発行する有価証券につき、その発行価格の決定前に勧誘を行う必要がある場合、「第一部 証券情報」に掲げる事項のうち、以下に掲げる事項を公表しないことができる。この場合において、特定証券情報において公表しなかった事項につき、その内容が決定したときは、特例第111条第2項の規定に従い、訂正特定証券情報を公表すること。
 - (a) 発行価格（又は売付け価格）
 - (b) 資本組入額（取得勧誘の場合に限る。）
 - (c) 申込証拠金
 - (d) 申込取扱場所（又は申込受付場所）
 - (e) 引受人（又は売付けの委託を受けた者）（元引受契約を締結する金融商品取引業者のうち主たるものを除く。）の氏名又は名称及びその住所
 - (f) 引受株式数及び引受けの条件（又は売付けの委託契約の内容）
- f 「第二部 企業情報」に係る記載上の注意は主として製造業について示したものであり、他の業種については、これに準じて記載すること。
- g 「第二部 企業情報」に掲げる事項は図表による表示をすることができる。この場合、記載すべき事項が図表により明瞭に示されるよう表示することとし、図表による表示により投資者に誤解を生じさせることとならないよう注意しなければならない。
- h 発行者が連結財務諸表等を作成すべき会社に該当しない場合には、財務書類として発行者の財務諸表等掲げるものとする。財務諸表等を掲げた場合、連結財務諸表等に係る様式及び記載上の注意は、財務諸表等に係るものとして読み替えられるものとする。
- i 第二部中「第2 企業の概況」から「第4 設備の状況」までの記載については、次によること。
 - (a) 財務書類として連結財務諸表等（連結財務諸表、四半期連結財務諸表及び中間連結財務諸表をいう。以下同じ。）を掲げている場合には、連結会社について記載すること。
 - (b) 財務書類として前hに従い財務諸表等（財務諸表、四半期財務諸表及び中間財務諸表をいう。以下同じ。）のみを掲げている場合には、発行者について記載すること。ただし、発行者の事業に密接な関係を有する親会社がある場合には、それらについても記載事項ごとに又は一括して記載すること。

- j 本様式（記載上の注意を含む。）は、主として監査役を設置する内国会社について示したものであり、委員会設置会社及び外国会社並びに特定有価証券の発行者については、これに準じて記載すること。例えば、取締役会の決議の状況を記載する場合において、会社法第416条第4項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定について記載する場合には、その旨並びに当該取締役会の決議の状況及び当該執行役の決定の状況について記載すること。
- k (36)のc、(70)及び(72)から(74)までの記載については、対象となる有価証券（特定有価証券を除く。）について、TOKYO PRO Marketへの新規上場申請に係る特定投資家向け取得勧誘又は特定投資家向け売付け勧誘等（以下「新規上場前の勧誘等」という。）を行う場合においてのみ記載することを要し、その他の場合には記載を省略することができる。
- l 特定証券情報の対象となる有価証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、当該特定証券情報に係る有価証券が預託証券である場合にあっては預託を受ける者、有価証券信託受益証券である場合にあっては受託者）がある場合には、本様式第三部中「第2 外部専門家の同意」の次に「第3 その他の重要な会社の情報」の項目を設け、当該会社の企業情報について次の事項を記載すること。
- (a) 当該会社の情報の開示を必要とする理由
 - (b) 当該会社の名称、代表者の役職氏名及び本店の所在の場所
 - (c) 当該会社に関する事項 本様式「第二部企業情報」の「第2 企業の概況」から「第6 経理の状況」までに準じて記載すること。なお、連結キャッシュ・フロー計算書及びキャッシュ・フロー計算書については記載を省略することができる。
 - (d) 当該会社が法令に従い有価証券報告書を提出している場合には、前(c)に代えて、その旨及び有価証券報告書を縦覧に供している場所を記載すれば足りる。
 - (e) 当該会社が法令及び特例に従い発行者情報を公表している場合には、(c)に代えて、その旨及び発行者情報が公表されているウェブサイトのアドレスを記載すれば足りる。
- m 特定証券情報の対象となる有価証券が特定有価証券である場合には、本様式第二部「企業情報」とあるのを「ファンド情報等」と改め、第二部中「第2 企業の概況」から「第6 経理の状況」までに代えて、「ファンドの状況」、「管理及び運営」、「ファンドの経理状況」、「証券事務の概要」、「運用会社の概況」及び「その他の関係法人の概況」を記載すること。

(1-2) 参照方式

1年間継続して発行者情報を公表している発行者は、法第27条の32第3項の規定により、当該発行者の直近の連結会計年度に係る発行者情報（当該発行者情報の公表後に公表された連結中間会計年度に係る発行者情報を含む。）及び訂正発行者情報（以下「参照情報」という。）を参照すべき旨を記載したときは、本様式第二部及び第四部の記載を省略することができる。この場合、証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令（以下「証券情報等内閣府令」という。）第4条第2項第1号に掲げる特定取引所規則において定める方法は、本様式に第二部として「参照情報」の項目を設け、当該発行者の参照情報について次に掲げる事項を記載する方法とする。

a 参照情報

証券情報等内閣府令第2条第2項第1号ハ及びニ（対象となる有価証券が特定有価証券である場合には、同項第2号ハ及びニとする。）に掲げる事項に関する情報については、参照情報を参照すべき旨を記載し、参照情報の名称、公表年月日及び参照情報を公表しているホームページのアドレスを記載すること。

b 参照情報の補完情報

参照情報としての発行者情報の公表日以後特定証券情報公表日までの間において、当該発行者情報に記載された「事業等のリスク」（対象となる有価証券が特定有価証券である場合には、「投資リスク」とする。）について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及びその内容を具体的に、かつ、分りやすく記載すること。また、参照情報としての発行者情報に将来に関する事項が記載されている場合又は新たに将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は特定証券情報公表日現在において判断した事項である旨を記載すること。

(2) 発行者の名称

発行者の名称を特定証券情報の公表に用いる言語で記載し、原語名がこれらと異なる場合には、原語名を括弧内に記載すること。また、これらに加えて、英語の表記を括弧内に記載しても差し支えない。

(3) 代表者の役職氏名

特定証券情報の公表について正当な権限を有する者の役職氏名を記載すること。

(4) 担当 J—A d v i s e r の名称

特例第102条第1項の規定に基づき選任した J—A d v i s e r の名称を記載すること。

(5) 有価証券の種類

特定証券情報により公表の対象とした特定投資家向け取得勧誘又は特定投資家向け売付け勧誘等に係る有価証券の種類を記載すること。当該有価証券が M S C B 等である場合には、その旨を、当該有価証券の種類と併せて記載すること。

(6) 有価証券の発行価額又は売付け価額の総額

a 特定証券情報により公表の対象とした特定投資家向け取得勧誘又は特定投資家向け売付け勧誘等ごとに、発行価額の総額又は売付け価額の総額を記載すること。なお、対象となる有価証券が新株予約権証券である場合には、当該新株予約権証券の発行価額又は売付け価額の総額に当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額を併せて記載すること。「発行価格」若しくは「売付け価格」を記載しないで特定証券情報を公表する場合又は算式表示により特定証券情報を公表する場合には、特定証券情報の公表日現在におけるこれらの総額の見込額を記載し、その旨を注記すること。

b 本邦通貨への換算に当たって採用した換算の基準を注記すること。

(7) 取引所金融商品市場等に関する事項

a 特定証券情報の公表日において、対象となる有価証券が取引所金融商品市場（特定取引所金融商品市場を含む。）又はこれと同等の海外の取引所市場に上場されている場合には、当該取引所金融商品市場又は海外の取引所市場の名称を記載すること。

b 対象となる有価証券について、新規上場前の勧誘等を行う場合には、その旨及び T O K Y O P R O M a r k e t への上場予定日（以下「上場予定日」という。）を記載すること。

c 特定証券情報の公表日において、対象となる有価証券が店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会に登録されている場合には、当該認可金融商品取引業協会の名称を記載すること。

d その他の銘柄で気配相場がある場合には、当該気配相場を記載すること。

e 振替機関の名称及び住所を記載すること。

(8) 安定操作に関する事項

金融商品取引法施行令（以下「令」という。）第20条第1項に規定する安定操作取引を行うことがある場合には、令第21条各号に掲げる事項（本邦以外の地域において安定操作取引に準ずる取引が行われることがある場合には、これらに準ずる事項）を記載すること。

- (9) 公表されるホームページのアドレス
 特定証券等情報及び発行者等情報を公表するホームページのアドレスをすべて記載すること。
- (10) 投資者に対する注意事項
 投資者に対する注意事項として、様式に掲げる事項その他発行者が必要と判断した事項を記載すること。
- (11) 新規発行株式
- a 新規発行株式の種類ごとに、「記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類」、「発行数」及び「内容」を記載すること。
 - b 「記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類」の欄には、「記名式額面普通株」のように記載し、額面株式については券面額を付記すること。ただし、内国会社については、記名・無記名の別及び額面・無額面の別の記載を省略することができる。
 - c 「発行数」の欄には、「記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類」の欄の区分に従い発行数を記載すること。
 - d 「内容」の欄には、単元株式数を含め、株式の内容を具体的に記載すること。この場合において、会社が種類株式発行会社（会社法第2条第13号に規定する種類株式発行会社をいう。以下同じ。）であるときは、同法第108条第1項各号に掲げる事項について定款、株主総会決議又は取締役会決議により定めた内容及び同法第322条第2項に規定する定款の定めの有無を記載すること。なお、会社が会社法第107条第1項各号に掲げる事項を定めている場合には、その具体的内容を記載すること。
 - e 欄外には、新株発行を決議した取締役会若しくは株主総会の決議の年月日又は行政庁の認可を受けた年月日を記載すること。一部払込発行の場合には、その決議内容についても記載すること。
 - f 会社が新規発行株式と異なる種類の株式についての定めを定款に定めている場合には、欄外にその旨を記載すること。この場合において、新規発行株式と当該異なる種類の株式の単元株式数又は議決権の有無若しくはその内容に差異があるときは、その旨及びその理由を欄外に記載すること。
 - g 特定証券情報に係る新規発行株式の特定投資家向け取得勧誘と同時に準備金の資本組入れ等による新規株式の発行が行われる場合には、その旨を注記すること。
 - h 新規発行株式がMSCB等である場合には、「記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類」の欄にその旨を記載すること。また、欄外に、当該MSCB等の特質その他株主の権利の保護を図るために必要な事項を記載すること。
 - i 特定証券情報の対象とした特定投資家向け取得勧誘が自己株式の処分にかかるもの（金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（以下「定義府令」という。）第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘をいう。）である場合には、その旨を欄外に記載すること。
- (12) 特定投資家向け取得勧誘の方法
- a 「形態」の欄には、特定投資家向け取得勧誘を株主割当てとそれ以外のものに区分して記載すること。
 株主割当てについては割当日、割当比率等を、株主割当て以外のものについては発行者が直接勧誘するものとその他のものに区分しその発行数を、それぞれ欄外に記載すること。なお、株主割当て以外のものの場合であって株主に対し他の者に優先して募入決定を行うときは、その旨、その株数及び優先募入の決定方法等を欄外に記載すること。

- b 一部払込発行の場合には、払込金額の総額を「発行価額の総額」の欄に内書きすること。
 - c 「発行価格」若しくは「資本組入額」を記載しないで特定証券情報を公表する場合又は算式表示により特定証券情報を公表する場合には、「発行価額の総額」又は「資本組入額の総額」は特定証券情報の公表日現在における見込額により記載し、その旨を注記すること。
 - d 金銭以外の財産を出資の目的とするときは、その旨並びに当該財産の内容及び価額を記載すること。
- (13) 特定投資家向け取得勧誘の条件
- a 「発行価格」の欄には、1株の発行価額を記載すること。一部払込発行の場合には、1株の払込金額を「発行価格」の欄に内書きすること。なお、算式表示の場合において、最低発行価額（取締役会等の決議により、当該算式により算出された価額が一定の価額を下回るときには当該一定の価額を1株の発行価額とすることを定めている場合における当該価額）が定められているときには、その旨及びその金額を記載すること。また、取締役会等の決議により、当該算式により算出された価額が最低発行価額を下回る場合において当該新株の発行を中止すること等を定めているときは、その旨を付記すること。最低発行価額を記載しないで特定証券情報を公表するときには、その決定予定時期及び具体的な決定方法を注記すること（(15)において新株予約権証券の新株予約権の行使により発行する株式の発行価格を算式表示する場合においても同じ。）。
 - b 「資本組入額」の欄には、1株の発行価額のうち資本金に組み入れる金額を記載すること。なお、算式表示の場合には、当該算式に基づいて記載すること。
 - c 欄外には、申込みの方法、申込証拠金の利息、申込みがない場合の株式の割当てを受ける権利（新株引受権）の消滅、申込みがない株式の処理、申込証拠金の払込金への振替充当、申込みが超過した場合の処理、払込期日の確定の有無その他申込み及び払込みに関し必要な事項を記載すること。
 - d 「発行価格」又は「資本組入額」を記載しないで特定証券情報を公表する場合には、これらの決定予定時期及び具体的な決定方法を注記すること。
 - e 「申込取扱場所」を記載しないで特定証券情報を公表する場合には、その決定予定時期を注記すること。
- (14) 株式の引受け
- a 元引受契約（株主割当ての場合の失権株を引き受けるものを含む。）を締結する金融商品取引業者のうち主たるものが決定していない場合には、元引受契約を締結する予定の金融商品取引業者のうち主たるものを記載すること。
 - b 「引受けの条件」の欄には、買取引受け・残額引受け等の別、引受人に支払う手数料等を記載すること。なお、算式表示の場合には、引受人に支払う手数料等は当該算式に基づいて記載すること。
 - c 「引受人の氏名又は名称」、「住所」、「引受株式数」又は「引受けの条件」を記載しないで特定証券情報を公表する場合には、これらの決定予定時期を注記すること。
- (15) 新規発行新株予約権証券
- a 特定証券情報に係る新規発行新株予約権証券について、新株予約権の目的となる株式の種類ごとに区分して、発行数、発行価額の総額、発行価格、申込手数料、申込単位、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、割当日、払込期日、払込取扱場所を記載すること。
 - b 発行価格を記載しないで特定証券情報を公表する場合には、発行価額の総額は特定証券情報の公表日現在における見込額により記載し、その旨を注記すること。

- c 発行価格は、新株予約権 1 個の発行価格を記載すること。また、発行価格を記載しないで特定証券情報を公表する場合には、その決定予定時期及び具体的な決定方法を注記すること。
 - d 申込取扱場所を記載しないで特定証券情報を公表する場合には、その決定予定時期を注記すること。
 - e 割当日は、会社法第238条第1項第4号に規定する割当日を記載すること。
 - f 新株予約権証券の発行を決議した取締役会又は株主総会の決議年月日、申込みの方法、申込証拠金の利息、申込証拠金の払込金への振替充当、申込みが超過した場合の処理その他申込み又は払込みに関し必要な事項を記載すること。
 - g 新株予約権行使の効力の発生及び新株予約権の行使後第1回目の配当、株券の交付方法等新株予約権の行使により発行し、又は移転する株式に関し必要な事項を記載すること。
 - h 新株予約権の目的となる株式の種類は、新株予約権の目的となる株式の種類及び内容を、(11)の a 及び d に準じて記載すること。
 - i 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額は、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式 1 株の発行価格及び資本組入額を記載すること。なお、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格について算式表示を行う場合には、資本組入額は当該算式に基づいて記載すること。
 - j 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額又は新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所を記載しないで特定証券情報を公表する場合には、これらの事項の決定予定時期及び具体的な決定方法を注記すること。
 - k 自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件は、会社法第236条第1項第7号に規定する事項を記載すること。
 - l 代用払込みに関する事項は、金銭以外の財産を新株予約権の行使の際に出資の目的とするときは、その旨並びに当該財産の内容及び価額を記載すること。
 - m 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は、会社法第236条第1項第8号に規定する事項を記載すること。
 - n 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めている会社については、基本方針に照らして不適切な者によって当該会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（いわゆる買収防衛策）の一環として、新株予約権証券を発行する場合はその旨を欄外に記載すること。
 - o 新株予約権証券の引受けについては、前(14)に準じて記載すること。
 - p 新株予約権証券がMSCB等である場合には、(11)の h に準じて記載すること。
- (16) 新規発行預託証券及び新規発行有価証券信託受益証券
- a 特定証券情報に係る新規発行預託証券及び新規発行有価証券信託受益証券について、銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法、取得格付等を記載すること。
 - b 発行価格を記載しないで特定証券情報を公表する場合には、発行価額の総額は特定証券情報の公表日現在における見込額により記載し、その旨を注記すること。
 - c 発行価格を記載しないで特定証券情報を公表する場合には、その決定予定時期及び具体的な決定方法を注記すること。
 - d 申込取扱場所を記載しないで特定証券情報を公表する場合には、その決定予定時期を注記すること。

- e 当該預託証券及び有価証券信託受益証券に表示される権利に係る有価証券の内容について具体的に記載すること。
 - f 当該預託証券及び有価証券信託受益証券の発行の仕組みについて、明瞭に記載すること。
 - g その他の事項で、当該預託証券及び有価証券信託受益証券に係る権利につき投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項を記載すること。
 - h 新規発行預託証券及び新規発行有価証券信託受益証券の引受けについては、(14)に準じて記載すること。
- (17) 新規発行等による手取金の額
- a 「発行価格」を記載しないで特定証券情報を公表する場合又は算式表示により特定証券情報を公表する場合には、「払込金額の総額」は特定証券情報の公表日現在における見込額を記載し、その旨を注記すること。
 - b 「発行諸費用の概算額」の欄には、発行者が負担すべき発行諸費用の総額を記載すること。
- (18) 新規発行等の理由及び手取金の使途
- a 新規発行等の理由として資金調達以外の理由がある場合には、その理由を記載すること。
 - b 発行者が取得する手取金の使途を設備資金、運転資金、借入金返済、有価証券の取得、関係会社に対する出資又は融資等に区分し、手取金の総額並びにその使途の区分ごとの内容、金額及び支出予定時期を具体的に記載すること。
 - c 当該手取金を事業の買収に充てる場合には、その事業の内容及び財産について概要を説明すること。
- (19) 売付け有価証券
- a 額面株式については、「売付け株式」の「記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類」の欄に券面額を付記すること。ただし、内国会社については、記名・無記名の別及び額面・無額面の別の記載を省略することができる。
 - b 「売付け価格」を記載しないで特定証券情報を公表する場合又は算式表示により特定証券情報を公表する場合には、「売付け価額の総額」は特定証券情報の公表日現在における見込額により記載し、その旨を注記すること。
 - c 売付けに係る有価証券の所有者が2人以上ある場合には、「売付け株式」「売付け新株予約権証券」又は「売付け預託証券及び売付け有価証券信託受益証券」について所有者別に記載すること。
 - d 「売付け新株予約権証券」の「新株予約権の内容等」は、(15)に準じて記載すること。
 - e 「売付け預託証券及び売付け有価証券信託受益証券」の「預託証券及び有価証券信託受益証券」の内容等は、(16)に準じて記載すること。
- (20) 売付けの条件
- a 「売付け価格」の欄には、株式については1株の売付け価額を、新株予約権証券については新株予約権1個の売付け価額を、売付け預託証券及び売付け有価証券信託受益証券については1口の売付け価額を記載すること。
 - b 「売付けの委託契約の内容」の欄には、売付けの委託手数料の額、売付け残が生じた場合の処理等について記載すること。なお、算式表示の場合には、委託手数料の額は当該算式に基づいて記載すること。
 - c 株式受渡期日その他売付けの事務上必要な事項を欄外に記載すること。

- d 元引受契約を締結する金融商品取引業者のうち主たるものが決定していない場合には、元引受契約を締結する予定の金融商品取引業者のうち主たるものを記載すること。
- e 「売付けの委託を受けた者の住所及び氏名又は名称」を記載しないで特定証券情報を公表する場合には、その決定予定時期を注記すること。
- f 「売付け価格」又は「申込受付場所」を記載しないで特定証券情報を公表する場合には、これらの事項の決定予定時期を注記すること。
- g 売付け有価証券がMS C B等である場合には、(11)のhに準じて記載すること。

(20—2) 第三者割当の場合の特記事項

第三者割当の方法により、株券又は新株予約権証券の特定投資家向け取得勧誘又は特定投資家向け売付け勧誘等を行う場合に記載すること。なお、一定の日において株主名簿に記載され、又は記録されている株主に対して行われる株券又は新株予約権証券の特定投資家向け取得勧誘又は特定投資家向け売付け勧誘等のうち、その発行の態様から、当該株券又は新株予約権証券を特定の株主が取得するものと考えられるもの（例えば、特定の株主のみが当該株券又は新株予約権証券の特定投資家向け取得勧誘又は特定投資家向け売付け勧誘等に応じることになると考えられる発行価格その他の条件を設定しようとするもの）を行う場合には、当該特定投資家向け取得勧誘又は特定投資家向け売付け勧誘等を第三者割当の方法により行うものとみなして記載すること。

(20—3) 割当予定先の状況

次のaからgまでに掲げる事項について、割当予定先（第三者割当により発行者が割当を予定している者をいう。）ごとに当該aからgまでに定めるところにより記載すること。

a 割当予定先の概要

次の(a)から(e)までに掲げる割当予定先の区分に応じ、当該(a)から(e)までに定める事項を記載すること。(e)に定める事項については可能な範囲で記載すること。

- (a) 個人 氏名、住所及び職業の内容
- (b) 有価証券報告書提出会社 名称、本店の所在地及び特定証券情報の公表日において既に提出されている当該割当予定先の直近の有価証券報告書（当該有価証券報告書の提出後に提出された四半期報告書又は半期報告書を含む。）の提出日
- (c) 発行者情報公表会社（前(b)に該当するものを除く。） 名称、本店の所在地及び特定証券情報の公表日において既に公表されている当該割当予定先の直近の連結会計年度に係る発行者情報（当該発行者情報の公表後に公表された連結中間会計年度に係る発行者情報を含む。）の公表日並びに発行者情報を公表している割当予定先のホームページのアドレス
- (d) (b)及び前(c)のいずれにも該当しない法人 名称、本店の所在地、国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先（割当予定先が非居住者の場合に限る。）、代表者の役職及び氏名、資本金、事業の内容並びに主たる出資者及びその出資比率
- (e) (b)から前(d)までのいずれにも該当しない団体 名称、所在地、国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先（割当予定先が非居住者の場合に限る。）、出資額、組成目的、主たる出資者及びその出資比率並びにその業務執行組合員又はこれに類する者（以下「業務執行組合員等」という。）に関する事項（(a)からこの(e)までに掲げる当該業務執行組合員等の区分に応じ、当該(a)からこの(e)までに定める事項とする。）

なお、割当予定先又は業務執行組合員等が個人である場合における住所の記載にあたっては、市町村（政令指定都市にあっては区）程度の記載で差し支えない。

b 発行者と割当予定先との間の関係

発行者と割当予定先との間に出資、人事、資金、技術又は取引等において重要な関係がある場合には、その内容を具体的に記載すること。また、割当予定先が組合その他の団体であって、その業務執行組合員等と発行者との間に出資、人事、資金、技術又は取引等において重要な関係がある場合には、その具体的な内容を併せて記載すること。

c 割当予定先の選定理由

割当予定先を選定した理由及び経緯を具体的に記載すること。

d 割り当てようとする株式の数

この特定証券情報に係る第三者割当により割り当てられる株式又は新株予約権の目的である株式の数を記載すること。

e 株券又は新株予約権証券の保有方針

この特定証券情報に係る第三者割当に係る株券又は新株予約権証券について、割当予定先による保有方針を確認した場合は、その内容を記載すること。

f 払込みに要する資金等の状況

割当予定先がこの特定証券情報に係る第三者割当に対する払込みに要する資金又は財産を保有することを確認した結果及びその確認の方法を具体的に記載すること。

g 割当予定先の実態

割当予定先が保有することとなる発行者の株券又は新株予約権証券について、株主として権利行使を行う権限若しくはその指図権限又は投資権限を実質的に有する者が存在する場合には、その旨及びこれらの権限の内容を具体的に記載すること。また、割当予定先が暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体（以下このgにおいて「特定団体等」という。）であるか否か、及び割当予定先が特定団体等と何らかの関係を有しているか否かについて記載するとともに、その確認方法を具体的に記載すること。

(20—4) 株券又は新株予約権証券の継続所有

この特定証券情報に係る第三者割当に係る株券又は新株予約権証券について、割当予定先にその継続所有を確約させる場合には、その旨及びその内容を記載すること。

(20—5) 発行条件に関する事項

a 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方を具体的に記載すること。

b この特定証券情報に係る第三者割当による有価証券の発行（以下このbにおいて「当該発行」という。）が会社法に定める特に有利な金額又は特に有利な条件による発行（以下このbにおいて「有利発行」という。）に該当するものと判断した場合には、その理由及び判断の過程並びに当該発行を有利発行により行う理由を具体的に記載すること。また、当該発行が有利発行に該当しないものと判断した場合には、その理由、判断の過程及び当該発行に係る適法性に関して監査役が表明する意見又は当該判断の参考にした第三者による評価があればその内容を記載すること。

(20—6) 大規模な第三者割当に関する事項

この特定証券情報に係る第三者割当により次のaからcまでのいずれかに掲げる場合に該当することとなる場合には、その旨及びその理由を記載すること。なお、議決権の数の算出に当たっては、算定の基礎となる株式の数が公表日後のいずれか一日の市場価額その他の指標に基づき決定される場合には、公表日又はその前日のいずれかの日の市場価額その他の指標に基づいて計算すること。

- a 第三者割当により割り当てられる株式又は新株予約権の目的である株式に係る議決権の数（当該議決権の数に比して、当該株式又は当該新株予約権の取得と引換えに交付される株式又は新株予約権（社債に付されているものを含む。以下この（20—6）及び次（20—7）において「株式等」という。）に係る議決権の数が大きい場合には、当該議決権の数のうち最も大きい数をいい、以下この（20—6）及び次（20—7）において「割当議決権数」という。）（この特定証券情報に係る株式又は新株予約権の取得勧誘等と並行して行われており、又はこの特定証券情報の提出日前6月以内に行われた第三者割当がある場合には、割当議決権数に準じて算出した当該第三者割当により割り当てられ、又は割り当てられた株式等に係る議決権の数（当該第三者割当以後に株式分割が行われた場合にあっては当該株式分割により増加した議決権の数を加えた数、株式併合が行われた場合にあっては当該株式併合により減少した議決権の数を除いた数。以下この a において「加算議決権数」という。）を含む。）を発行者の総株主の議決権（「第二部 企業情報」の「第5 発行者の状況」の「1 株式等の状況」の「(6) 議決権の状況」の「① 発行済株式」に記載すべき総株主の議決権をいう。以下次 b 及び次（20—7）の c において同じ。）の数から加算議決権数を控除した数で除した数が0.25以上となる場合
- b 割当予定先が割り当てられた割当議決権数を所有した場合に支配株主（発行者の親会社又は発行者の総株主の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する主要株主（自己の計算において所有する議決権の数と次の(a)及び(b)に掲げる者が所有する議決権の数とを合計した数が発行者の総株主の議決権の100分の50を超える者に限る。）をいう。）となる者が生じる場合
- (a) その者の近親者（二親等内の親族をいう。次(b)において同じ。）
- (b) その者及びその近親者が当該総株主の議決権の過半数を自己の計算において所有している法人その他の団体（以下この(b)において「法人等」という。）並びに当該法人等の子会社
- c その他流通市場又は株主の権利に与える影響が上記 a 又は前 b に掲げる場合と同等と評価される場合
- (20—7) 第三者割当後の株主の状況
- a この特定証券情報に係る第三者割当により割当予定先に株式が割り当てられ、又は割り当てられた新株予約権が行使された場合（当該株式又は当該新株予約権の取得と引換えに株式等が交付された場合を含む。以下この（20—7）において同じ。）における株主の状況について、(75)の b から f までに準じて記載すること。
- b 「割当後の所有株式数」は、当該割当予定先の割当議決権数に係る株式の数を所有株式数に加算した数を記載すること。
- c 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、「割当後の所有株式数」に係る議決権の数を総株主の議決権の数に割当議決権数を加えた数で除して算出した割合（小数点以下3桁を四捨五入し小数点以下2桁までの割合）を記載すること。
- (20—8) 大規模な第三者割当の必要性
- a この特定証券情報に係る第三者割当が（20—6）に規定する場合における第三者割当（以下この（20—8）において「大規模な第三者割当」という。）に該当する場合には、大規模な第三者割当を行うこととした理由及び当該大規模な第三者割当による既存の株主への影響についての取締役会の判断の内容について、具体的に記載すること。
- b 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程（経営者から独立した者からの当該大規模な第三者割当についての意見の聴取、株主総会決議における株主の意思の確認その他の大規模な第三者割当に関する取締役会の判断の妥当性を担保する措置を講じる場合は、その旨及び内容を含む。）を具体的に記載すること。

(20—9) 株式併合等の予定の有無及び内容

発行者の株式に係る議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為が予定されている場合には、当該行為の目的、予定時期、方法及び手続き、当該行為後の株主の状況、株主に交付される対価その他当該行為に関する内容を具体的に記載すること。

(20—10) その他参考になる事項

自己株式又は自己新株予約権の特定投資家向け売付け勧誘等により第三者割当を行う場合には、当該特定投資家向け売付け勧誘等による手取金の使途について、(18)のbに準じて記載すること。

(21) その他の記載事項

a 工場、製品等の写真、図面その他投資者の判断に重要な影響を与える事項がある場合には、その旨を記載すること。

b 特定投資家向け取得勧誘又は特定投資家向け売付け勧誘等に関する情報（例えば、当該有価証券の特定投資家向け取得勧誘又は特定投資家向け売付け勧誘等が特殊な方法により行われる場合の当該方法の内容、当該有価証券の特定投資家向け取得勧誘又は特定投資家向け売付け勧誘等が本邦外において同時に行われる場合のその内容）で特に記載すべき事項（特定証券情報の他の箇所に記載すべき事項を除く。）がある場合には、当該事項を記載することができる。

(22) 会社制度等の概要

a 発行者の属する国・州等における会社制度全般についてその概要を記載すること。特に株主総会、取締役会等の会社の機関及びその権限に関する事項、株式に関する事項並びに会社の計算に関する事項等について記載すること。ただし、内国会社（特定有価証券の発行者である場合を除く。）が日本語で特定証券情報を公表する場合には、その記載を省略することができる。

b 発行者が定款等において規定する当該発行者の制度についてその概要を記載すること。特に議決権、取締役の選任権及び配当請求権等株主の権利（株式の譲渡制限等権利の制限を含む。）に関する事項について記載すること。ただし、これらすべての事項が特定証券情報に添付される定款に規定されている場合には、その記載を省略することができる。

(23) 外国為替管理制度

配当等の送金等に関する発行者の属する国の外国為替管理制度について、その概要を記載すること。ただし、内国会社が日本語で特定証券情報を公表する場合には、その記載を省略することができる。

(24) 課税上の取扱い

配当等に関する課税上の取扱いについて記載すること。ただし、内国会社が日本語で特定証券情報を公表する場合には、その記載を省略することができる。

(25) 主要な経営指標等の推移

a 最近3連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移について記載すること。ただし、(61)ただし書に規定する四半期連結貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結累計期間の次に掲げる主要な経営指標等の推移について、また、(61)ただし書に規定する中間連結貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。）には、当該中間連結貸借対照表に係る連結会計年度の次に掲げる主要な経営指標等の推移について併せて記載すること。

(a) 売上高

(b) 経常利益金額又は経常損失金額

(c) 親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額

(d) 包括利益金額

- (e) 純資産額
 - (f) 総資産額
 - (g) 1株当たり純資産額
 - (h) 1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額
 - (i) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額
 - (j) 自己資本比率（純資産額から連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「連結財務諸表規則」という。）第43条の3第1項の規定による新株予約権の金額及び連結財務諸表規則第2条第12号に規定する非支配株主持分の金額を控除した額を総資産額で除した割合をいう。）
 - (k) 自己資本利益率（親会社株主に帰属する当期純利益金額を純資産額から連結財務諸表規則第43条の3第1項の規定による新株予約権の金額及び連結財務諸表規則第2条第12号に規定する非支配株主持分の金額を控除した額で除した割合をいう。）
 - (l) 株価収益率（連結決算日における株価（当該株価がない場合には連結決算日前直近の日における株価）を1株当たり当期純利益金額で除した割合をいう。）
 - (m) 営業活動によるキャッシュ・フロー
 - (n) 投資活動によるキャッシュ・フロー
 - (o) 財務活動によるキャッシュ・フロー
 - (p) 現金及び現金同等物の期末残高
 - (q) 従業員数
- b 「5 従業員の状況」において、連結会社における臨時従業員の平均雇用人員を記載している場合には、前aの(q)に掲げる従業員数の記載に併せて、臨時従業員の平均雇用人員を外書きとして記載すること。
- c aの(1)に掲げる株価収益率については、1株当たり当期純利益金額に代えて、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額により計算することができる。ただし、その場合にはその旨を付記すること。
- d 最近3事業年度に係る発行会社の次に掲げる主要な経営指標等の推移について、aに準じて記載すること。
- (a) 1株当たり配当額（会社法第453条の規定に基づき支払われた剰余金の配当（同法第454条第5項に規定する中間配当の金額を含む。）をいう。）
 - (b) 配当性向（1株当たり配当額を1株当たり当期純利益金額で除した割合をいう。）
- (26) 沿革
- 発行者の設立日（設立登記日とする。）から特定証券情報の公表日までの間につき、設立経緯（設立根拠法令についても記載すること。ただし、内国会社（特定有価証券の発行者である場合を除く。）が日本語で特定証券情報を公表する場合には、設立根拠法令の記載を省略することができる。）、商号の変更及び企業集団に係る重要な事項（合併、事業内容の変更、主要な関係会社の設立・買収、上場等）について簡潔に記載すること。
- (27) 事業の内容
- a 特定証券情報の公表日の最近日（以下「最近日」という。）現在における発行者及び関係会社において営まれている主な事業の内容、当該事業を構成している発行者又は当該関係会社の当該事業における位置付け等について、セグメント情報（企業内容等の開示に関する内閣府令第1条第25号に規定するセグメント情報をいう。以下同じ。）との関連を含め系統的に分かりやすく説明するとともに、その状況を事業系統図等によって示すこと。なお、セグメント情報に記載された区分ごとに、当該事業に携わっている主要な関係会社の名称を併せて記載すること。

- b 発行者と発行者の関連当事者（発行者の関係会社を除く。）との間に継続的で緊密な事業上の関係がある場合には、当該事業の内容、当該関連当事者の当該事業における位置付け等について系統的に分かりやすく説明するとともに、その状況を事業系統図等を含めて示すこと。

(28) 関係会社の状況

- a 最近連結会計年度に係る発行者の関係会社（非連結子会社、持分法を適用していない関連会社を除く。以下この(28)において同じ。）について、親会社、子会社、関連会社及びその他の関係会社に分けて、その名称、住所、資本金又は出資金、主要な事業の内容、議決権に対する発行者の所有割合及び発行者と関係会社との関係内容（例えば、役員の兼任等、資金援助、営業上の取引、設備の賃貸借、業務提携等の関係内容をいう。）を記載すること。ただし、重要性の乏しい関係会社については、その社数のみを記載することに止めることができる。なお、連結財務諸表等を作成していない場合には、最近事業年度に係る発行者の親会社、関連会社及びその他の関係会社の状況について、これに準じて記載すること。
- b 住所については、市町村（政令指定都市にあっては区）程度の記載で差し支えない。また、主要な事業の内容については、セグメント情報に記載された名称を記載することで差し支えない。
- c 関係会社の議決権に対する発行者の所有割合については、発行者の他の子会社による間接所有の議決権がある場合には、当該関係会社の議決権の総数に対する発行者及び当該他の子会社が所有する当該関係会社の議決権の合計の割合を記載するとともに、間接所有の議決権の合計の割合を内書きとして記載すること。
- d 自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係にあることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が存在することにより、子会社又は関連会社として判定された会社等（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。以下同じ。）がある場合には、これらの者が所有する議決権の割合を併せて記載すること。
- e 関係会社が親会社又はその他の関係会社である場合には、発行者の議決権に対する当該親会社又はその他の関係会社の所有割合を記載すること。
- f 削除
- g それぞれの関係会社について、次に掲げる事項を記載すること。
 (a) 最近日現在において特定子会社に該当する関係会社があるときは、その旨
 (b) 最近日現在において有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している関係会社があるときは、その旨
 (c) 連結財務諸表等に重要な影響を与えている債務超過の状況（負債の総額が資産の総額を上回っている状況をいう。以下このgにおいて同じ。）にある関係会社があるときは、その旨及び債務超過の金額
 (d) 連結財務諸表等を作成していない場合において、重要な債務超過の状況にある関係会社があるときは、その旨及び債務超過の金額
- h 最近連結会計年度における連結財務諸表の売上高に占める連結子会社の売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く。）の割合が100分の10を超える場合には、その旨及び当該連結子会社の最近連結会計年度における売上高、経常利益金額（又は経常損失金額）、当期純利益金額（又は当期純損失金額）、純資産額及び総資産額（以下このhにおいて「主要な損益情報等」という。）を記載すること。ただし、当該連結子会社が有価証券届出書若しくは有価証券報告書を提出している場合又は最近連結会計年度におけるセグメント情報の売上高に占める当該連結子会社の売上高（セグメント間の内部売上高又は振替高を含む。）の割合が100分の90を超える場合には、当該理由を明記することによって、主要な損益情報等の記載を省略することができる。

(29) 従業員の状況

- a 最近日現在の連結会社における従業員数（就業人員数をいう。以下この(29)において同じ。）をセグメント情報に関連付けて記載すること。また、発行者の最近日現在の従業員について、その数、平均年齢、平均勤続年数及び平均年間給与（賞与を含む。）を記載するとともに、従業員数をセグメント情報に関連付けて記載すること。
- b 連結会社において、臨時従業員が相当数以上ある場合には、最近日までの1年間におけるその平均雇用人員を外書きで示すこと。ただし、当該臨時従業員の総数が従業員数の100分の10未満であるときは、記載を省略することができる。
- c 最近日までの1年間において、連結会社の従業員の人員に著しい増減があった場合にはその事情を、労働組合との間に特記すべき事項等があった場合にはその旨を簡潔に記載すること。

(30) 業績等の概要

最近連結会計年度及び(61)ただし書により四半期連結貸借対照表を掲げた場合にあっては当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結累計期間（四半期財務諸表等規則第3条第7号に規定する四半期連結累計期間をいう。以下同じ。）又は中間連結貸借対照表を掲げた場合にあっては当該中間連結貸借対照表に係る中間連結会計期間（以下「最近連結会計年度等」という。）における業績及びキャッシュ・フローの状況について、前年同期（前年同四半期連結累計期間又は前中間連結会計期間を除く。）と比較して分析的に記載すること。なお、業績については、セグメント情報に記載された区分により記載すること。

(31) 生産、受注及び販売の状況

- a 最近連結会計年度等における生産、受注及び販売の実績について、前年同期（前中間連結会計期間を除く。）と比較してセグメント情報に関連付けて記載すること。ただし、業種・業態によりこれによりがたい場合には、「業績等の概要」の記載に含めて生産、受注及び販売の状況について記載することができる。
- b 生産能力、主要な原材料価格、主要な製商品の仕入価格・販売価格等に著しい変化があった場合、その他生産、受注及び販売等に関して特記すべき事項があるときは、セグメント情報に関連付けてその内容について記載すること。
- c 主要な販売先がある場合には、最近2連結会計年度等における相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合を記載すること。ただし、当該割合が100分の10未満の相手先については記載を省略することができる。

(32) 対処すべき課題

最近日現在における連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題について、その内容、対処方針等を具体的に記載すること。なお、株式会社の支配に関する基本方針として、会社法施行規則第118条第3号に定める基本方針を定めている会社については、同号イからハまでに掲げる事項を記載すること。

(33) 事業等のリスク

- a 特定証券情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（連結財務諸表規則第2条第13号及び財務諸表等規則第8条第18項に規定するキャッシュ・フローをいう。）の状況の異常な変動、特定の取引先・製品・技術等への依存、特有の法的規制・取引慣行・経営方針、重要な訴訟事件等の発生、役員・大株主・関係会社等に関する重要事項等、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項を一括して具体的に、分かりやすく、かつ、簡潔に記載すること。
- b 発行者が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他発行者の経営に重要な影響を及ぼす事象（(37)において「重要事象等」という。）が存在する場合には、その旨及びその具体的な内容を記載すること。

- c 将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は特定証券情報の公表日現在において判断したものである旨を記載すること。
- (34) 経営上の重要な契約等
- a 最近連結会計年度の開始日から特定証券情報の公表日までの間において、吸収合併又は新設合併が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、吸収合併又は新設合併の目的、条件、引継資産・負債の状況、吸収合併消滅会社となる会社又は新設合併消滅会社となる会社の株式1株又は持分に割り当てられる吸収合併存続会社となる会社又は新設合併設立会社となる会社の株式の数その他の財産（吸収合併存続会社となる会社以外の会社の株式等が割り当てられる場合を含む。）及びその算定根拠並びに当該吸収合併又は新設合併の後の吸収合併存続会社となる会社（吸収合併消滅会社となる会社の株式1株又は持分に割り当てられる財産が吸収合併存続会社となる会社が発行する有価証券以外の有価証券である場合には、当該有価証券の発行者を含む。）又は新設合併設立会社となる会社の資本金・事業の内容等について記載すること。
- b 最近連結会計年度の開始日から特定証券情報の公表日までの間において、重要な事業の全部若しくは一部の譲渡又は重要な事業の全部若しくは一部の譲受けが行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、その概要について記載すること。
- c 連結会社において事業の全部若しくは主要な部分の賃貸借又は経営の委任、他人と事業上の損益全部を共通にする契約、技術援助契約その他の経営上の重要な契約を締結している場合には、その概要を記載すること。最近連結会計年度の開始日から特定証券情報の公表日までの間において、これらの契約について重要な変更又は解約があった場合には、その内容を記載すること。
- d 最近連結会計年度の開始日から特定証券情報の公表日までの間において、株式交換又は株式移転が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、株式交換又は株式移転の目的、条件、株式交換完全子会社となる会社又は株式移転完全子会社となる会社（以下「株式交換完全子会社等」という。）の株式1株に割り当てられる株式交換完全親会社となる会社又は株式移転設立完全親会社となる会社（以下「株式交換完全親会社等」という。）の株式の数その他の財産（株式交換完全親会社となる会社以外の会社の株式等が割り当てられる場合を含む。）及びその算定根拠並びに当該株式交換及び株式移転の後の株式交換完全親会社等となる会社（株式交換完全子会社となる会社の株式1株又は持分に割り当てられる財産が株式交換完全親会社となる会社が発行する有価証券以外の有価証券である場合には、当該有価証券の発行者を含む。）の資本金・事業の内容等について記載すること。
- e 最近連結会計年度の開始日から特定証券情報の公表日までの間において、吸収分割又は新設分割が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、吸収分割又は新設分割の目的、条件、承継する資産・負債又は承継させる資産・負債の状況、吸収分割会社となる会社又は新設分割会社となる会社に割り当てられる吸収分割承継会社となる会社又は新設分割設立会社となる会社の株式の数その他の財産（吸収分割承継会社となる会社以外の会社の株式等が割り当てられる場合を含む。）及びその算定根拠並びに当該吸収分割又は新設分割の後の吸収分割承継会社となる会社（吸収分割会社に割り当てられる財産が吸収分割承継会社となる会社が発行する有価証券以外の有価証券である場合には、当該有価証券の発行者を含む。）又は新設分割設立会社となる会社の資本金・事業の内容等について記載すること。

(35) 研究開発活動

最近連結会計年度等における研究開発活動の状況（例えば、研究の目的、主要課題、研究成果、研究体制等）及び研究開発費の金額を、セグメント情報に関連付けて記載すること。

(36) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

- a 特定証券情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関して投資者が適正な判断を行うことができるよう、発行者の代表者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する分析・検討内容（例えば、経営成績に重要な影響を与える要因についての分析、資本の財源及び資金の流動性に係る情報）を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
- b 「4 事業等のリスク」において、重要事象等が存在する旨及びその内容を記載した場合には、当該重要事象等についての分析・検討内容及び当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
- c 上場予定日から12か月間の運転資本が十分であることについて確認した旨を記載すること。
- d 将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は特定証券情報の公表日現在において判断したものである旨を記載すること。

(37) 設備投資等の概要

最近連結会計年度等における設備投資の目的、内容及び投資金額をセグメント情報に関連付けて概括的に説明すること。この場合、有形固定資産の他、無形固定資産・長期前払費用、繰延資産等への投資を含めて記載することが適当であると認められるときは、これらを含めて記載し、その旨を明らかにすること。また、重要な設備の除却、売却等があった場合には、その内容及び金額をセグメント情報に関連付けて記載すること。

(38) 主要な設備の状況

- a 最近連結会計年度末（(61)ただし書により四半期連結貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結決算日現在、中間連結貸借対照表を掲げた場合には、当該中間連結貸借対照表に係る中間連結決算日現在）における主要な設備（連結会社以外の者から賃借しているものを含む。）について、発行者、国内子会社、在外子会社の別に、会社名（発行者の場合を除く。）、事業所名、所在地、設備の内容、設備の種類別の帳簿価額（土地については、その面積も示す。）及び従業員数を、セグメント情報に関連付けて記載すること。なお、類似の事業を営む事業所が多数設立されている場合には、代表的な事業所名を示したうえで、事業の種類別又は地域別に一括して記載することができる。
- b 主要な設備のうち、連結会社以外の者から賃借している設備若しくは連結会社以外の者へ賃貸している設備がある場合又は生産能力に重要な影響を及ぼすような機械装置等の休止がある場合（生産能力に100分の10以上の影響を及ぼす場合をいう。）には、その内容を記載すること。

(39) 設備の新設、除却等の計画

最近日現在において連結会社に重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画がある場合には、その内容（例えば、事業所名、所在地、設備の内容、投資予定金額（総額及び既支払額）、資金調達方法（増資資金、社債発行資金、自己資金、借入金等の別をいう。）、着手及び完了予定年月、完成後における増加能力等）を、セグメント情報に関連付けて記載すること。

(40) 株式の総数等

- a (11)に準じて、株式の種類ごとに、「記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類」、「発行可能株式総数」、「未発行株式数」、「発行数」、「上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名」及び「内容」を記載すること。
- b 「発行可能株式総数」の欄には、特定証券情報の公表日現在の定款に定められた発行可能株式総数又は発行可能種類株式総数を記載すること。会社が種類株式発行会社であるときは、株式の種類ごとの発行可能種類株式総数を記載し、「計」の欄には、発行可能株式総数を記載すること。

- c 「未発行株式数」の欄には、新株予約権の行使等により発行される予定の株式がある場合には、その数、種類等について付記すること。
 - d 会社がMSCB等を発行している場合には、「記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類」の欄にその旨を記載すること。
 - e 「内容」欄には、「新規発行株式」の「内容」の欄に同一の内容を記載している場合には、その旨のみを記載することができる。
 - f 会社が会社法第108条第1項各号に掲げる事項について異なる定めをした内容の異なる二以上の種類の株式（以下「二以上の種類の株式」という。）を発行している場合であって、株式の種類ごとに異なる数の単元株式数を定めているとき又は議決権の有無若しくはその内容に差異があるときは、その旨及びその理由を欄外に記載すること。この場合において、株式の保有又はその議決権行使について特に記載すべき事項がある場合には、その内容を記載すること。会社がMSCB等を発行している場合には、当該MSCB等の特質その他株主の権利の保護を図るために必要な事項を欄外に記載すること。
 - g 「発行数」の欄には、最近日現在の発行数を記載すること。
 - h 金銭以外の財産を出資の目的とするときは、その旨並びに当該財産の内容及び価額を欄外に記載すること。
 - i 協同組織金融機関の場合には、普通出資及び優先出資に区分して記載すること（「1 株式等の状況」の「(4) 発行済株式総数、資本金等の推移」から「3 配当政策」までにおいて同じ。）。
- (41) 新株予約権等の状況
- a 新株予約権又は新株予約権付社債を発行している場合には、最近事業年度の末日並びに特定証券情報の公表日の属する月の前月末現在における当該新株予約権又は当該新株予約権付社債に係る新株予約権の数、新株予約権のうち自己新株予約権の数、目的となる株式の種類（内容を含む。）及び株式数、行使時の払込金額、行使期間、行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額、行使の条件、譲渡に関する事項、代用払込みに関する事項並びに組織再編成行為に伴う交付に関する事項（(46)において「新株予約権の内容」という。）を記載すること。なお、新株予約権付社債を発行している場合には、その残高についても記載すること。
 - b その他発行者に対して新株の発行を請求できる権利が存在している場合には、新株予約権又は新株予約権付社債に準じて記載すること。
 - c 商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（(46)において「商法等改正整備法」という。）第19条第2項の規定により新株予約権付社債とみなされる転換社債若しくは新株引受権付社債又は同条第3項の規定により新株予約権証券とみなされる新株引受権証券（(43)において「旧転換社債等」という。）を発行している場合には、最近事業年度の末日並びに特定証券情報の公表日の属する月の前月末現在における転換社債の残高、転換価格及び資本組入額又は新株引受権の残高、新株引受権の行使により発行する株式の発行価格及び資本組入額を記載すること。
 - d 「代用払込みに関する事項」の欄には、金銭以外の財産を新株予約権の行使の際に出資の目的とするときは、その旨並びに当該財産の内容及び価額を記載すること。
 - e 「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」の欄には、会社法第236条第1項第8号に規定する事項を記載すること。
 - f MSCB等を発行している場合にはその旨、当該MSCB等の特質その他株主の権利の保護を図るために必要な事項を欄外に記載すること。
 - g 会社法第236条第1項各号に掲げる事項につき異なる定めをした内容の異なる新株予約権を発行した場合には、内容の異なる新株予約権ごとに記載すること。

- (42) ライツプランの内容
- a 「第二部 企業情報」の「第3 事業の状況」の「3 対処すべき課題」において記載を要する基本方針に照らして不適切な者によって当該会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（いわゆる買収防衛策）の一環として、新株予約権を発行している場合には、「ライツプランの内容」の欄に記載すること。なお、「(2) 新株予約権等の状況」の記載と重複している場合には、その旨のみを記載することができる。
 - b 「ライツプランの内容」の欄には、発行済みの新株予約権について記載することを要し、未発行の場合には記載を要しない。
- (43) 発行済株式総数、資本金等の推移
- a 最近3年間における（最近3年間に発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増減がない場合には、その直近の）発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増減について記載すること。なお、各事業年度における資本金の増減額については、その増減ごとの金額が当該事業年度の末日の資本金の100分の10以上のものについては、その増減ごとに記載することとするが、100分の10未満のものについては、期中の増加額及び減少額をそれぞれ一括して記載することができる。
 - b 新株の発行による発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加については、新株の発行形態（有償・無償の別、株主割当て・第三者割当等の別、株主割当ての場合には割当比率等）、発行価格及び資本組入額を欄外に記載すること。合併については、合併の相手先名及び合併比率を欄外に記載すること。新株予約権の行使（旧転換社債等の権利行使を含む。）による発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加については、事業年度ごとにそれぞれの合計額を記載し、その旨を欄外に記載すること。利益準備金、資本準備金若しくは再評価積立金その他の法律で定める準備金を資本に組入れた場合又は剰余金処分による資本組入れを行った場合における資本金の増加については、その内容を欄外に記載すること。発行済株式総数、資本金及び資本準備金の減少については、その理由及び減資割合等を欄外に記載すること。
- (44) 所有者別状況
- a 最近日現在の「所有者別状況」について記載すること。ただし、株式の状況全体について、直近の総株主通知（社債、株式等の振替に関する法律第151条第1項の規定による通知をいう。）の基準とする日現在のものにより記載することができる。会社が二以上の種類の株式を発行している場合には、種類ごとの所有者別状況が分かるように記載すること。
 - b 「所有株式数」の欄には、他人（仮設人を含む。）名義で所有している株式数を含めた実質所有により記載すること。
 - c 「外国法人等」の欄には、外国の法令に基づいて設立された法人等個人以外及び外国国籍を有する個人に区分して記載すること。
 - d 「単元未満株式の状況」の欄には、単元未満株式の総数を記載すること。
 - e a から前 d までの記載にかかわらず、この(44)の記載を省略することができる。
- (45) 議決権の状況
- a 最近日現在の「議決権の状況」について記載すること。なお、各欄に記載すべき株式について、二以上の種類の株式を発行している場合は、株式の種類ごとの数が分かるように記載すること。
 - b 「無議決権株式」の欄には、無議決権株式（単元未満株式を除く。eにおいて同じ。）の総数及び内容を記載すること。

- c 「議決権制限株式（自己株式等）」の欄には、議決権制限株式（単元未満株式を除く。次d及びeにおいて同じ。）のうち、会社法第308条第2項の規定により議決権を有しない株式（以下「自己保有株式」という。）及び会社法施行規則第67条の規定により議決権を有しない株式（以下「相互保有株式」という。）について、種類ごとに総数及び内容を記載すること。
- d 「議決権制限株式（その他）」の欄には、前cに該当する議決権制限株式以外の議決権制限株式について、種類ごとに総数、議決権の数及び内容を記載すること。
- e 「完全議決権株式（自己株式等）」の欄には、無議決権株式及び議決権制限株式以外の株式（単元未満株式を除く。以下「完全議決権株式」という。）のうち、自己保有株式及び相互保有株式について、種類ごとに総数及び内容を記載すること。
- f 「完全議決権株式（その他）」の欄には、前eに該当する完全議決権株式以外の完全議決権株式について、種類ごとに総数、議決権の数及び内容を記載すること。
- g 「単元未満株式」の欄には、単元未満株式の総数を種類ごとに記載すること。
- h 「他人名義所有株式数」の欄には、他人（仮設人を含む。）名義で所有している株式数を記載するとともに、欄外に他人名義で所有している理由並びにその名義人の氏名又は名称及び住所を記載すること。なお、株主名簿において所有者となっている場合であっても実質的に所有していない株式については、その旨及びその株式数を欄外に記載すること。
- i aから前hまでの記載にかかわらず、この(45)の記載を省略することができる。
- (46) ストックオプション制度の内容
- a 取締役、使用人等に対して新株予約権証券を付与する決議がされている場合には、当該決議に係る決議年月日、付与対象者の区分及び対象者数を決議ごとに記載すること。
- b 当該決議により新株予約権証券を付与する、又は付与している場合には、新株予約権の目的となる株式の種類（内容を含む。）及び株式数並びに新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件、譲渡に関する事項、代用払込みに関する事項及び組織再編成行為に伴う交付に関する事項を記載すること。なお、「(2)新株予約権等の状況」において新株予約権の内容を記載している場合には、その旨のみを記載することができる。
- c 商法等改正整備法第19条第1項の規定により新株予約権とみなされる新株の引受権又はあらかじめ定めた価額をもって会社からその株式を取得できる権利を付与している場合には、前bに準じて記載すること。
- d 当該決議がされていない場合には、「ストックオプション制度の内容」について表を作成せず、該当ない旨のみの記載をすることができる。
- (46-2) 従業員株式所有制度の内容
- a 発行者の役員、使用人その他の従業員（定義府令第16条第1項第7号の2イ(1)に規定する対象従業員を含む。）又はこれらの者を対象とする持株会（以下この(46-2)において「従業員等持株会」という。）に発行者の株式を一定の計画に従い、継続的に取得させ、又は売り付けることを目的として、当該発行者の株式の取得又は買い付けを行う信託その他の仕組みを利用した制度（以下この(46-2)において「従業員株式所有制度」という。）を導入している場合には、次の(a)から(c)までに掲げる事項を具体的に記載すること。
- (a) 当該従業員株式所有制度の概要（例えば、従業員株式所有制度の仕組み、及び信託を利用する場合には受益権の内容）
- (b) 従業員等持株会に取得させ、又は売り付ける予定の株式の総数又は総額
- (c) 当該従業員株式所有制度による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲
- b 発行者が当該制度を導入していない場合には、項目名を含め記載を要しない。

(47) 自己株式の取得等の状況

最近事業年度及び最近事業年度の末日の翌日から特定証券情報の公表日までの期間（以下「最近期間」という。）における自己株式の取得等の状況について、自己株式の取得の事由及び株式の種類ごとに記載すること。なお、株主総会決議又は取締役会決議による自己株式を取得することができる期間（以下「取得期間」という。）又はその一部が最近事業年度又は最近期間に含まれる場合には、最近事業年度又は最近期間において当該株主総会決議又は取締役会決議による自己株式の取得が行われていないときであっても記載すること。

(48) 株式の種類等

自己株式の取得の事由及び当該取得に係る株式の種類を記載すること。なお、取得の事由については、会社法第155条各号に掲げる場合のいずれに該当するものかを記載すればよいこととする。

(49) 株主総会決議による取得の状況

- a 「株主総会での決議状況」の欄には、株主総会における決議日並びに決議された取得期間、株式の総数（以下「授権株式数」という。）及び価額の総額（以下「授権株式総額」という。）を記載すること。なお、当該株主総会において自己株式の取得に関し取得期間、授権株式数及び授権株式総額以外の事項を決議している場合は、その決議内容を欄外に記載すること。
- b 「残存授権株式の総数及び価額の総額」の欄には、授権株式数から最近事業年度及び最近事業年度前に取得した当該決議に係る自己株式の総数を減じた数（以下「残存授権株式数」という。）並びに授権株式総額から最近事業年度及び最近事業年度前に取得した当該決議に係る自己株式の価額の総数を減じた額（以下「残存授権株式総額」という。）を記載すること。
- c 「最近事業年度の末日現在の未行使割合」の欄には、残存授権株式数を授権株式数で除して計算した割合及び残存授権株式総額を授権株式総額で除して計算した割合を記載すること。
- d 「公表日現在の未行使割合」の欄には、残存授権株式数から最近期間に取得した当該決議に係る自己株式の総数を減じた数を授権株式数で除して計算した割合及び残存授権株式総額から最近期間に取得した当該決議に係る自己株式の価額の総数を減じた額を授権株式総額で除して計算した割合を記載すること。
- e 欄外には、会社法第465条に規定する欠損が生じた場合の支払額、公開買付けにより自己株式を取得した場合のその概要等を記載すること。

(50) 取締役会決議による取得の状況

- a 「取締役会での決議状況」の欄には、取締役会における決議日並びに決議された取得期間、株式の総数（以下「決議株式数」という。）及び価額の総額（以下「決議株式総額」という。）を記載すること。なお、当該取締役会において自己株式の取得に関し取得期間、決議株式数及び決議株式総額以外の事項を決議している場合は、その決議内容を欄外に記載すること。
- b 「残存決議株式の総数及び価額の総額」の欄には、決議株式数から最近事業年度及び最近事業年度前に取得した当該決議に係る自己株式の総数を減じた数（以下「残存決議株式数」という。）並びに決議株式総額から最近事業年度及び最近事業年度前に取得した当該決議に係る自己株式の価額の総数を減じた額（以下「残存決議株式総額」という。）を記載すること。
- c 「最近事業年度の末日現在の未行使割合」の欄には、残存決議株式数を決議株式数で除して計算した割合及び残存決議株式総額を決議株式総額で除して計算した割合を記載すること。

- d 「公表日現在の未行使割合」の欄には、残存決議株式数から最近期間に取得した当該決議に係る自己株式の総数を減じた数を決議株式数で除して計算した割合及び残存決議株式総額から最近期間に取得した当該決議に係る自己株式の価額の総額を減じた額を決議株式総額で除して計算した割合を記載すること。
- e 欄外には、会社法第465条に規定する欠損が生じた場合の支払額、公開買付けにより自己株式を取得した場合のその概要等を記載すること。
- (51) 株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容
自己株式の取得が、株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものについて、その内容を(49)に準じて記載すること。
- (52) 取得自己株式の処理状況及び保有状況
- a 取得自己株式の処理状況について、「引き受ける者の募集（会社法第199条第1項の規定による募集をいう。）を行った取得自己株式」、「消却の処分を行った取得自己株式」及び「合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式」に分けて記載すること。なお、それ以外の方法により処理を行った場合は、その内容について「その他」の欄に分かりやすく記載すること。
- b 自己株式の保有状況について、最近事業年度末日現在及び特定証券情報の公表日現在の保有自己株式数について記載すること。
- (53) 配当政策
- a 配当政策については、配当の基本的な方針、毎事業年度における配当の回数についての基本的な方針、配当の決定機関、最近事業年度の配当決定に当たったの考え方及び内部留保資金の用途について記載すること。なお、配当財産が金銭以外の財産であるときはその内容を記載し、当該配当財産に代えて金銭を交付することを株式会社に対して請求する権利を与えている場合にはその内容を記載すること。また、会社法第454条第5項に規定する中間配当をすることができる旨を定款で定めるときは、その旨を記載すること。
- b 最近事業年度に会社法第453条に規定する剰余金の配当（以下「剰余金の配当」という。）をしたときは、当該剰余金の配当についての株主総会又は取締役会の決議の年月日並びに決議ごとの配当金の総額及び1株当たりの配当額を注記すること。
- c 特定証券情報の公表日の属する事業年度開始の日から特定証券情報の公表日までの間に剰余金の配当について株主総会又は取締役会の決議があったときは、その旨、決議年月日並びに当該剰余金の配当による配当金の総額及び1株当たりの配当額を注記すること。
- d 会社法以外の法律の規定又は契約により、剰余金の配当について制限を受けている場合には、その旨及びその内容を注記すること。
- (54) 株価の推移
- a 二以上の種類の株式が金融商品取引所に上場されている場合には、種類ごとに記載すること。
- b 株式が本邦以外の地域の金融商品取引所に上場されている場合には、主要な1金融商品取引所の市場相場について前aと同様の記載をし、当該金融商品取引所名を注記すること。
- c 株式が店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会に登録されている場合には、当該認可金融商品取引業協会の発表する相場を記載するとともに、その旨を注記すること。なお、二以上の種類の株式が認可金融商品取引業協会に登録されている場合には、種類ごとに記載すること。
- d その他の銘柄で気配相場がある場合には、当該気配相場を記載し、その旨を注記すること。
- e aから前dまでの記載にかかわらず、この(54)の記載を省略することができる。

- (55) 役員の場合
- a 特定証券情報の公表日現在における役員（報酬については、eに規定する役員に限る。）について、その役職名、氏名、生年月日、略歴、任期、報酬（役員が発行者から職務執行の対価として受ける財産上の利益をいう。ただし、使用人を兼務する役員が、確立された給与体系に従い使用人として受ける給与等を除く。以下同じ。）並びに所有株式の種類及びその数を記載すること。
 - b 役員の数別男女別人数を欄外に記載するとともに、役員のうち女性の比率を括弧内に記載すること。
 - c 「略歴」の欄には、役員的主要略歴（例えば、入社年月、役員就任直前の役職名、役員就任後の主要職歴、他の主要な会社の代表取締役等に就任している場合の当該役職名、中途入社の場合における前職）を記載すること。
 - d 「所有株式数」の欄には、他人（仮設人を含む。）名義で所有している株式数を含めた実質所有により記載すること。なお、会社が二以上の種類の株式を発行している場合には、種類ごとの数を記載すること。
 - e 「報酬」の欄には、最近事業年度（6箇月を1事業年度とする会社にあつては最近2事業年度）における役員（取締役、監査役及び執行役をいい、最近事業年度の末日までに退任した者を含む。以下このeにおいて同じ。）の報酬について記載すること。ただし、本国において個々の役員について報酬が開示されていない場合には、役員報酬の総額（役員の種類ごとに報酬の総額が開示されている場合には、当該役員の種類ごとの報酬の総額）について記載すれば足りる。また、役員が特別の利益を受けることがある場合には、その内容を示すこと。
 - f 役員間において二親等内の親族関係がある場合には、その内容を注記すること。
 - g 会計参与設置会社であつて会計参与が法人である場合には、「氏名」欄に当該会計参与の名称を、「略歴」欄に当該会計参与の簡単な沿革を記載すること。
 - h 会社が、会社法第108条第1項第9号に掲げる事項につき異なる定めをした内容の異なる種類の株式を発行した場合に、当該種類の株主によって選任された役員がいる場合はその旨を欄外に注記すること。
- (56) コーポレート・ガバナンスの場合
- a 発行者の企業統治に関する事項（例えば、会社の機関の内容、内部統制システムの整備の状況、リスク管理体制の整備の状況）について具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。なお、社外取締役、会計参与、社外監査役又は会計監査人との間で会社法第427条第1項に規定する契約（いわゆる責任限定契約）を締結した場合は、当該契約の内容の概要を記載すること。また、会社法第373条第1項に規定する特別取締役による取締役会の決議制度を定めた場合には、その内容を記載すること。
 - b 内部監査及び監査役（監査委員会）監査の組織、人員及び手続並びに内部監査、監査役（監査委員会）監査及び会計監査の相互連携について具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
 - c 社外取締役及び社外監査役と発行者との人的関係、資金的関係又は取引関係その他の利害関係について具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
 - d 業務を執行した公認会計士（公認会計士法第16条の2第5項に規定する外国公認会計士を含む。以下同じ。）の氏名、所属する監査法人名及び発行者の財務書類について連続して監査関連業務（同法第24条の3第3項に規定する監査関連業務をいう。）を行っている場合における監査年数（当該年数が7年を超える場合に限る。）、監査業務に係る補助者の構成について具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
 - e 発行者の企業統治に関する事項に代えて連結会社の企業統治に関する事項について記載することができる。その場合には、その旨を記載すること。

- f 定款で取締役の定数又は取締役の資格制限について定め、また、取締役の選解任の決議要件につき、会社法と異なる別段の定めをした場合には、その内容を記載すること。
 - g 株主総会決議事項を取締役会で決議することができることとした場合にはその事項及びその理由、取締役会決議事項を株主総会では決議できないことを定款で定めた場合にはその事項及びその理由並びに株主総会の特別決議要件を変更した場合にはその内容及びその理由を記載すること。
 - h 会社が種類株式発行会社であって、株式の種類ごとに異なる数の単元株式数を定めている場合又は議決権の有無若しくはその内容に差異がある場合には、その旨及びその理由を記載すること。この場合において、株式の保有又はその議決権行使について特に記載すべき事項がある場合には、その内容を記載すること。
 - i 会社と特定の株主の間で利益が相反するおそれがある取引を行う場合に株主（当該取引の当事者である株主を除く。）の利益が害されることを防止するための措置（例えば、いわゆる特別委員会の設置等）をとる旨を決定している場合には、その旨及びその具体的内容を記載すること。
- (57) 監査報酬の内容等
- a 最近連結会計年度において、発行者及び発行者の連結子会社が監査法人（外国監査法人を含む。以下同じ。）に対して支払った、又は支払うべき報酬について、監査証明業務（公認会計士法第2条第1項に規定する業務（外国監査法人にあつては、同項の業務に相当すると認められる業務を含む。）をいう。以下同じ。）に基づく報酬とそれ以外の業務（以下「非監査業務」という。）に基づく報酬に区分して記載すること。
 - b aにより記載する報酬の内容のほか、発行者の監査報酬等の内容として重要な報酬の内容（例えば、発行者の連結子会社の財務書類について監査証明業務に相当すると認められる業務を行う者（監査法人と同一のネットワーク（共通の名称を用いるなどして2以上の国においてその業務を行う公認会計士又は監査法人及び外国監査事務所等（外国の法令に準拠し、外国において、他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の監査又は証明をすることを業とする者をいう。）によって構成される組織をいう。）に属する者に限る。）に対して、当該連結子会社及び発行者がそれぞれ支払った、又は支払うべき報酬の内容）について具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
 - c 最近連結会計年度において、非監査業務に基づく報酬（発行者が監査法人に対して支払った、又は支払うべきものに限る。）があるときは、当該非監査業務の内容を記載すること。
 - d 発行者が監査法人に対する報酬の額の決定に関する方針を定めているときは、当該方針の概要を記載すること。
- (58) 削除
- (59) 経理の状況
- a 連結財務諸表等について、特例第110条第6項に規定する会計基準のうちいずれかの会計基準によって作成されたものであるかを記載すること。
 - b 財務諸表等規則別記に掲げる事業を営む会社が、特別の法令又は準則の定めるところにより若しくはこれらに準じて連結財務諸表等を作成している場合には、その旨を記載すること。

- c 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表若しくは中間連結財務諸表を作成していない場合には、その旨及び作成していない理由を記載すること。
 - d 連結財務諸表等について監査証明を受けている監査法人の名称を記載すること。また、最近2連結会計年度等において監査法人の異動があった場合には、その旨を記載すること。
 - e 最近連結会計年度等において決算期を変更した場合には、その旨及び変更の内容を記載すること。
- (60) 連結財務諸表
- a 連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書については、最近連結会計年度の比較情報を左側に、最近連結会計年度分を右側に配列して記載すること。なお、次(61)ただし書、(62)ただし書、(63)ただし書及び(64)ただし書により、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書並びに四半期連結キャッシュ・フロー計算書又は中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書を掲げる場合には、次(61)から(64)までに掲げた連結財務諸表の下にそれぞれ記載すること。
 - b 連結財務諸表、四半期連結財務諸表及び中間連結財務諸表の作成に当たっては、連結財務諸表規則、四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則及び中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に従い、適切な科目による適正な金額の計上を行うとともに、連結財務諸表、四半期連結財務諸表及び中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、記載すべき注記、連結附属明細表等を会社の実態に即して適正に記載すること。
 - c 連結財務諸表、四半期連結財務諸表及び中間連結財務諸表に対する監査報告書、四半期レビュー報告書及び中間監査報告書は、連結財務諸表、四半期連結財務諸表及び中間連結財務諸表に添付すること。
- (61) 連結貸借対照表
- 最近連結会計年度末現在における連結貸借対照表を掲げる。ただし、1年を1連結会計年度とする会社が最近連結会計年度の次の連結会計年度（以下「次の連結会計年度」という。）開始の日から起算して9箇月を経過する日以後に特定証券情報を公表する場合には、当該次の連結会計年度に係る中間連結貸借対照表又は次の連結会計年度の第2四半期連結累計期間に係る四半期連結貸借対照表（比較情報を除く。）を併せて掲げる。
- (62) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書
- 最近連結会計年度の連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書を掲げる。ただし、前(61)ただし書に規定する四半期連結貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結累計期間の四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書（比較情報を除く。）を、また、前(61)ただし書に規定する中間連結貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。）には、当該中間連結貸借対照表に係る連結会計年度の中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書（比較情報を除く。）を併せて掲げる。
- (63) 連結株主資本等変動計算書
- 最近連結会計年度の連結株主資本等変動計算書を掲げる。ただし、(61)ただし書に規定する中間連結貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。）には、当該中間連結貸借対照表に係る連結会計年度の中間連結株主資本等変動計算書（比較情報を除く。）を併せて掲げる。

(64) 連結キャッシュ・フロー計算書

最近連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書を掲げること。ただし、(61)ただし書に規定する四半期連結貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結累計期間の四半期連結キャッシュ・フロー計算書（比較情報を除く。）を、また、(61)ただし書に規定する中間連結貸借対照表を掲げた場合には、当該中間連結貸借対照表に係る連結会計年度の中間連結キャッシュ・フロー計算書（比較情報を除く。）を併せて掲げること。

(65) 連結附属明細表

最近連結会計年度の連結附属明細表を示すこと。

(66) 主な資産及び負債の内容

(61)により掲げた連結貸借対照表のうち最近連結会計年度のものについて、次の科目の内容又は内訳をおおむねそれぞれに掲げるところに従い記載すること。ただし、連結財務諸表を作成している場合又は連結附属明細表に掲げた科目については、記載を省略することができる。

- a 流動資産のうち、現金及び預金については、現金と預金に区分し、預金についてはその主な内訳を記載すること。
- b 流動資産のうち、受取手形及び売掛金については、主な相手先（金額の多い順に上位5社程度をいう。）別の金額を示すこと。ただし、相手先業種別等の区分によりその金額を示した方が適切な場合には、当該相手先業種別等の区分による金額を示すとともに、その区分ごとに主な相手先（金額の多い順に上位3社程度をいう。）別の金額を示すこと。また、受取手形についてはその期日別内訳を、売掛金についてはその滞留状況を記載すること。
- c 流動資産のうち、商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品等棚卸資産に属する科目については、主な内訳を記載すること。
- d 流動負債のうち、支払手形及び買掛金については、主な相手先（金額の多い順に上位5社程度をいう。）別の金額を示すこと。ただし、相手先業種別等の区分によりその金額を示した方が適切な場合には、当該相手先業種別等の区分による金額を示すとともに、その区分ごとに主な相手先（金額の多い順に上位3社程度をいう。）別の金額を示すこと。また、支払手形についてはその期日別内訳を記載すること。
- e a から前dまでの記載に係る資産及び負債以外の資産及び負債のうち、その額が資産総額の100分の5を超える科目の主な内容又は内訳を記載すること。

(67) その他

- a 最近連結会計年度終了後特定証券情報の公表日までに、資産・負債に著しい変動及び損益に重要な影響を与えた事実又は与えることが確実に予想される事実が生じた場合には、その概要を記載すること。ただし、特定証券情報の他の箇所に含めて記載したものについては記載を要しない。
- b 最近連結会計年度の次の連結会計年度の業績を記載しうる程度の期間が経過している場合には、その概要を前連結会計年度の同期間と比較して記載すること。
- c 企業集団の営業その他に関し重要な訴訟事件等があるときは、その概要を記載すること。

(68) 外国為替相場の推移

- a 連結財務諸表等の表示に用いられた通貨と本邦通貨との間の為替相場の推移を記載すること。
- b 平均相場とは、連結会計年度の各月末における為替相場の平均額をいう。
- c a 及び前bの記載にかかわらず、この(68)の記載を省略することができる。

- (69) 発行者の株式事務の概要
- a 株式事務の概要は、特定証券情報の公表日現在で記載すること。
 - b 株主総会に出席する権利を有する株主を確定するため又は配当を受ける優先出資者を確定するための基準日（会社法第124条第1項又は優先出資法第26条において準用する会社法第124条第1項に規定する基準日をいう。以下同じ。）を設けている場合には、当該基準日を「基準日」の欄に記載すること。なお、基準日後に株式を取得した者の全部又は一部に議決権行使を認める場合には、その旨及びその理由を記載すること。
 - c 剰余金の配当を受ける株主を確定するための基準日を設けている場合には、「剰余金の配当の基準日」の欄に記載すること。
 - d 定款で株主に株式の割当てを受ける権利を与えている場合、株式の譲渡制限を行っている場合、その他株式事務に関し投資者に示すことが特に必要であると思われるものがある場合には、別に欄を設けて記載しても差支えない。
 - e 6箇月を1事業年度とする会社にあつては、「事業年度」、「定時株主総会」及び「基準日」の各欄は、2事業年度分について記載すること。
 - f 定款で単元未満株主の権利を制限している場合には、その内容を欄外に注記すること。
 - g 定款で株主提案権の行使期間について株主総会の日の8週間前を下回る期間と定めた場合には、その旨を欄外に注記すること。
 - h 株主の権利行使の手続等について、次の事項を簡潔に記載すること。
 - (a) 株主の議決権の行使に関する手続
 - (b) 剰余金の配当（株式の配当等を含む。）請求に関する手続
 - (c) 株式の移転に関する手続
 - (d) 発行者の未発行株式又は自己株式を他の株主に優先して買い取り又は引き受ける権利を有する場合には、その権利の行使に関する手続
 - (e) 配当等に関する課税上の取扱い
 - (f) その他株主の権利行使について必要な手続
- (70) 有価証券の様式
 特定投資家向け取得勧誘又は特定投資家向け売付け勧誘等が行われる有価証券（発行予定のものを含む。）の様式及び券面に記載される事項の内容について記載すること。
- (71) 外部専門家の同意
 特定証券情報に外部専門家の意見書等が含まれる場合には、当該外部専門家の氏名又は名称、住所及び資格を記載し、当該意見書等が特定証券情報の一部として用いられることについて同意する旨が記載された同意書を添付すること。
- (72) 株式公開情報
 当該株式が日本証券業協会におけるグリーンシート銘柄である場合にはその旨を記載し、「第1 特別利害関係者等の株式等の移動状況」から「第3 株主の状況」までの項目に代えて、「第1 最近2年間の株式の月別売買高」及び「第2 最近2年間の月別最高・最低株価」の項目を設け、最近事業年度末日の2年前の日から特定証券情報の公表日までの間における当該特定投資家向け取得勧誘又は特定投資家向け売付け勧誘等に係る当該株式の月別売買高及び月別最高・最低株価を記載すること。
- (73) 特別利害関係者等の株式等の移動状況

- a 最近事業年度の末日の2年前の日から特定証券情報の公表日までの間において、特別利害関係者等が発行者が発行する株式、新株予約権又は新株予約権付社債の譲渡又は譲受け（新株予約権及び新株予約権付社債に係る新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。）を行った場合（金融商品取引業者が特別利害関係者等以外の者との間で株式等の移動（認可金融商品取引業協会が定める規則により当該認可金融商品取引業協会が売買内容を発表するものに限る。）を行った場合を除く。）について記載すること。その他発行者に対して新株の発行を請求できる権利が存在している場合には、新株予約権に準じて記載すること。
- b 「移動年月日」の欄には、株式等の移動があった年月日を記載すること。
- c 「氏名又は名称」の欄には、法人である場合には、その代表者の氏名も記載すること。
- d 個人所有者の住所の記載に当たっては、市区町村名までを記載しても差し支えない。
- e 「発行者との関係等」の欄には、移動前所有者又は移動後所有者が特別利害関係者等に該当する場合にはその旨及びその内容（例えば、「当社の役員」、「当社の役員の配偶者」、「当社の子会社」、「当社の株主で上位10名の者」、「当社の資本的関係会社」、「金融商品取引業者」）を、特別利害関係者等でない場合であって発行者との関係があるときはその旨及びその内容（例えば、「当社の従業員」、「当社の従業員持株会」、「当社の取引先」）を記載すること。
- f 「価格（単価）」の欄には、1株当たりの株価を内書きすること。また、贈与等により無償で移動した場合には、その旨を記載すること。
- g 「移動理由」の欄には、株式等の移動を行った場合には、その理由について記載すること。
- h 欄外には、1株当たりの株価の算定根拠等について記載すること。
- i 以下の事項について簡単に注記すること。
- (a) 特別利害関係者等の株式等の移動に関する当取引所の規則等
- (b) 特別利害関係者等の範囲
- j 協同組織金融機関が優先出資証券を発行する場合には、当該記載は要しない。
- (74) 第三者割当等の概況
- a 第三者割当等による株式等の発行の内容
- (a) 最近事業年度の末日の2年前の日から特定証券情報の公表日までの間における、特例第115条に規定する第三者割当（以下「第三者割当等」という。）による新株発行又は第三者割当等による新株予約権若しくは新株予約権付社債の発行（以下「第三者割当等による株式等の発行」という。）について記載すること。その他発行者に対して新株の発行を請求できる権利が存在している場合には、新株予約権又は新株予約権付社債に準じて記載すること。
- (b) 「種類」の欄には、株式の場合には株式の種類、新株予約権又は新株予約権付社債の場合にはその銘柄を記載すること。
- (c) 「発行数」の欄には、新株予約権又は新株予約権付社債の場合には当該新株予約権の目的となる株式の種類及び数を記載すること。
- (d) 「発行価格」、「資本組入額」、「発行価額の総額」及び「資本組入額の総額」の欄には、新株予約権又は新株予約権付社債の場合には、それぞれ、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格、資本組入額、発行価額の総額及び資本組入額の総額を記載すること。
- (e) 「保有期間等に関する確約」の欄には、当取引所の規則による保有期間その他当該株式、新株予約権及び新株予約権付社債の保有に関する事項についての取得者（第三者割当等による株式等の発行により、新株発行の割当を受けた者又は新株予約権若しくは新株予約権付社債を取得した者をいう。以下同じ。）と発行者との間の取決めの内容（以下「保有期間等に関する確約」という。）について記載すること。

- (f) 欄外には、1株当たりの株価の算定根拠等について記載すること。また、これに加えて、新株予約権の場合には当該新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項、新株予約権付社債の場合にはその利率、当該新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項を記載すること。
 - (g) 第三者割当等による株式等の発行の制限及び禁止に関し、その根拠となる当取引所の規則等並びに第三者割当等による株式等の発行の制限期間及び禁止期間について注記すること。
- b 取得者の概況
- (a) aの取得者について記載すること。なお、取得者（新株予約権証券（会社法第236条第1項第6号に掲げる事項が定められているものに限る。）を取得した者に限り、特別利害関係者等を除く。）が提出者又はその被支配会社等（定義府令第6条第3項に規定する「被支配会社等」をいう。）の使用者であって、当該取得者が取得した当該新株予約権証券の目的である株式の総数が1,000株以下である場合には、記載しないことができる。この場合には、当該取得者の人数及び当該取得者の割当株数の総数を欄外に記載すること。
 - (b) 「取得者の氏名又は名称」等の欄には、取得者が法人の場合には代表者の氏名、資本金又は出資の額及び事業の内容を、個人の場合には職業を記載すること。
 - (c) 個人所有者の住所の記載に当たっては、市区町村名までを記載しても差し支えない。
 - (d) 「取得者と発行者との関係」の欄には、発行者と取得者との間に出資関係、取引関係及び人事関係等の関係がある場合には、その旨及びその内容を記載すること。なお、取得者が特別利害関係者等又は発行者の従業員である場合には、その旨を記載すること。
- c 取得者の株式等の移動状況
- (a) 最近事業年度の末日の1年前の日から特定証券情報の公表日までの間において、aの取得者が当該第三者割当等による株式等の発行により取得した株式等（最近事業年度の末日の1年前の日から特定証券情報の公表日までの間に取得したものに限る。）の譲渡を行った場合又は返還を受けた場合（新株予約権の行使を含む。）には、この(74)に準じて記載すること。その他発行者に対して新株の発行を請求できる権利が存在している場合には、新株予約権又は新株予約権付社債に準じて記載すること。
 - (b) 最近事業年度の末日の1年前の日前に発行された新株予約権又は新株予約権付社債について、最近事業年度の末日の1年前の日から特定証券情報の公表日までの間に当該株式の割当てを受ける権利の行使により取得した株式の譲渡を行った場合又は返還を受けた場合には、(11)に準じて記載すること。
 - (c) (a)及び前(b)については、「第四部 株式公開情報」の「第1 特別利害関係者等の株式等の移動状況」において記載したものについては、記載を要しない。

(75) 株主の状況

- a 特定証券情報の公表日現在の株主の状況について記載すること。
- b 所有株式数（他人（仮設人を含む。）名義のもの及び新株予約権の行使その他発行者に対して新株の発行を請求できる権利の行使により発行される可能性のあるものを含む。）の多い順に10名程度（対象となる有価証券について、新規上場前の勧誘等を行う場合には50名程度）について記載し、会社法施行規則第67条第1項の規定により議決権を有しないこととなる株主については、その旨を付記すること。なお、会社が会社法第108条第1項各号に掲げる事項について異なる定めをした内容の異なる二以上の種類の株式を発行している場合であって、株式の種類ごとに異なる数の単元株式数を定めているとき又は議決権の有無に差異があるときは、所有株式に係る議決権の個数の多い順に10名程度についても併せて記載すること。
- c 個人株主の住所の記載に当たっては、市区町村名までを記載しても差し支えない。
- d 所有株式数の記載に当たっては、新株予約権の行使等により発行される可能性のある株式数を内書きし、その旨を注記すること。
- e 株式総数に対する所有株式数の割合の記載に当たっては、新株予約権の行使等により発行される可能性のある株式数を含んだ株式総数に対する所有株式数の割合を記載すること。
- f 欄外には、株主が特別利害関係者等又は発行者の従業員である場合には、その旨及びその内容を記載すること。
- g 最近事業年度の末日後特定証券情報の公表日の最近日までの間において、主要株主の異動があった場合には、その旨を注記すること。

（一部改正〔平成24年12月28日、平成27年4月1日、平成27年4月30日、平成30年5月31日〕）

(別記第4号様式)

発 行 者 情 報

- 【表紙】
- 【公表書類】 発行者情報
- 【公表日】 年 月 日
- 【発行者の名称】 (2)
- 【代表者の役職氏名】 (3)
- 【本店の所在の場所】
- 【電話番号】
- 【事務連絡者氏名】
- 【担当 J—A d v i s e r の名称】 (4)
- 【担当 J—A d v i s e r の代表者の役職氏名】
- 【担当 J—A d v i s e r の本店の所在の場所】
- 【担当 J—A d v i s e r の財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】
- 【電話番号】
- 【取引所金融商品市場等に関する事項】 (5)
- 【公表されるホームページのアドレス】 (6)
- 【投資者に対する注意事項】 (7)

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時ににおける役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J—A d v i s e rが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ—A d v i s e rを選任する必要があります。J—A d v i s e rの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸

規則に留意する必要があります。

- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

- 1 【会社制度等の概要】（8）
 - (1) 【発行者の属する国・州等における会社制度】
 - (2) 【発行者の定款等に規定する制度】
- 2 【外国為替管理制度】（9）
- 3 【課税上の取扱い】（10）

第2【企業の概況】

- 1 【主要な経営指標等の推移】（11）
- 2 【沿革】（12）
- 3 【事業の内容】（13）
- 4 【関係会社の状況】（14）
- 5 【従業員の状況】（15）

第3【事業の状況】

- 1 【業績等の概要】（16）
- 2 【生産、受注及び販売の状況】（17）
- 3 【対処すべき課題】（18）
- 4 【事業等のリスク】（19）
- 5 【経営上の重要な契約等】（20）
- 6 【研究開発活動】（21）
- 7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】（22）

第4【設備の状況】

- 1 【設備投資等の概要】（23）
- 2 【主要な設備の状況】（24）
- 3 【設備の新設、除却等の計画】（25）

第5【発行者の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】(26)

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数	未発行株式数	連結会計年度末現在発行数 (年 月 日)	公表日現在発行数 (年 月 日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
計						—

(2) 【新株予約権等の状況】(27)

区分	最近事業年度末現在 (年 月 日)	公表日の前月末現在 (年 月 日)
新株予約権の数		
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類		
新株予約権の目的となる株式の数		
新株予約権の行使時の払込金額		
新株予約権の行使期間		
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額		
新株予約権の行使の条件		
新株予約権の譲渡に関する事項		
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(3) 【MSCB等の行使状況等】(27-2)

(4) 【ライツプランの内容】 (28)

決議年月日	
付与対象者	
新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
取得条項に関する事項	
信託の設定の状況	
代用払込みに関する事項	

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】 (29)

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数 残高 (株)	資本金増減 額 (円)	資本金残 高 (円)	資本準備 金増減額 (円)	資本準備 金 残高 (円)

(6) 【所有者別状況】 (30)

年 月 日現在

区分	株式の状況 (1単元の株式数 株)							計	単元未 満株式 の状況 (株)
	政府及 び地方 公共団 体	金融機 関	金融商 品取引 業者	その他 の法人	外国法人等		個人そ の他		
					個人 以外	個人			
株主数 (人)									—
所有株式 数 (単 元)									
所有株式 数の割合 (%)							100		—

(7) 【大株主の状況】(31)

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
計	—		

(8) 【議決権の状況】(32)

① 【発行済株式】

年 月 日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式		—	
議決権制限株式 (自己株式等)		—	
議決権制限株式 (その他)			
完全議決権株式 (自己株式等)		—	
完全議決権株式 (その他)			
単元未満株式		—	
発行済株式総数		—	—
総株主の議決権	—		—

② 【自己株式等】

年 月 日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
計	—				

(9) 【ストックオプション制度の内容】(33)

決議年月日	
付与対象者の区分及び人数	
新株予約権の目的となる株式の種類	
株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	

組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	
--------------------------	--

(10) 【従業員株式所有制度の内容】(33—2)

2 【自己株式の取得等の状況】(34)

【株式の種類等】(35)

(1) 【株主総会決議による取得の状況】(36)

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
株主総会(年月日)での決議状況 (取得期間 年月日～年月日)		
最近事業年度前における取得自己株式		
最近事業年度における取得自己株式 (年月日～年月日)		
残存授權株式の総数及び価額の総額		
最近事業年度の末日現在の未行使割合(%)		
最近期間における取得自己株式		
公表日現在の未行使割合(%)		

(2) 【取締役会決議による取得の状況】(37)

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(年月日)での決議状況 (取得期間 年月日～年月日)		
最近事業年度前における取得自己株式		
最近事業年度における取得自己株式(年月日～年月日)		
残存決議株式の総数及び価額の総額		
最近事業年度の末日現在の未行使割合(%)		
最近期間における取得自己株式		
公表日現在の未行使割合(%)		

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】(38)

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】(39)

区分	最近事業年度		最近期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
その他()				
保有自己株式数		—		—

3 【配当政策】(40)

4 【株価の推移】(41)

(1) 【最近3年間の事業年度別最高・最低株価】

回次			
決算年月			
最高(円)			
最低(円)			

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別						
最高(円)						
最低(円)						

5 【役員の状況】(42)

男性 名 女性 名 (役員のうち女性の比率 %)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	報酬	所有株式数(株)
計							

- 6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】
 (1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】(43)
 (2) 【監査報酬の内容等】(44)

① 【監査法人に対する報酬の内容】

区分	最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(円)	非監査業務に基づく報酬(円)
発行者		
連結子会社		
計		

- ② 【その他重要な報酬の内容】
 ③ 【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】
 ④ 【監査報酬の決定方針】

7 削除(45)

第6 【経理の状況】(46)

【連結財務諸表等】

- (1) 【連結財務諸表】(47)
 ① 【連結貸借対照表】(48)
 ② 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】又は【連結損益及び包括利益計算書】(49)
 ③ 【連結株主資本等変動計算書】(50)
 ④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】(51)
 ⑤ 【連結附属明細表】(52)
 (2) 【主な資産及び負債の内容】(53)
 (3) 【その他】(54)

第7 【外国為替相場の推移】(55)

1 【最近3年間の事業年度別為替相場の推移】

回次			
決算年月			
最高(円)			
最低(円)			
平均(円)			
期末(円)			

2 【最近6月間の月別最高・最低為替相場】

月別					
最高(円)					
最低(円)					
平均(円)					

3 【最近日の為替相場】
円（年 月 日）

第8 【発行者の株式事務の概要】 (56)

事業年度	月 日から 月 日まで
定時株主総会	月中
基準日	月 日
株券の種類	
剰余金の配当の基準日	月 日
1単元の株式数	株
株式の名義書換え 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料	
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	
公告掲載方法	
株主に対する特典	

第二部 【特別情報】

第1 【外部専門家の同意】 (57)

第三部 【当該有価証券以外の有価証券に関する事項】

(記載上の注意)

以下の記載上の注意により第3号様式の記載上の注意に準じて当該記載上の注意に係る記載(「表示」を含む。以下同じ。)をする場合には、「第一部 企業情報」の「第5 発行者の状況」の「2 自己株式の取得等の状況」を除き、第3号様式記載上の注意中「特定証券情報の公表日」、「特定証券情報の公表日の最近日」及び「最近日」とあるのは「当連結会計年度末」(連結財務諸表を作成していない場合には「当事業年度末」と、「最近3連結会計年度」とあるのは「当連結会計年度の前2連結会計年度及び当連結会計年度」と、「最近2連結会計年度」及び「最近2連結会計年度等」とあるのは「当連結会計年度の前連結会計年度及び当連結会計年度」と、「最近連結会計年度」及び「最近連結会計年度等」とあるのは「当連結会計年度」と、「最近連結会計年度末」とあるのは「当連結会計年度末」と、「最近2事業年度」及び「最近2事業年度等」とあるのは「当事業年度の前事業年度及び当事業年度」と、「最近事業年度」とあるのは「当事業年度」と、「最近事業年度末」とあるのは「当事業年度末」と、「特定証券情報に記載した」とあるのは「発行者情報に記載した」と読み替えるものとするほか、適宜必要な読み替えを行うものとする。

特例第128条第1項の規定に基づき中間連結会計期間の終了後3か月以内に公表される発行者情報については、必要に応じて、「連結会計年度」とあるのは「中間連結会計期間」又は「第2四半期連結累計期間」と、「連結財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」又は「四半期連結財務諸表」と読み替えるものとするほか、適宜必要な読み替えを行うものとする。

(1) 一般的事項

- a 記載事項及び記載上の注意は、一般的標準を示したものであり、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、投資者に誤解を生じさせない範囲内において、必要に応じて本国等における法制度、会計基準(特例第110条第6項に規定するものに限る。)、実務慣行等を勘案した上で、これに準じて記載することができる。また、発行者情報を英語で記載する場合には、記載事項及び記載上の注意に準じて記載すること。
- b 以下の規定により記載が必要とされている事項に加えて、発行者情報の各記載項目に関連した事項を追加して記載することができる。
- c 記載事項のうち金額に関する事項について、本邦通貨以外の通貨建ての金額により表示している場合には、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を併記すること。
- d 本邦通貨以外の通貨建ての金額を本邦通貨に換算する場合には、一定の日における為替相場により換算することとし、換算に当たって採用した換算の基準として当該日、換算率、為替相場の種類その他必要な事項を注記すること。
- e 特例第128条第1項の規定に基づき中間連結会計期間の終了後3か月以内に公表される発行者情報については、(12)、(19)、(22)、(23)、(30)、(33)から(40)まで、(43)、(44)、(52)、(53)及び(56)の記載を省略することができる。また、(13)、(14)、(18)、(24)、(25)、(29)及び(42)については、当該中間連結会計期間における変更等についてのみ記載すれば足りる。
- f 「第一部 企業情報」に係る記載上の注意は主として製造業について示したものであり、他の業種については、これに準じて記載すること。
- g 「第一部 企業情報」に掲げる事項は図表による表示をすることができる。この場合、記載すべき事項が図表により明瞭に示されるよう表示することとし、図表による表示により投資者に誤解を生じさせることとならないよう注意しなければならない。

- h 発行者（jに規定する他の当事者を含む。以下このhにおいて同じ。）が連結財務諸表等を作成すべき会社に該当しない場合には、財務書類として発行者の財務諸表等を掲げるものとする。財務諸表等を掲げた場合、連結財務諸表等に係る様式及び記載上の注意は、財務諸表等に係るものとして読み替えられるものとする。
- i 第一部中「第2 企業の概況」から「第4 設備の状況」までの記載については、次によること。
- (a) 財務書類として連結財務諸表等（連結財務諸表、四半期連結財務諸表及び中間連結財務諸表をいう。以下同じ。）を掲げている場合には、連結会社について記載すること。
- (b) 財務書類として前hに従い財務諸表等（財務諸表、四半期財務諸表及び中間財務諸表をいう。以下同じ。）のみを掲げている場合には、発行者について記載すること。ただし、発行者の事業に密接な関係を有する親会社がある場合には、それらについても記載事項ごとに又は一括して記載すること。
- j 発行者が特例第110条第1項ただし書の規定に基づき有価証券新規上場申請書を提出する場合、又は特例第132条第1項の規定に基づき有価証券継続上場申請書を提出する場合であって、特例第110条第3項及び特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則（以下「施行規則」という。）第103条第3項第3号の規定に基づき発行者情報に相当する情報を公表するときは、発行者の連結財務諸表等に加えて、当該合併等の他の当事者の連結財務諸表等を掲げること。
- k この様式（記載上の注意を含む。）は、主として監査役を設置する内国会社について示したものであり、委員会設置会社及び外国会社並びに特定有価証券の発行者については、これに準じて記載すること。例えば、取締役会の決議の状況を記載する場合において、会社法第416条第4項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定について記載する場合には、その旨並びに当該取締役会の決議の状況及び当該執行役の決定の状況について記載すること。
- l 発行者情報の対象となる有価証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、当該発行者情報に係る有価証券が預託証券である場合にあっては預託を受ける者、有価証券信託受益証券である場合にあっては受託者）がある場合には、本様式第二部中「第1 外部専門家の同意」の次に「第2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、当該会社の企業情報について次の事項を記載すること。
- (a) 当該会社の情報の開示を必要とする理由
- (b) 当該会社の名称、代表者の役職氏名及び本店の所在の場所
- (c) 当該会社に関する事項 本様式「第二部 企業情報」の「第2 企業の概況」から「第6 経理の状況」までに準じて記載すること。なお、連結キャッシュ・フロー計算書及びキャッシュ・フロー計算書については記載を省略することができる。
- (d) 当該会社が法令に従い有価証券報告書を提出している場合には、前(c)に代えて、その旨及び有価証券報告書を縦覧に供している場所を記載すれば足りる。
- (e) 当該会社が法令及び当取引所の規則に従い発行者情報を公表している場合には、(c)に代えて、その旨及び発行者情報が公表されているウェブサイトのアドレスを記載すれば足りる。
- m 発行者情報の対象となる有価証券が特定有価証券である場合には、本様式第一部「企業情報」とあるのを「ファンド情報等」と改め、第一部中「第2 企業の概況」から「第6 経理の状況」までに代えて、「ファンドの状況」、「管理及び運営」、「ファンドの経理状況」、「証券事務の概要」、「運用会社の概況」及び「その他の関係法人の概況」を記載すること。

- (2) 発行者の名称
第3号様式記載上の注意(2)に準じて記載すること。
- (3) 代表者の役職氏名
第3号様式記載上の注意(3)に準じて記載すること。
- (4) 担当 J—A d v i s e r の名称
第3号様式記載上の注意(4)に準じて記載すること。
- (5) 取引所金融商品市場等に関する事項
 - a 発行者情報の公表日において、上場しようとする有価証券又は上場されている有価証券（以下「対象となる有価証券」という。）が取引所金融商品市場（特定取引所金融商品市場を含む。）又はこれと同等の海外の取引所市場に上場されている場合には、当該取引所金融商品市場又は海外の取引所市場の名称を記載すること。
 - b TOKYO PRO Marketへの新規上場申請を行う際に、施行規則第103条第3項第3号の規定により発行者情報に相当する情報を公表する場合には、その旨及びTOKYO PRO Marketへの上場予定日を記載すること。
 - c 発行者情報の公表日において、対象となる有価証券が店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会に登録されている場合には、当該認可金融商品取引業協会の名称を記載すること。
 - d その他の銘柄で気配相場がある場合には、当該気配相場を記載すること。
 - e 振替機関の名称及び住所を記載すること。
- (6) 公表されるホームページのアドレス
第3号様式記載上の注意(9)に準じて記載すること。
- (7) 投資者に対する注意事項
第3号様式記載上の注意(10)に準じて記載すること。
- (8) 会社制度等の概要
第3号様式記載上の注意(22)に準じて記載すること。
- (9) 外国為替管理制度
第3号様式記載上の注意(23)に準じて記載すること。
- (10) 課税上の取扱い
第3号様式記載上の注意(24)に準じて記載すること。
- (11) 主要な経営指標等の推移
第3号様式記載上の注意(25)に準じて記載すること。ただし、特例第128条第1項の規定に基づき中間連結会計期間の終了後3か月以内に公表される発行者情報については、最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度について、第3号様式記載上の注意(25)に準じて記載すること。
- (12) 沿革
第3号様式記載上の注意(26)に準じて記載すること。
- (13) 事業の内容
第3号様式記載上の注意(27)に準じて記載すること。
- (14) 関係会社の状況
第3号様式記載上の注意(28)に準じて記載すること。
- (15) 従業員の状況
第3号様式記載上の注意(29)に準じて記載すること。
- (16) 業績等の概要
第3号様式記載上の注意(30)に準じて記載すること。
- (17) 生産、受注及び販売の状況
第3号様式記載上の注意(31)に準じて記載すること。

- (18) 対処すべき課題
第3号様式記載上の注意(32)に準じて記載すること。
- (19) 事業等のリスク
第3号様式記載上の注意(33)に準じて記載すること。
- (20) 経営上の重要な契約等
第3号様式記載上の注意(34)に準じて記載すること。
- (21) 研究開発活動
第3号様式記載上の注意(35)に準じて記載すること。
- (22) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析
第3号様式記載上の注意(36)に準じて記載すること。
- (23) 設備投資等の概要
第3号様式記載上の注意(37)に準じて記載すること。
- (24) 主要な設備の状況
第3号様式記載上の注意(38)に準じて記載すること。
- (25) 設備の新設、除却等の計画
第3号様式記載上の注意(39)に準じて記載すること。
- (26) 株式の総数等
- a 第3号様式記載上の注意(40)に準じて、株式の種類ごとに、「記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類」、「発行可能株式総数」、「未発行株式数」、「発行数」、「上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名」及び「内容」を記載すること。
 - b 「発行可能株式総数」の欄には、当連結会計年度末現在の定款に定められた発行可能株式総数又は発行可能種類株式総数を記載すること。なお、当事業年度の末日後発行者情報の公表日までの間に定款に定められた発行可能株式総数に増減があった場合には、その旨、その決議があった日、株式数が増減した日、増減株式数及び増減後の株式の総数を欄外に記載すること。
 - c 「発行数」の欄には、当連結会計年度末現在及び発行者情報公表日現在の発行数を記載すること。
- (27) 新株予約権等の状況
第3号様式記載上の注意(41)に準じて記載すること。
- (27-2) M S C B等の行使状況等
M S C B等の行使状況等について、株主の権利の保護を図るために必要な事項を記載すること。
- (28) ライツプランの内容
第3号様式記載上の注意(42)に準じて記載すること。
- (29) 発行済株式総数、資本金等の推移
第3号様式記載上の注意(43)に準じて記載すること。また、当連結会計年度の末日後発行者情報の公表日までに発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増減がある場合には、その旨、増減があった日及び増減の内訳を注記すること。なお、新株予約権の行使(旧転換社債等の権利行使を含む。)による発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加については、当連結会計年度の末日後発行者情報の公表日の属する月の前月末までのものについて注記すること。
- (30) 所有者別状況
第3号様式記載上の注意(44)に準じて記載すること。
- (31) 大株主の状況
第3号様式記載上の注意(75)に準じて、発行者の株主総会又は種類株主総会における議決権行使の基準日(会社法第124条第1項に規定する基準日をいう。)現在の株主の状況について、所有株式数の多い順(発行者を除く。以下この号において同じ。)に10名程度について記載すること。ただし、これにより難い場合にあっては、当連結会計年度末現在の株主の状況について、所有株式数の多い順に10名程度

- について記載すること。
- (32) 議決権の状況
 - a 第3号様式記載上の注意(45)に準じて記載すること。
 - b 当連結会計年度の開始日から発行者情報の公表日までの間に、保有期間等に関する確約（第3号様式において規定する保有期間等に関する確約をいう。）を取得者等との間で締結している株式（当該株式の発行時において、既に金融商品取引所に発行株式が上場されている会社又は認可金融商品取引業協会に発行株式が店頭売買有価証券として登録されている会社にあつては、当該株式の発行価額の総額が1億円以上のものに限る。）について当該取得者により移動（譲受けを除く。）が行われた場合には、移動年月日、移動前所有者、移動後所有者、移動内容、移動理由等について、第3号様式の「第四部 株式公開情報」の「第2の3取得者の株式等の移動状況」に準じて記載すること。
 - c 前bに規定する場合を除き、この(32)の記載を省略することができる。
 - (33) ストックオプション制度の内容
 - 第3号様式記載上の注意(46)に準じて記載すること。
 - (33-2) 従業員株式所有制度の内容
 - 第3号様式記載上の注意(46-2)に準じて記載すること。
 - (34) 自己株式の取得等の状況
 - 第3号様式記載上の注意(47)に準じて記載すること。
 - (35) 株式の種類等
 - 第3号様式記載上の注意(48)に準じて記載すること。
 - (36) 株主総会決議による取得の状況
 - 第3号様式記載上の注意(49)に準じて記載すること。
 - (37) 取締役会決議による取得の状況
 - 第3号様式記載上の注意(50)に準じて記載すること。
 - (38) 株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容
 - 第3号様式記載上の注意(51)に準じて記載すること。
 - (39) 取得自己株式の処理状況及び保有状況
 - 第3号様式記載上の注意(52)に準じて記載すること。
 - (40) 配当政策
 - 第3号様式記載上の注意(53)に準じて記載すること。
 - (41) 株価の推移
 - 第3号様式記載上の注意(54)に準じて記載すること。
 - (42) 役員の場合
 - 第3号様式記載上の注意(55)に準じて、発行者情報の公表日現在における役員について記載すること。
 - (43) コーポレート・ガバナンスの状況
 - 第3号様式記載上の注意(56)に準じて記載すること。
 - (44) 監査報酬の内容等
 - 第3号様式記載上の注意(57)に準じて記載すること。
 - (45) 削除
 - (46) 経理の状況
 - 第3号様式記載上の注意(59)に準じて記載すること。
 - (47) 連結財務諸表
 - a 第3号様式記載上の注意(60)に準じて記載すること。

- b 連結財務諸表、四半期連結財務諸表及び中間連結財務諸表に対する監査報告書、四半期レビュー報告書及び中間監査報告書は、連結財務諸表、四半期連結財務諸表及び中間連結財務諸表に添付すること。なお、連結財務諸表等のうち、従前において特例第110条第2項第1号又は第128条第1項の規定により公表された特定証券情報又は発行者情報に含まれた連結財務諸表等と同一の内容のものであって新たに監査証明を受けていないものについては、すでに提出された当該連結財務諸表等に対する監査報告書等によるものとする。
- (48) 連結貸借対照表
第3号様式記載上の注意(61)に準じて記載すること。
- (49) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書
第3号様式記載上の注意(62)に準じて記載すること。
- (50) 連結株主資本等変動計算書
第3号様式記載上の注意(63)に準じて記載すること。
- (51) 連結キャッシュ・フロー計算書
第3号様式記載上の注意(64)に準じて記載すること。
- (52) 連結附属明細表
第3号様式記載上の注意(65)に準じて記載すること。
- (53) 主な資産及び負債の内容
第3号様式記載上の注意(66)に準じて記載すること。
- (54) その他
第3号様式記載上の注意(67)に準じて記載すること。
- (55) 外国為替相場の推移
第3号様式記載上の注意(68)に準じて記載すること。
- (56) 発行者の株式事務の概要
第3号様式記載上の注意(69)に準じて記載すること。
- (57) 外部専門家の同意
第3号様式記載上の注意(71)に準じて記載すること。

(一部改正〔平成24年12月28日、平成25年5月20日、平成27年4月30日、平成30年5月31日〕)